三重津海軍所跡の
保存・整備・活用に関する計画

- 史跡三重津海軍所跡整備基本計画
- 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
  三重津海軍所跡修復・公開活用計画

佐 賀 市

ごあいさつ

三重津海軍所跡は、幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な遺跡です。平成25年（2013）３月に国の史跡に指定され、平成27年（2015）７月には世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つとなっています。

この貴重な三重津海軍所跡を将来にわたって確実に保存し、その価値を広く一般に公開して活用していくためには、数多くの課題があります。

その中でも、価値を構成する要素の大部分が地下に埋蔵されていることは、文化財の保存のためにはどうしても必要なことなのですが、来訪者の皆さまにとってはその価値が伝わりにくい要因となっており、三重津の魅力を知っていただくためには、早期に解決すべき大きな課題となっています。

そのため、「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を策定しました。これらの課題についての課題解決や改善のための方向性を示すため、この計画においては、「見えない三重津が見えてくる」を基本理念とし、三重津を将来にわたり確実に保存しながら、その価値を、多くの方々に正しくわかりやすく伝えていくことを目指してまいります。

特に、地下遺構の保全や河川施設の安全施設等への配慮から、三重津海軍所跡の現地整備には制約が多いため、現地の「屋外展示」とガイダンス施設の「屋内展示」での双方の体験を通して循環的に見学できる「一体展示」をコンセプトに整備を行うこととといたしました。この体験を通して、幕末佐賀藩の偉業の一端を知っていただけるよう、しっかりとすすめてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導・ご助言を賜りました史跡三重津海軍所跡整備基本計画策定委員各位をはじめ、パブリックコメント制度やワークショップにてご意見をくださいました市民の皆様、国・県の諸機関や地元の方々など関係者に対し、心から御礼申し上げます。

平成30年（2018）３月　佐賀市長　秀　島　敏　行

例　　言

１．本書は、佐賀県佐賀市諸富町、川副町に所在する三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画書である。

２．本計画は、佐賀市が事業主体となり、平成27～29年度にかけて策定した。

３．本計画は、平成27年度は佐賀市単独事業、平成28、29年度は国庫補助事業として策定した。

４．本計画の策定に関わる事務は、佐賀市企画調整部三重津世界遺産課が担当した。また、本計画の策定支援として、関連業務を株式会社エスティ環境設計研究所が行った。

目　　次

第１章　計画策定の経緯と目的 …… 1

1.1　計画策定の経緯 …… 1

1.2　計画策定の目的 …… 1

1.3　計画の対象範囲 …… 2

1.4　委員会の設置 …… 3

1.5　関連計画との関係 …… 6

1.6　計画の構成 …… 8

第２章　三重津海軍所跡の概要及び現状・問題点・課題 …… 10

2.1　位置と環境 …… 10

2.2　三重津海軍所跡の価値 …… 20

2.3　三重津海軍所跡の構成要素 …… 27

2.4　三重津海軍所跡及びその周辺の現状・問題点 …… 35

2.5　広域関連整備と事業との関係 …… 57

2.6　保存・整備・活用に関する課題 …… 60

第３章　基本方針 …… 64

3.1　全体構想（ヴィジョン） …… 64

3.2　方針 …… 68

第４章　調査研究 …… 72

4.1　発掘調査 …… 72

4.2　文献調査 …… 72

4.3　保存・整備・活用に関する調査・研究 …… 75

第５章　遺跡の保存・修復 …… 76

5.1　地下遺構・出土遺物の保存・修復 …… 76

5.2　地上構造物・地形の保存・修復 …… 76

5.3　史跡の追加指定 …… 77

第６章　造船・修船システムを視野に入れた整備 …… 78

6.1　史跡指定地と公開・活用施設での整備のあり方 …… 78

6.2　ゾーニング …… 80

6.3　動線計画 …… 82

6.4　地形造成 …… 83

6.5　遺構表示 …… 84

6.6　修景・植栽 …… 95

6.7　案内・解説施設 …… 97

6.8　管理施設・便益施設 …… 99

6.9　公開・活用施設 …… 100

第７章　緩衝地帯の修景・保全 …… 101
7.1　農地ゾーン …… 101
7.2　河川ゾーン …… 101
7.3　集落ゾーン …… 102
7.4　視点場 …… 102
第８章　文化的資源・情報発信の拠点としての活用 …… 103
8.1　活用の考え方 …… 103
8.2　活用の取組 …… 105
第９章　事業の実施 …… 107
9.1　事業の計画 …… 107
9.2　事業の推進体制 …… 113
9.3　事業の管理運営 …… 114
付属資料 …… 115
１．　修復・公開活用計画の標準構成 …… 115
２．　第39回世界遺産委員会決議（39ＣＯＭ　８Ｂ．14）＜仮訳＞ …… 122
３．　史跡指定文全文 …… 126
４．　モニタリング・カルテ …… 127
５．　佐賀地区管理保全協議会規約 …… 134
６．　年次報告書 …… 138

本資料で用いられる明治５年（1872）12月２日以前の月日は、全て和暦（旧暦）である。

第１章　計画策定の経緯と目的

1.1　計画策定の経緯

三重津海軍所跡は、幕末から明治初期にかけて、佐賀藩が洋式海軍の伝習や洋式船の修理、蒸気船の建造などを行った海軍根拠地である。幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な遺跡であることから、平成25年（2013）３月に国の史跡に指定された〔平成26年（2014）10月の追加指定により一部範囲拡大〕。

この貴重な歴史遺産について、その本質的価値を明らかにするとともに、適切な保存管理を行い、市民の理解と協力を得ながら後世へと確実に継承していくための方向性を提示するため、佐賀市教育委員会は平成25年（2013）12月に「史跡三重津海軍所跡保存管理計画書」（以下、「保存管理計画書」とする。）を策定した。この保存管理計画書には、今後の整備・活用に対する基本的な考え方として、

①史跡としての本質的価値を守るための整備・活用
②史跡としての本質的価値を周知するための整備・活用
③歴史・環境の一体的な学習を目指した整備・活用

の３項目を示した。

この基本的な考え方を踏まえた史跡の本格的な整備を着手するにあたり、三重津海軍所跡の保存と活用に関する具体的な方針を示した計画の策定が必要となった。

一方、平成27年（2015）７月に、三重津海軍所跡が、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（以下、「明治日本の産業革命遺産」とする。）の構成資産のひとつとして、世界遺産一覧表に記載された。記載の決議に際し、世界遺産委員会は、平成29年（2017）12月１日までに「推薦資産及びその構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定する」よう付帯的に勧告した。そのため、構成資産のひとつである三重津海軍所跡についても、「保全措置の計画及び実施計画」の策定が必要となり、その母体となる計画を策定することとした。

このような経緯をふまえ、佐賀市は史跡及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産（以下、「世界遺産の構成資産」とする。）に関する保存・整備・活用を一体的に実施するため、内閣官房が作成した「修復・公開活用計画の標準構成」に準拠しつつ、本計画の策定に取り組むこととした。

※修復・公開活用計画の標準構成については、本書の巻末に付属資料１として掲載している。

1.2　計画策定の目的

三重津海軍所跡に関しては、これまでに二つの計画が定められている。

その一つである保存管理計画書は、史跡としての本質的価値を明らかにし、適切な保存管理を行うために、史跡指定後に佐賀市が定めたものである。

もう一つは「三重津海軍所跡管理保全計画書」（以下、「管理保全計画書」とする。）である。これは、平成24年（2012）５月の閣議決定を踏まえた「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」に基づき、平成25年度（2013）に佐賀市が関係機関・資産所有者・地域コミュニティとの連携の下に設置した「佐賀地区管理保全協議会」において策定したもので、顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素の保護（管理保全）に関して、その法的手法や体制を明確に示したものとなっている。

いずれの計画も、三重津海軍所跡の価値そのものについての保護措置を明記したものである。

今回、佐賀市が策定を行う本計画は、史跡及び世界遺産の構成資産である三重津海軍所跡の持つ価値について、前出の二つの計画に定めた保護措置を基本としながら、より望ましい状態に改善していくにあたっての保存・整備・活用の全体構想、方針を示しつつ、その具体的な手法、スケジュールを明確に示すことを目的とする。また、本計画は、世界遺産委員会の記載決議に付帯する勧告ｂ）の「保全措置の計画及び実施計画」の母体となるものである。

※世界遺産委員会の記載決議に付帯する勧告については、本書の巻末に付属資料２として掲載している。

1.3　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、次に掲げる範囲をすべて含むものとする。(図１)

（１）史跡指定範囲

（２）世界遺産の構成資産の範囲

（３）世界遺産の構成資産の緩衝地帯（三重津海軍所跡と一体となった周辺景観が存在する区域）

（４）史跡の追加指定予定地（文化財保護法上保護が必要と考えられる範囲）

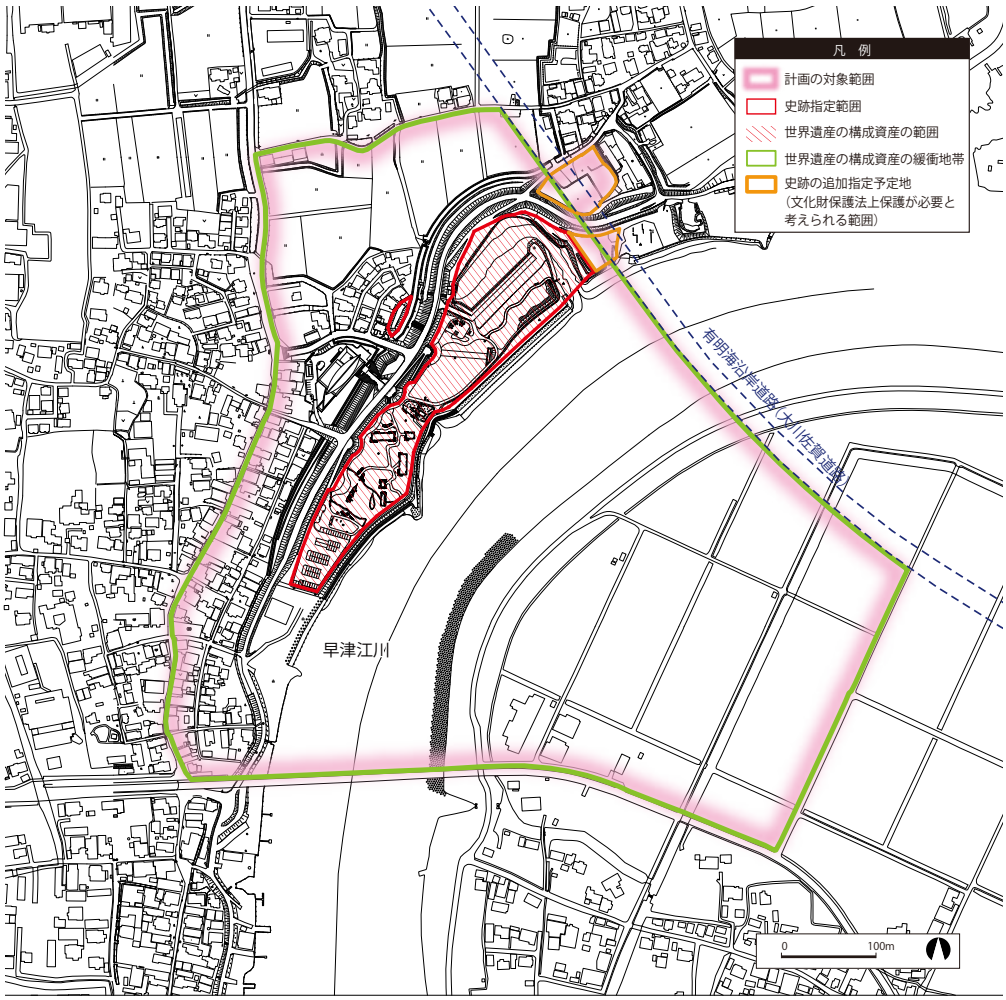

図1　計画の対象範囲

1.4　委員会の設置

(1)委員会の設置

本計画の策定にあたっては､｢史跡三重津海軍所跡整備基本計画策定委員会｣を設置した｡委員会は、保存管理計画書策定のために設置した「三重津海軍所跡保存管理計画策定委員会」をもとに、各専門分野の学識経験者や地元代表者を加え、10名の委員で構成した（表１）。

また、委員会の開催にあたっては、文化庁、内閣官房及び佐賀県教育庁文化財課を助言者とし、さらに、土地所有者や関係機関を交えて実施した。

①委員

表１　委員名簿

氏名	分野	所属	役職	専門	備考
有馬學	学術	福岡市博物館 九州大学 「九州・山口の近代化産業遺産群」専門家委員会	館長 名誉教授 国内委員	近代史	
今津節生	学術	奈良大学文学部文化財学科	教授	保存科学	
内田和伸	学術	奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室	室長	遺跡整備	
岡本均	学術	国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会 元西日本短期大学造園科	委員 教授	造園学	第１回
藤田直子	学術	九州大学大学院芸術工科研究院 佐賀県文化財保護審議会	准教授 委員	景観学	第２回～
重藤輝行	学術	佐賀大学芸術地域デザイン学部 佐賀市文化財保護審議会	教授 委員	考古学	
金子信二	学術	佐賀市文化財保護審議会 佐賀民俗学会	委員 前副会長	民俗学	
渡辺芳郎	学術	鹿児島大学法文学部 佐賀市重要産業遺跡調査指導委員会	教授 会長	考古学	
清水憲一	学術	九州国際大学経済学部 「九州・山口の近代化産業遺産群」比較調査（造船）委員会	特任教授 副委員長	経済史	
北村敏博	地元	諸富町まちづくり協議会	会長		
北村仲司	地元	博愛の里中川副まちづくり協議会	会長		第１回
田代英臣	地元	博愛の里中川副まちづくり協議会	会長		第２回～ 第６回
江口善己	地元	博愛の里中川副まちづくり協議会	会長代行		第７回

②助言者

・文化庁文化財部記念物課

・内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室

・佐賀県教育庁文化財課

③土地所有者

・国（国土交通省所管）

・佐賀県有明海漁業協同組合

④関係機関

・国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所

・佐賀県肥前さが幕末維新博事務局

・佐賀市建設部南部建設事務所

・佐賀市農林水産部水産振興課

・佐賀市教育委員会文化振興課

⑤事務局

・佐賀市企画調整部三重津世界遺産課

（2）検討経過

①第１回策定委員会　平成28年（2016）２月28日（日）13:00～16:45

委嘱状交付、会長・副会長選出、現地視察

ⅰ）三重津海軍所跡・明治日本の産業革命遺産の概要及び計画策定の背景について

ⅱ）基本計画の構成について

ⅲ）今後の委員会の進め方について

②第２回策定委員会　平成28年（2016）７月29日（金）13:30～16:30

ⅰ）第１回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅱ）目次構成案と策定スケジュールについて

ⅲ）計画案について（第１章～第３章）

③第３回策定委員会　平成28年（2016）10月20日（木）13:30～16:30

ⅰ）第２回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅱ）目次構成案と策定スケジュールについて

ⅲ）ワークショップの実施報告について

ⅳ）計画案について（第１章～第６章）

④第４回策定委員会　平成29年（2017）１月13日（金）13:30～16:30

ⅰ）第３回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅱ）計画案について（第１章～第９章）

ⅲ）今後のスケジュールについて

⑤発掘現場視察　平成29年（2017）３月２日（木）10:00～12:00

ⅰ）発掘現場視察

ⅱ）遺構の保存・整備についての意見交換

⑥第５回策定委員会　平成29年(2017) 3月17日(金)13:30～16:30

ⅰ）平成28年度発掘調査について

ⅱ）パブリックコメントにおける意見の概要について

ⅲ）第４回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅳ）計画案について（第１章～第９章）

ⅴ）今後のスケジュールについて

⑦第６回策定委員会　平成29年(2017) 5月26日(金)13:30～16:30

ⅰ）第５回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅱ）計画案について（第１章～第９章）

ⅲ）今後のスケジュールについて

⑧第７回策定委員会　平成29年(2017) 8月30日(水)14:45～17:15

ⅰ）第６回策定委員会での主な指摘事項と対応方針

ⅱ）計画案について（第１章～第９章）

ⅲ）今後のスケジュールについて

(3)ワークショップの実施　平成28年(2016)10月１日(土)13:30～15:30

地元住民や佐野常民記念館（以下､「記念館」とする。）のガイドを対象にしたワークショップを実施した。三重津海軍所跡への思いや関わり、整備・活用事例を受けて、整備後の三重津海軍所跡で取り組みたいことや、まちづくりに活かしたいこと等について議論した。

(4)パブリックコメントの実施　平成29年(2017) 1月30日(月)～２月28日(火)

第４回策定委員会までの検討結果をもとにパブリックコメントを実施した。４名の市民から意見が提出された。

1.5　関連計画との関係

本計画の策定や実施にあたり、十分な連携や調整を図るべき法令・計画等（図２）は以下のとおりである。

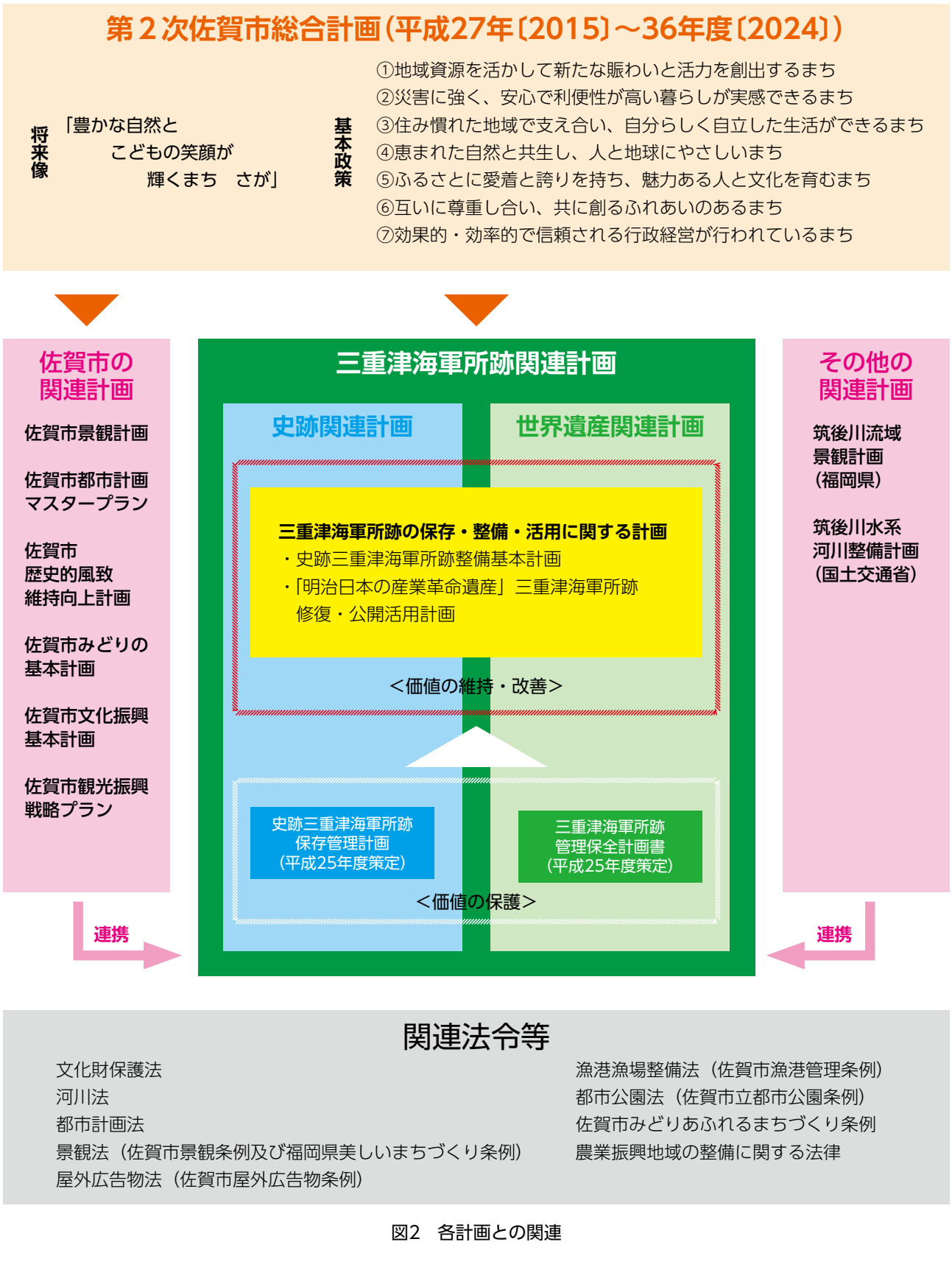

図2　各計画との関連

まず、本計画は、佐賀市の行政経営における最上位計画である「第２次佐賀市総合計画」(以下、「総合計画」とする。）の基本構想に掲げる将来像「豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち　さが」の実現に向けた計画の一つとして位置づける。そして、計画の実施は、「総合計画」の基本政策に沿って、三重津海軍所跡を取り巻く環境変化も視野に入れながら進めていくものとする。

「1.2　計画策定の目的」で述べたように、本計画は、三重津海軍所跡を望ましい状態として保護し、さらにより良い状態への改善を図るために策定するものであり、その前提となる価値の保護については、保存管理計画書と管理保全計画書によって適切な措置が図られる。本計画と最も密接に関連する法令は「文化財保護法」であり、これは遺跡の価値の保護における中核となる。

また、緩衝地帯の保全に係る法令としては、「河川法」「都市計画法」「景観法」「屋外広告物法」等とそれらの下に定められた条例等がある。特に、その景観保全については、佐賀市全域を対象とする「佐賀市景観計画」、隣接自治体である大川市を含む区域を対象とした「筑後川流域景観計画」により、対象区域の建築物や構造物についての景観誘導を行うこととなっている。また、「佐賀市都市計画マスタープラン」は、佐賀市の都市の将来像や土地利用の基本方針、あるいは都市施設の整備方針を示しており、緩衝地帯における開発行為を抑制するものである。そのほか、筑後川の整備については「筑後川水系河川整備計画」に基づき行われている。

さらに、市では、遺跡や緩衝地帯の保全に直接的に関わる計画以外にも、遺跡とその周辺の保存・整備・活用を図るための計画を策定している。佐賀市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した「佐賀市歴史的風致維持向上計画」、佐賀市のみどりの将来像、公園・緑地の整備、公共公益・民間施設の緑化推進をはじめとした、佐賀市のみどりの保全・緑化を推進していくために策定した「佐賀市みどりの基本計画」、佐賀市における歴史遺産の調査や評価、文化財の保護や地域での管理・活用の促進についても記載した「佐賀市文化振興基本計画」、三重津海軍所跡をはじめとする佐賀市の幕末近代化産業遺産を観光資源として活かす構想に言及した「佐賀市観光戦略プラン」などがこれにあたる。

以上のように、様々な計画に三重津海軍所跡が重要な資源として位置づけられ、将来にわたり保存・活用を図る方向性や位置づけが示されている。

1.6　計画の構成

本計画は全９章で構成されており、その各章の概要と全体構造（図３）は以下のとおりである。

第１章　計画策定の経緯と目的

本章では、計画策定の経緯、目的、対象範囲、計画策定委員会の概要と経過、関連計画との関係、本計画の構成を述べる。

第２章　三重津海軍所跡の概要及び現状・問題点・課題

本章では、資産の位置と環境、史跡及び世界遺産としての価値を示し、価値を構成する要素の再整理を行う。そして、構成要素それぞれの現状・問題点を整理した上で、①保存、②整備、③活用、④管理運営、における課題の抽出を行う。

第３章　基本方針

本章では、本計画で実現すべき将来像（ヴィジョン）を示し、その実現に向けて、①調査・研究、②保存・修復、③造船・修船システムの明示・説明、④景観保全、⑤活用、⑥事業の推進、における具体的な方向性を明らかにする。

第４章　調査研究

本章では、本計画の第５章から第８章で示す各事業の実施に必要な、発掘調査、文献調査、保存・整備・活用に関する調査・研究について、その内容や手法等について示す。

第５章　遺跡の保存・修復

本章では、資産を確実に後世に継承するため、地上構造物・地形・地下遺構・出土遺物などの保存・修復方法、保護措置について述べる。

第６章　造船・修船システムを視野に入れた整備

本章では、三重津海軍所跡での在来技術と西洋技術を融合させた洋式船の造船・修船システムの明示・説明を目的として、計画範囲のゾーニング、動線計画、地形造成、遺構表示、修景・植栽、案内・解説施設、管理施設・便益施設など、史跡指定地内における整備や史跡指定地周辺での公開・活用施設のあり方を明確にする。

第７章　緩衝地帯の修景・保全

本章では、資産の緩衝地帯を対象として、景観保全のあり方、修景・改善の手法を述べる。

第８章　文化的資源・情報発信の拠点としての活用

本章では、資産と公開・活用施設について、地域における文化的資源・情報発信の拠点及び市民参画を視野に入れた地域の活動拠点として活用を図るための考え方や手法について述べる。

第９章　事業の実施

第４章から第８章で示した事業を着実に実施するため、資産の管理・運営の手法、事業の推進体制、関係者の能力開発の手法を明確にし、実施期間や工程についてバーチャートを用いて示す。

第１章　計画策定の経緯と目的

計画策定の経緯や目的、対象範囲、委員会の設置概要、関連計画等の整理

第２章　三重津海軍所跡の概要及び現状・問題点・課題

史跡や世界遺産としての三重津海軍所跡の価値の整理と、保存・整備・活用にあたっての諸条件の把握

第３章　基本方針

3.1　全体構想（ヴィジョン）

三重津海軍所跡の将来像や保存・整備・活用の望ましいあり方の明示

3.2　方針

1 調査・研究の方針

2 保存の方針

3 造船・修船システムの明示・説明の方針

4 景観保全の方針

5 活用の方針

6 事業の推進

第４章

調査研究

計画策定及び事業実施に必要な調査研究の内容・手法・手順など

第５章

遺跡の保存・修復

遺構や遺物の種類ごとの保存・修復手法など

第６章

造船・修船システムを視野に入れた整備

造船・修船システムを説明するための整備手法など

第７章

緩衝地帯の修景・保全

景観などの観点から緩衝地帯の修景・改善の手法など

第８章

文化的資源・情報発信の拠点としての活用

活用の基本的な考え方と取り組むべき手法など

第９章　事業の実施

段階ごとの管理・運営手法、事業の推進体制、役割分担や連携の手法、関係者の能力開発手法など

図3　計画の構成

第２章　三重津海軍所跡の概要及び現状・問題点・課題

2.1　位置と環境

（１）自然的環境

①位置

佐賀市（図４）は、九州北西部において、福岡、熊本、長崎のほぼ中央に位置する佐賀県の県庁所在地である。市域は、東西約22km、南北約38kmで、北部の山地は福岡県福岡市と隣接し、南部は有明海に面している。面積431.84平方キロメートルである。

三重津海軍所跡が所在する佐賀市諸富町と川副町は、市域南部に位置する。市域中部以南の大部分は、きわめて平坦な低地が占め、独特な景観を形成している。三重津海軍所跡の西方には、平成27年（2015）５月にラムサール条約湿地に登録された「東よか干潟」が位置する。

図４　佐賀市の位置図

②地形

三重津海軍所跡を含む有明海北岸低地は、最大で６ｍを超える顕著な潮汐作用に由来する堆積物によって形成され、この潮汐作用は幕末当時に河港でもあった三重津海軍所の運用にも大きな影響を与えていた。

史跡指定地周辺は、陸域においては低平で軟弱な粘土層が連続し、海域では遠浅の泥干潟が連続する。また、筑後川は、河口より23ｋｍ付近までが潮の遡る感潮区間となっており、河口部には干潟が広く分布する。

こうした環境を利用して、近世以降には、土の堤防を用いた干拓事業が発展し、石垣で囲われたような埋立地はごくまれであった。

また、佐賀市役所川副支所敷地でのボーリング調査によって、いわゆる縄文海進期の海成層である有明粘土層を非海成層の蓮池層上部が覆って地表が形成されたことが明らかになり、この地域が河川起源の浮泥堆積物の影響を強く受けていた場所であったことがわかる。これらの自然層に17世紀以降の干拓地盤や造成土が積み上げられることで、三重津海軍所跡の地下遺構の基盤面が形成されている。この基盤面は、主に粘土

図５　三重津海軍所跡と早津江川の位置（北から）

質・シルト質からなり、自然層よりは強固であるが、乾燥すると無数のクラックが発生して遺構壁面の崩落を招く。

三重津海軍所跡が面している早津江川は、筑後川の派川であり（注）、流路延長は約10.0ｋｍ、右岸側は佐賀県佐賀市、左岸側は福岡県大川市と佐賀市である（図５）。なお、早津江川の河道内にある寺井津漁港や戸ヶ里漁港などの漁港においては、顕著な潮汐作用によって堆積する浮泥の浚渫が、現在でも大きな問題となっている。

（注）本川から別れて流れ出る川を派川という。河川の上流から下流に向かって右側の岸を右岸、左側の岸を左岸という。

③海岸線の変化

中・近世期から近現代を通じて様々な形で実施されてきた有明海の干拓により、陸地は海へ進出している。三重津海軍所が稼働していた時期の海岸線については、資料により記述が異なっているが、概ね現在の佐賀市川副町犬井道に所在する戸ヶ里港（戸ヶ里地区、三重津海軍所跡より南へ４ｋｍ程）付近であったことがわかっている（図６）。

図6　海軍所稼働期の海岸線の位置

④植生と動物

河川敷のうち、普段は水が流れず洪水時には流路となる高水敷にはオギ群落、水際には葦（ヨシ）原が形成され、オオタチヤナギなどのヤナギ林が分布している。また、その生息地が天然記念物に指定されているカササギ、葦原を繁殖場とするオオヨシキリなどの鳥類が生息している。

河口部の水際にはアイアシ、イセウキヤガラなどの塩生植物群落が分布している。

干潟は、シオマネキやハラグクレチゴガニなどの生息地であり、さらに、ハマシギ、シロチドリなどの餌場、休息場等でもある。

感潮域では、日本では有明海にのみ生息し産卵するエツ及びアリアケシラウオ、秋から冬にかけて有明海に下ってタイラギに卵を産むヤマノカミなどの魚類が見られる。

⑤潮位

三重津海軍所跡は早津江川河口から約5.8ｋｍの感潮区間にあたり、特に夏季は大潮時の満潮水位が高くなるため、年に１～２回程度は大雨や台風と重なり冠水することがある。冠水時は土砂よりもごみ等の被害が多いため、川岸のロープ柵に防ごみ用ネットを張る等の対策を施している。

⑥景観

三重津海軍所跡周辺には、早津江川及び河川敷などの河川景観、かつて葦原が広がっていたことを想起させる田園空間、絵図に描かれた地割りを残した集落景観など、三重津海軍所が稼働していた頃から現代に引き継がれてきた重要な景観が、三重津海軍所跡とともに存在している。

（２）歴史的環境

①三重津海軍所跡の周辺

三重津海軍所跡の上流にある西寺井遺跡（図６）において中世後期から近世にかけての集落遺跡が確認されており、三重津海軍所跡の周辺には中近世遺跡が広がる可能性のあることが判明している。古代以前では、遺跡の存在がほとんど確認されておらず、有明海沿岸部の堆積環境に由来して、居住域に適するまでの陸化はかなり遅かったものと思われる。

近世の三重津には、佐賀藩の和船を管理する船屋が設置されていた。18世紀末の村絵図に描かれている三重津船屋の地形は、現在の漁港の形態とさほど変わらない。また、村絵図からは堤防線の内陸側に、「津内」として集落が形成されていたことがわかる（図７～８）。

明治28年（1895）には、三重津海軍所跡周辺の中川副村早津江に「早津江船舶合資会社」が設立され、明治33年（1900）には解散する。その後、明治35年（1902）に三重津海軍所跡の南西側で、「佐賀郡立海員養成学校」が設置され、明治43年（1910）には「佐賀県立佐賀商船学校」となり、昭和８年（1933）に閉校した。それ以降の三重津海軍所跡周辺は、大規模な地表の改変を受けることなく、平成13年（2001）から始まった堤防改修・公園整備によって現在の姿に至っている。

周辺の筑後川流域では、佐賀市川副町大詫間に19世紀中頃の建築年代が推定される「じょうご谷」という形態の屋根を持つ民家の「山口家住宅」が所在し、昭和49年（1974）に重要文化財に指定されている（図９）。

明治23年（1890）には、河口から若津湾までの堆砂を防除して航路水運を確保するため、オランダ人技術者ヨハネス・デ・レーケ（1842～1913）が携わった通称「若津港導流堤」が築かれ、現在でも航路の維持の役割を果たしている（図９）。昭和10年（1935）に完成した「旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）」は、日本で現存最古の昇開式可動橋であり、全長507.2mに及び、鉄道可動橋建設技術の確立を象徴する遺構として、平成15年（2003）重要文化財に指定されている（図９）。

②佐賀藩の近代化事業

天保11年（1840）に起こったアヘン戦争で清国がイギリス軍に大敗すると、長崎警備の任にあたっていた佐賀藩では、欧米列強への危機感が急速に高まる。

図７　18世紀末の三重津船屋周辺　寛政４年（1792）「川副東郷上下村」（佐賀県立図書館蔵、郷土0076）の一部（図の上が北）

図８　18世紀末の荒籠周辺　寛政５年（1793）「川副下郷早津江村」（佐賀県立図書館蔵、郷土0065）の一部（図の上が北）

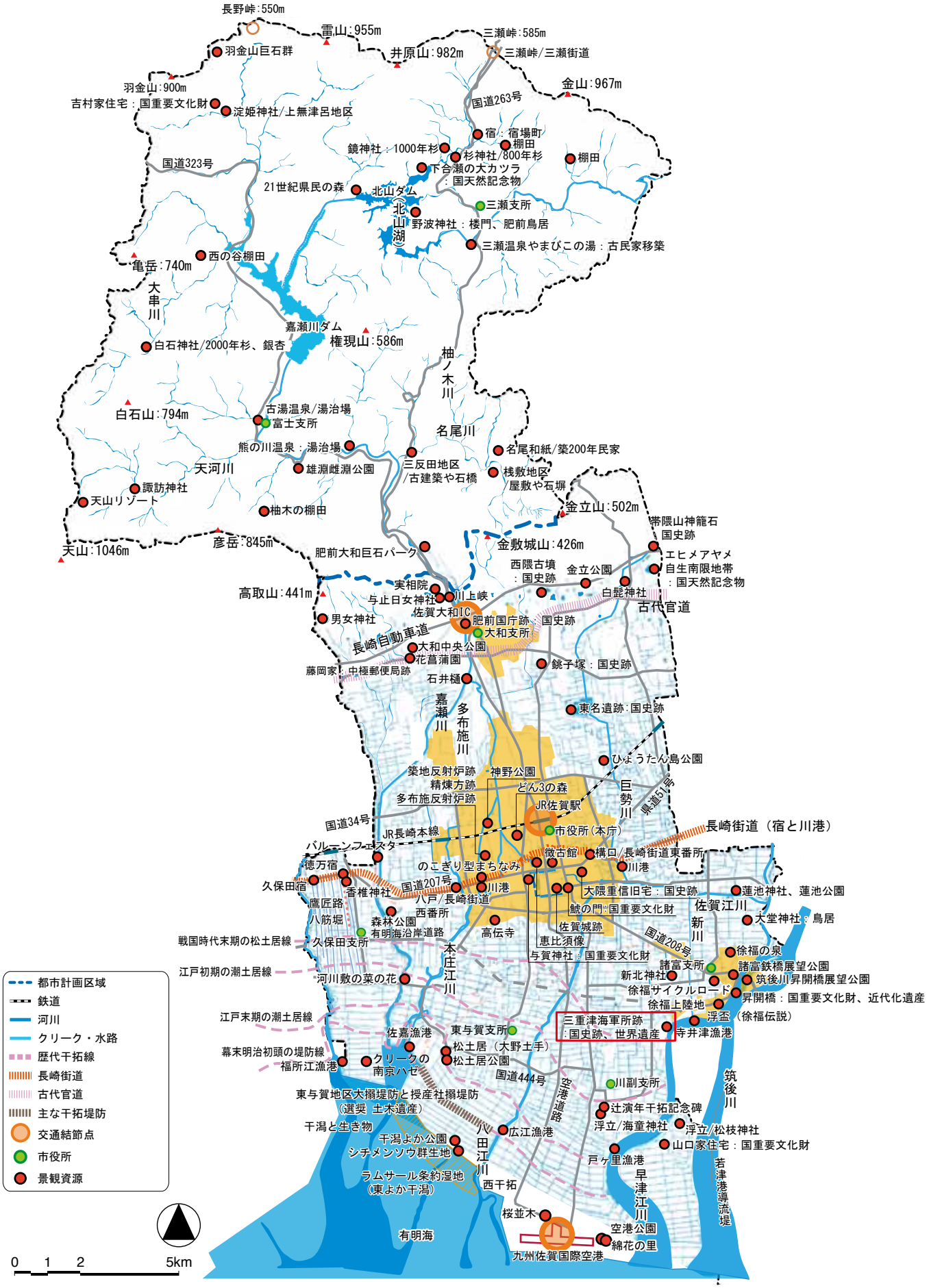

図9　佐賀市の資源分布図（佐賀市景観計画：佐賀市 を元に作成）

第10代佐賀藩主鍋島斉正（号は閑叟、後に改名して直正、以下、直正に統一。）は、西洋の軍事技術導入の必要性を痛感し、長崎港の洋式砲台増築を進言した。しかし、財政難のため幕府はこれを受け入れず、佐賀藩独自で海防力強化に取り組み始める。

嘉永４年（1851）には、長崎港外にあった佐賀藩領の伊王島と神ノ島で新たな洋式砲台増築に着手、同時に鉄製砲を砲台の備砲とするため、日本では実用化されていなかった反射炉築造にも着手した。この時造られた築地反射炉では、在来の鋳物・鍛冶職人達の支援により、嘉永５年（1852）５月には満足のいく良好な融鉄が得られるようになり、日本で最初の実用化に成功した。嘉永６年（1853）には、幕府の依頼で品川台場に鉄製砲を供給するため、改良型の多布施反射炉の増設に着手している（図９）。

さらに、安政元年（1854）以降には、長崎の洋式砲台の海上補完戦力として蒸気軍艦製造も試みるが、結局はオランダに蒸気軍艦を発注した。安政４年（1857）には海軍取調方を設置して出張所を三重津に置き、小規模な艦隊を編成して、安政６年（1859）には海軍根拠地とした。

（３）社会的環境

①土地利用と管理

史跡指定地内の大部分は「佐野記念公園」として利用され、入江は「戸ヶ里漁港（早津江地区）」として利用されている。三重津海軍所跡の史跡指定範囲は河川敷にあるため、大部分が国有地であり、一部が民有地（２筆）となっている。

土地所有区分、管理区分は以下の図に示すとおりである（図10・図11）。

②法令等による規制の状況

三重津海軍所跡及びその周辺地域に関わる法令等は以下のとおりである。

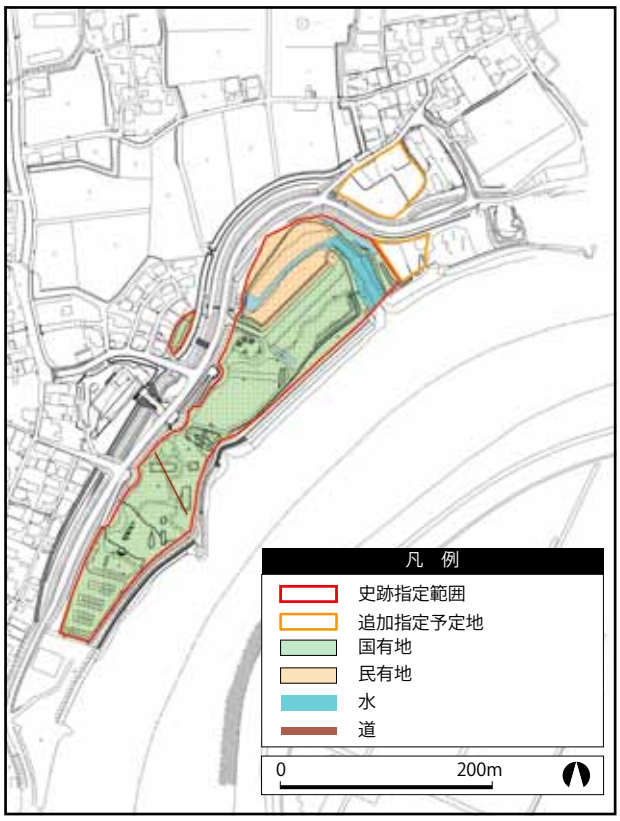

図10　土地所有区分図

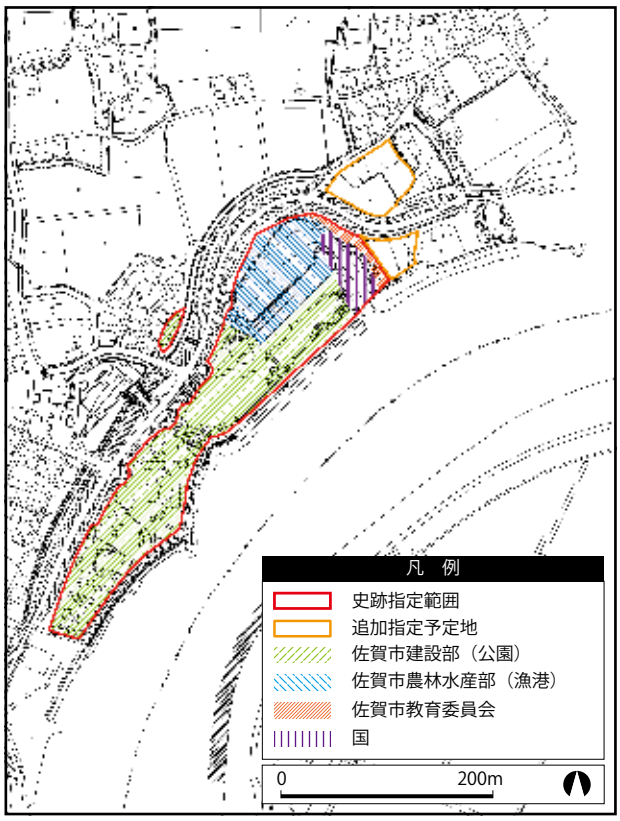

図11　管理区分図

a）文化財保護法

史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、区域内を土木工事等の目的で発掘しようとする場合には、事前に届出（佐賀市教育委員会）・通知（佐賀県教育委員会）を行う必要がある（図12）。

b）河川法

三重津海軍所跡及びその周辺は、一級河川筑後川の派川となる早津江川の河川区域であり、河川管理者（国土交通省）による河川管理が行われている。河川管理者以外が河川区域内で工作物の新設や土地の掘削などを行う場合には、河川管理者の許可が必要である（図12）。

c）都市計画法

本計画の対象範囲の佐賀市側は、市街化調整区域にあたるため、開発行為は原則禁止されている。そのため、開発行為を行うにあたっては事前に佐賀市長の許可が必要である（図12）。さらに、都市公園等の都市計画施設の区域等への建築物の建築行為についても、佐賀市長の許可が必要である。大川市側では、区域区分非設定区域にあたるため、建築物の建築又は特定工作物の建設を行う目的で、3,000　㎡以上の開発行為を行う場合には、福岡県知事の許可又は協議が必要である。

d）景観法（佐賀市景観条例、福岡県美しいまちづくり条例）

佐賀市全域が景観計画区域に指定されており、建築物又は工作物の新築等や、色彩の変更等で外観の変更などを行う場合には、事前に佐賀市長への届出・通知が義務付けられている。対岸の大川市のこの区域一帯においては、福岡県美しいまちづくり条例及び筑後川流域景観計画により、建築物又は工作物の新築等や、色彩の変更等で外観の変更などを行う場合には、事前に福岡県知事への届出・通知が義務付けられている（図12）。

e）屋外広告物法（佐賀市屋外広告物条例）

三重津海軍所跡周辺は第１種禁止地域に指定されており、原則として広告物を表示できない。解説看板や注意看板などを設置する場合は、事前に届出が必要であり、周辺の景観に調和したものであることが求められる（図13）。

f）漁港漁場整備法（佐賀市漁港管理条例）

三重津海軍所跡の一部は、第２種漁港の戸ヶ里漁港（早津江地区）であり、漁港管理者（佐賀市）による漁港管理が行われている。漁港区域内で工作物の建設や土地の掘削などを行う場合には、佐賀市長の許可が必要である（図12）。

g）都市公園法（佐賀市立都市公園条例）

三重津海軍所跡の大部分が、佐賀市の都市計画公園である佐野記念公園に含まれている。佐野記念公園は地区公園に分類され、公園管理者（佐賀市）による公園管理が行われている。

また、都市公園法に基づいて定められた佐賀市立都市公園条例において、都市公園における竹木の伐採及び土地の形質変更などの行為について制限している（図12）。

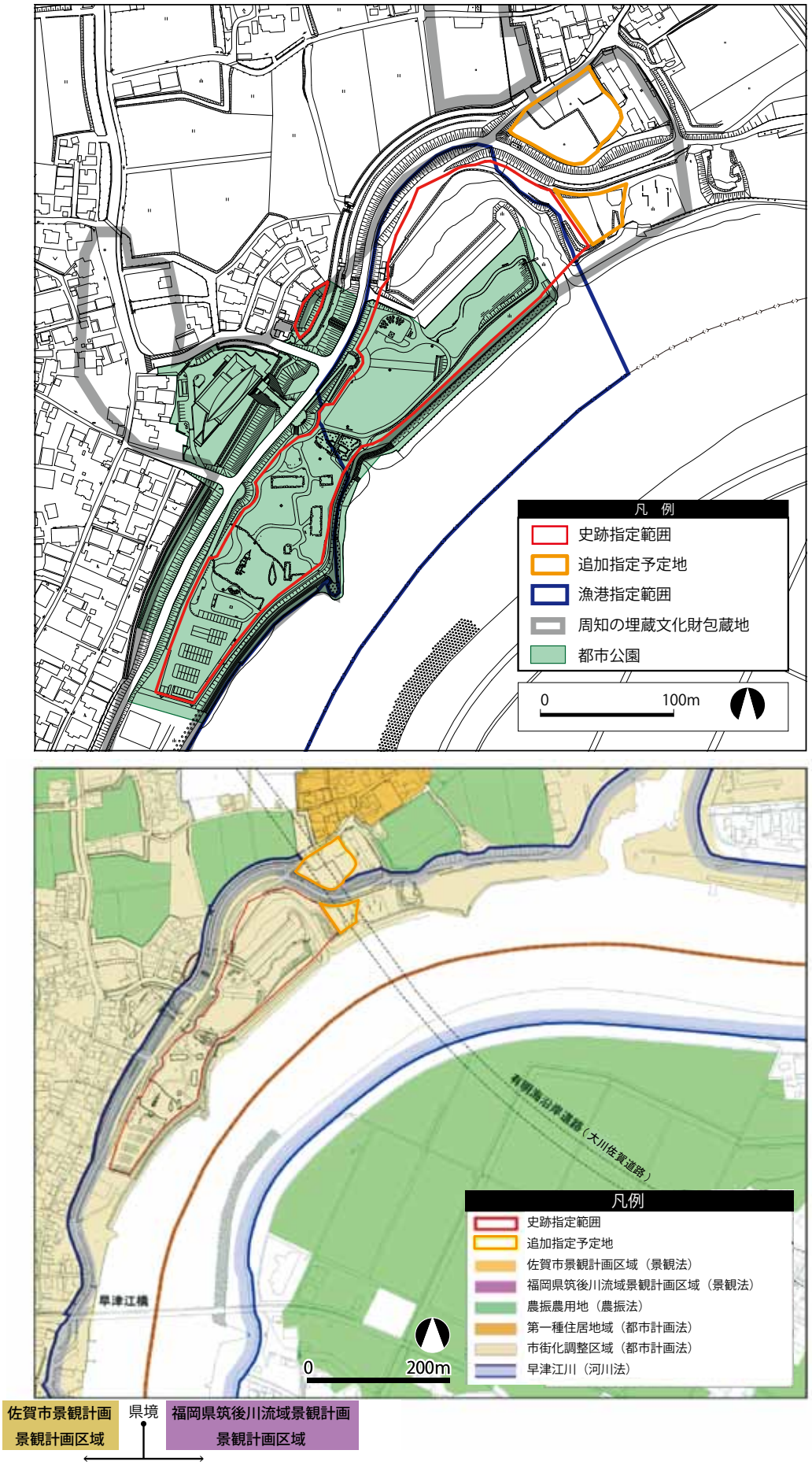

図12　三重津海軍所跡及び周辺の法規制の状況

h）佐賀市みどりあふれるまちづくり条例

佐賀市みどりあふれるまちづくり条例において、公共施設の緑化推進が求められている（図12）。

i）農業振興地域の整備に関する法律

本計画の対象範囲の大川市側の大部分、佐賀市側の一部は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」とする。）によって農振農用地区域に指定されており、原則として定められた農業上の用途区分以外の目的で使用することはできない（図12）。

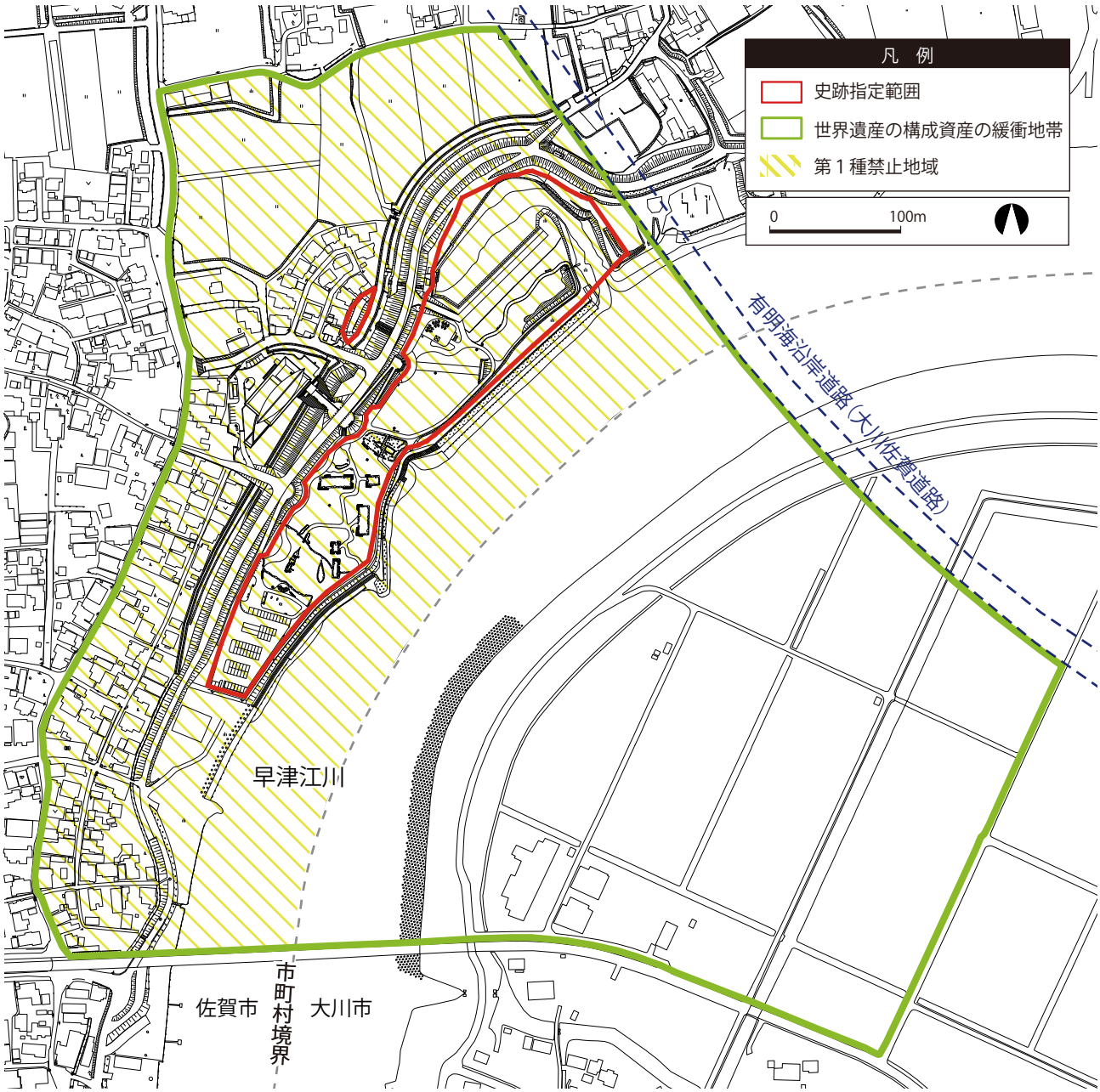

図13　屋外広告物にかかる規制

③交通

現状における三重津海軍所跡への主なアクセス手段は、自家用車又はツアー等の大型バスである。自家用車の場合、長崎自動車道佐賀大和ＩＣから約40分、九州佐賀国際空港から車で約10分という立地にある。

公共交通機関を利用する場合は、ＪＲ佐賀駅バスセンターから佐賀市営バスにて所要時間約30分であり、平日・土日祝日ともに１時間１～２本のペースで運行している。西鉄柳川駅からも民間のバスが運行され、所要時間は約30分である。

また、現在、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の建設が進んでおり、完成すれば、福岡方面から、また「明治日本の産業革命遺産」の構成資産が所在する熊本県荒尾市及び福岡県大牟田市から、アクセスが向上することが見込まれる。

④人口

平成27年（2015）国勢調査では、佐賀市の人口は236,372人であり、平成７年（1995）をピークとして減少傾向が続いている。年齢階層別にみると、少子高齢化が進行しており、平成27年（2015）の高齢化率は25.9％となっている（図14）。

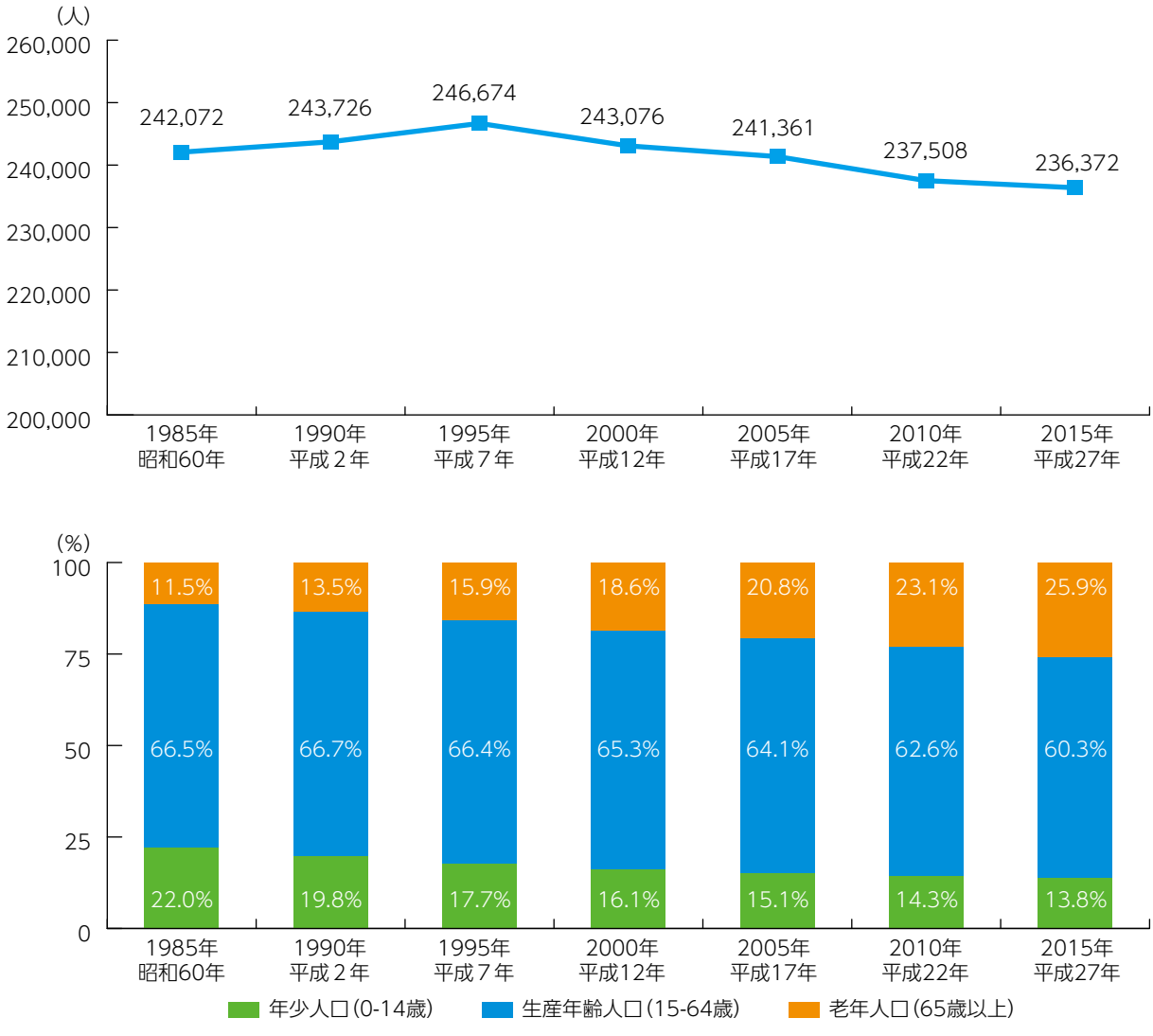

図14　佐賀市の人口（2015年までの国勢調査結果より）

⑤産業

佐賀市の就業人口は、平成12年（2012）から緩やかな減少傾向が続いており、平成27年（2015）には10.9万人となっている。

産業の構成は、サービス業や卸売・小売業を中心とする第３次産業が高い割合を占めている（図15）。

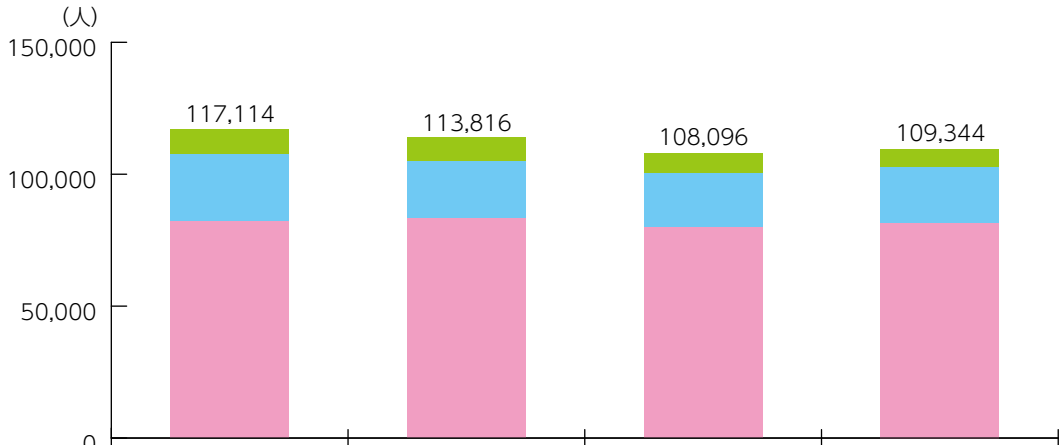

	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
第１次産業	9,415人	8,756人	7,542人	6,668人
第２次産業	25,585人	21,968人	20,729人	21,156人
第３次産業	82,114人	83,092人	79,825人	81,520人
合　　計	117,114人	113,816人	108,096人	109,344人

図15　佐賀市の産業構成（2015年までの国勢調査結果より）

2.2　三重津海軍所跡の価値

（1）史跡としての価値

①名称

史跡三重津海軍所跡（しせきみえつかいぐんしょあと）

②指定年月日

平成25年（2013）３月27日史跡指定（文部科学省告示第39号）
平成26年（2014）10月６日史跡追加指定（文部科学省告示第142号）

③所在地

佐賀県佐賀市諸富町、川副町

④面積

31,855.14㎡（内2,350.75㎡追加指定）

⑤指定基準

史跡の部

⑥指定範囲

図16に示す範囲（三重津海軍所跡史跡指定範囲図）

⑦指定説明

三重津海軍所跡は、幕末に佐賀藩が洋式船による海軍教育を行うとともに、藩の艦船の根拠地として、さらに修船・造船を行う場として機能した施設であり、筑後川の支流早津江川の西岸河川敷に立地する。佐賀藩では、藩内の船手に洋式船の運用技術を教育するため、安政五年（一八五八）、従来より三重津に設置されていた藩の船屋を拡張し、御船手稽古所を設けて、藩内での海軍養成及び艦船運用を本格的に行い、艦船運用の根拠地としての整備も行った。さらに、洋式艦船の修理部品の製造等を行う「製作場」や、修船・造船の際に船を引き入れる「御修覆場」等の修船施設を整備していった。慶応元年（一八六五）には、国内最初期の実用蒸気船である凌風丸が建造されている。佐賀市（旧・川副町、諸富町）教育委員会が平成十三年度から平成二十四年度にかけて発掘調査・文献調査等を実施し、加熱炉と考えられる金属加工遺構、木杭と板を組み合わせた在来の土木工法による船渠側壁の護岸施設が見つかっている。幕末期の洋式船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要である。（月刊『文化財』平成26年９月号）

※史跡指定時の指定文については、本書の巻末に付属資料３として掲載している。

⑧管理団体

佐賀市

⑨これまでの調査状況

三重津海軍所跡の発掘調査は、表２に示す通り、平成13～14年度（2001～02）にかけて、堤防改修・

漁港整備・公園整備の開発事前調査として開始され、その際、広範囲に関連遺構の分布が確認されたため、できる限り地下遺構に影響を及ぼさないよう施工された。

平成21年度（2009）からは、上記の調査成果を基礎として、三重津海軍所跡の史跡指定を目指すための重要遺跡確認調査を実施した。また、三重津海軍所関連の歴史文献調査も発掘調査と並行して実施し、多くの新知見を得ることができた。

平成24年度（2012）の史跡指定後は、史跡整備の基礎資料を得るために重要遺跡確認調査を続行中であり、歴史文献調査も継続している。平成26年度（2014）には、修覆場地区の金属関連遺構が更に上流側にも分布することを確認した。平成27年度（2015）には、下流側でドライドックを構成する護岸遺構と底面を確認し、ドライドックの規模・構造の解明に向けて大きく前進した。平成28年度（2016）には、船屋地区で重要遺跡確認調査を行い、建物柱列と土堤盛土を確認した。

歴史文献調査では、三重津船屋での初期蒸気船建造計画、佐賀藩海軍の解体と三重津海軍所の終焉等について、新たな成果を挙げつつある。

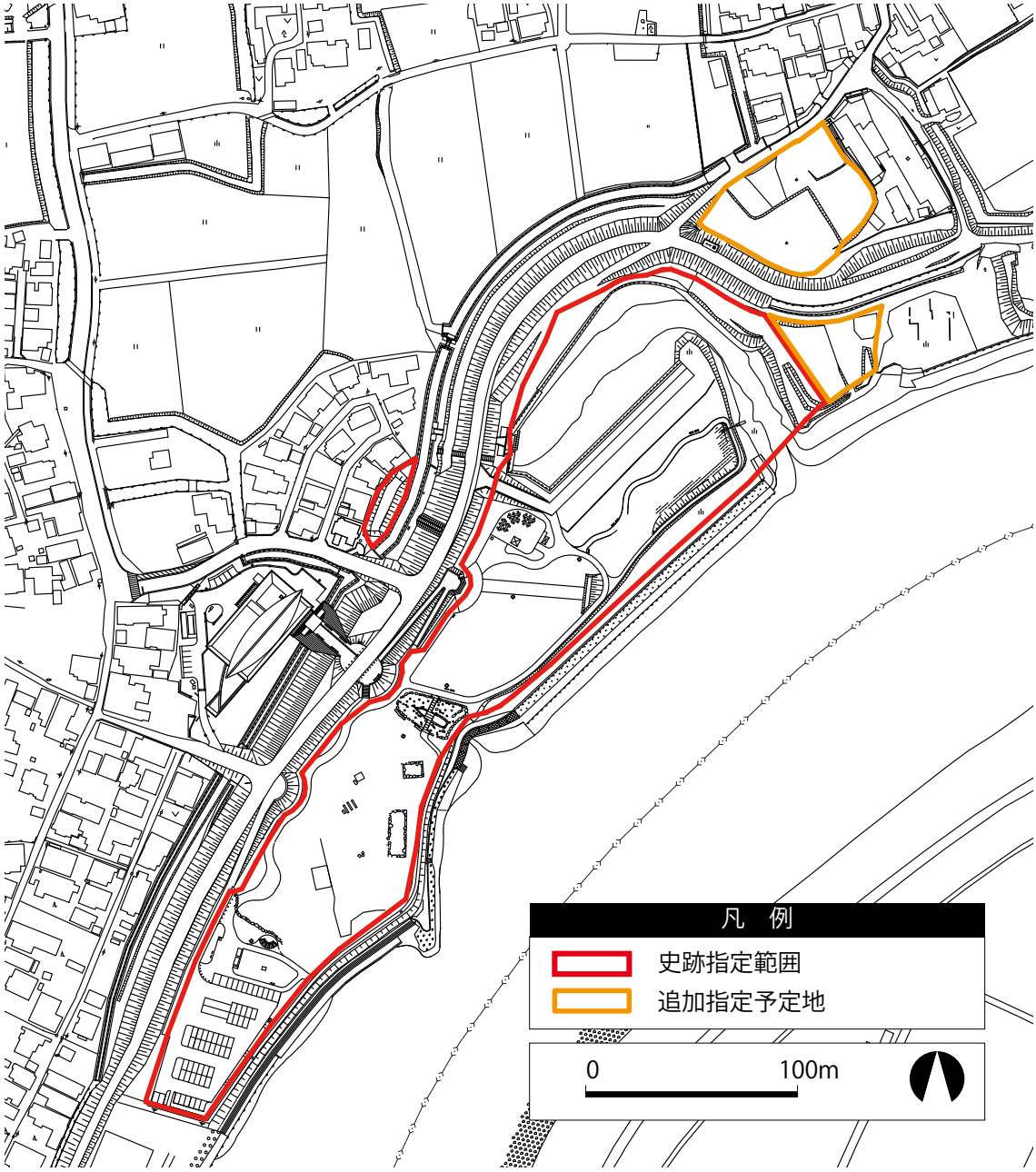

図16　三重津海軍所跡史跡指定範囲図

表２　三重津海軍所跡関連主要調査区一覧

年度	調査原因	地区名	調査区名	面積（㎡）	検出遺構等
13	堤防改修	指定地外（稽古場）	１区	1,300	【船屋期～海軍所稼働期】竹柵遺構・木杭群・井戸・造成土
	堤防改修	指定地外（船屋）	２区	1,400	【船屋期～海軍所稼働期】建物礎石痕・井戸・土坑・溝・土堤盛土・造成土・梯子状胴木
14	漁港整備	船屋地区	３区	110	【船屋期～海軍所稼働期】土堤盛土・造成土
	公園整備	指定地外（津内）	４区	3,900	【近世】甕棺墓・近世盛土 【商船学校期】建物礎石・近代盛土
	堤防改修	指定地外（稽古場）	５区	520	【船屋期～海軍所稼働期】造成土
	堤防改修	保存堤防	６区	480	【船屋期～海軍所稼働期】土堤盛土・造成土
	堤防改修	指定地外（津内）	７区	540	【近世】井戸・溝・埋甕・埋納遺構・近世盛土
21	重要遺跡	追加指定予定地	８区	150	17区に包括
	重要遺跡	修覆場地区	９区	543	【海軍所稼働期】金属関連遺構（石組遺構・溝状遺構）・炉状遺構（１・２）・造成土
	重要遺跡	修覆場地区	10区	198	【海軍所稼働期】金属関連遺構（小型二連炉）・廃棄土坑・造成土
	重要遺跡	修覆場地区	11区	275	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部〕・造成土
	重要遺跡	修覆場地区	12区	87	【船屋期～海軍所稼働期】造成土
22	重要遺跡	修覆場地区	13区	61	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部〕
	重要遺跡	修覆場地区	14区	586	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部〕・護岸遺構〔渠口部〕・河川面護岸遺構 【商船学校期】護岸遺構・コンクリート製船台遺構
	重要遺跡	修覆場地区	15区	50	【船屋期～海軍所稼働期】造成土
	重要遺跡	修覆場地区	16区	75	【船屋期～海軍所稼働期】造成土
23	重要遺跡	追加指定予定地	17区	675	【船屋期】建物柱列・土坑・溝・造成土
	重要遺跡	修覆場地区	18区	600	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部〕・廃棄土坑・造成土
	範囲確認	追加指定予定地	19区	450	【船屋期】造成土
24	重要遺跡	修覆場地区	20区	1,702	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部〕・廃棄土坑・造成土
26	重要遺跡	修覆場地区	21区	801	【海軍所稼働期】金属関連遺構（炉状遺構）・造成土
27	重要遺跡	修覆場地区	22区	587	【海軍所稼働期】護岸遺構〔本渠部２〕・護岸遺構〔渠底部〕・造成土
28	重要遺跡	船屋地区	23区	700	【船屋～海軍所稼働期】建物柱列・土堤盛土・造成土

（２）世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値

三重津海軍所跡は、幕末から明治初期にかけて、佐賀藩が船舶関連技術を獲得するために、試行錯誤の実践、技術の向上・普及、人材育成を試みる拠点施設となった遺跡であり、以下に示すとおり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」において顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成資産である。

①世界遺産一覧表への記載日

平成27年（2015）７月８日

②世界遺産一覧表への記載名称

「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

③顕著な普遍的価値の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19世紀半ばから20世紀の初頭にかけ、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアルの構成資産は、1850年代から明治43年（1910）にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の三つの段階を顕している。

第一段階は1850年代から1860年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取組により、日本は江戸時代の鎖国から大きく一歩を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期（明治23年～明治43年（1890～1910））にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

23の構成資産は８県11市に立地している。８県の内６県は、日本の南西部に、１県は本州の中部、１県は本州の北部に位置する（表３・図17）。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的変化の道程を顕著に顕している。

明治43年（1910）以降、多くの構成資産は、本格的な複合的産業施設に発展をした。現在も、一部、現役の産業設備として操業しているものもあり、また、現役の産業設備の一部を構成しているものもある。

※平成27年（2015）の第39回世界遺産委員会が「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産一覧表への記載にあたり採択した「顕著な普遍的価値の言明」の抜粋。全文については決議（39ＣＯＭ．８Ｂ14）に含まれており、本書の巻末に付属資料２として掲載している。

④評価基準への適合

評価基準（ii）	建築，科学技術，記念碑，都市計画，景観設計の発展に重要な影響を与えた，ある期間にわたる価値観の交流またはある文化圏での価値の交流を示すものである。

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な特別の国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

評価基準（iv）	歴史上の重要な段階を物語る建築物，その集合体，科学技術の集合体，あるいは景観を代表する顕著な見本である。

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

表３　「明治日本の産業革命遺産」構成資産一覧

エリア	サイト	構成資産
1　萩	萩の産業化初期の遺産群	萩反射炉
		恵美須ヶ鼻造船所跡
		大板山たたら製鉄遺跡
		萩城下町
		松下村塾
2　鹿児島	集成館	旧集成館
		寺山炭窯跡
		関吉の疎水溝
3　韮山	韮山反射炉	韮山反射炉
4　釜石	橋野鉄鉱山	橋野鉄鉱山
5　佐賀	三重津海軍所跡	三重津海軍所跡
6　長崎	長崎造船所	小菅修船場跡
		三菱長崎造船所　第三船渠
		同　ジャイアント・カンチレバークレーン
		同　旧木型場
		同　占勝閣
	高島炭鉱	高島炭坑
		端島炭坑
	旧グラバー住宅	旧グラバー住宅
7　三池	三池炭鉱・三池港	三池炭鉱・三池港
	三角西港	三角西港
8　八幡	官営八幡製鐵所	官営八幡製鐵所
		遠賀川水源地ポンプ室

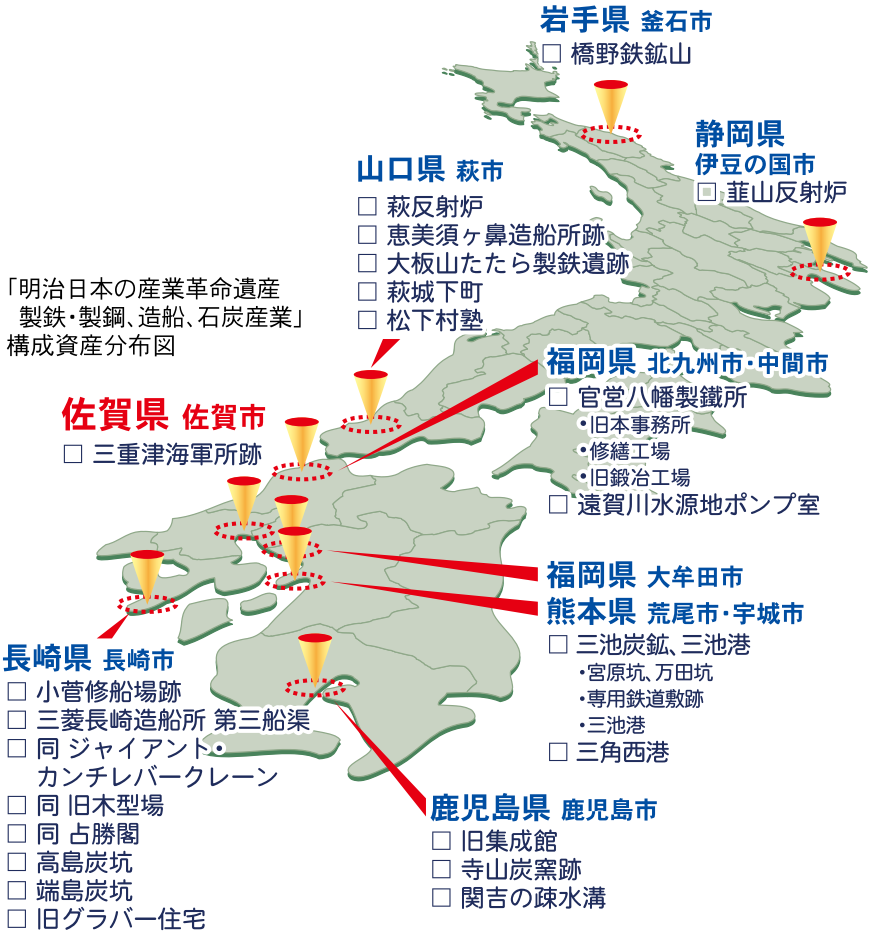

図17　構成資産の分布

⑤「明治日本の産業革命遺産」における三重津海軍所跡の位置づけ

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業という三つの産業分野から成り立ち、第１段階（1850～60年代）、第２段階（1860～80年代）、第３段階（1890～1910年）という三つの時代に及んだ顕著な普遍的価値の証明に貢献する一群の構成遺産から成る。

佐賀藩ではいち早く西洋の技術を取り入れて、独自に洋式海軍の創設と洋式船の整備・運用を実現するに至った。佐賀藩が三重津海軍所跡で試みた西洋の最新技術と日本の伝統技術との融合は、日本の産業化の造船分野における第一段階（幕末）の様相を具体的に示したものであり、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する23の構成資産のうちの一つに位置づけられている（図18）。

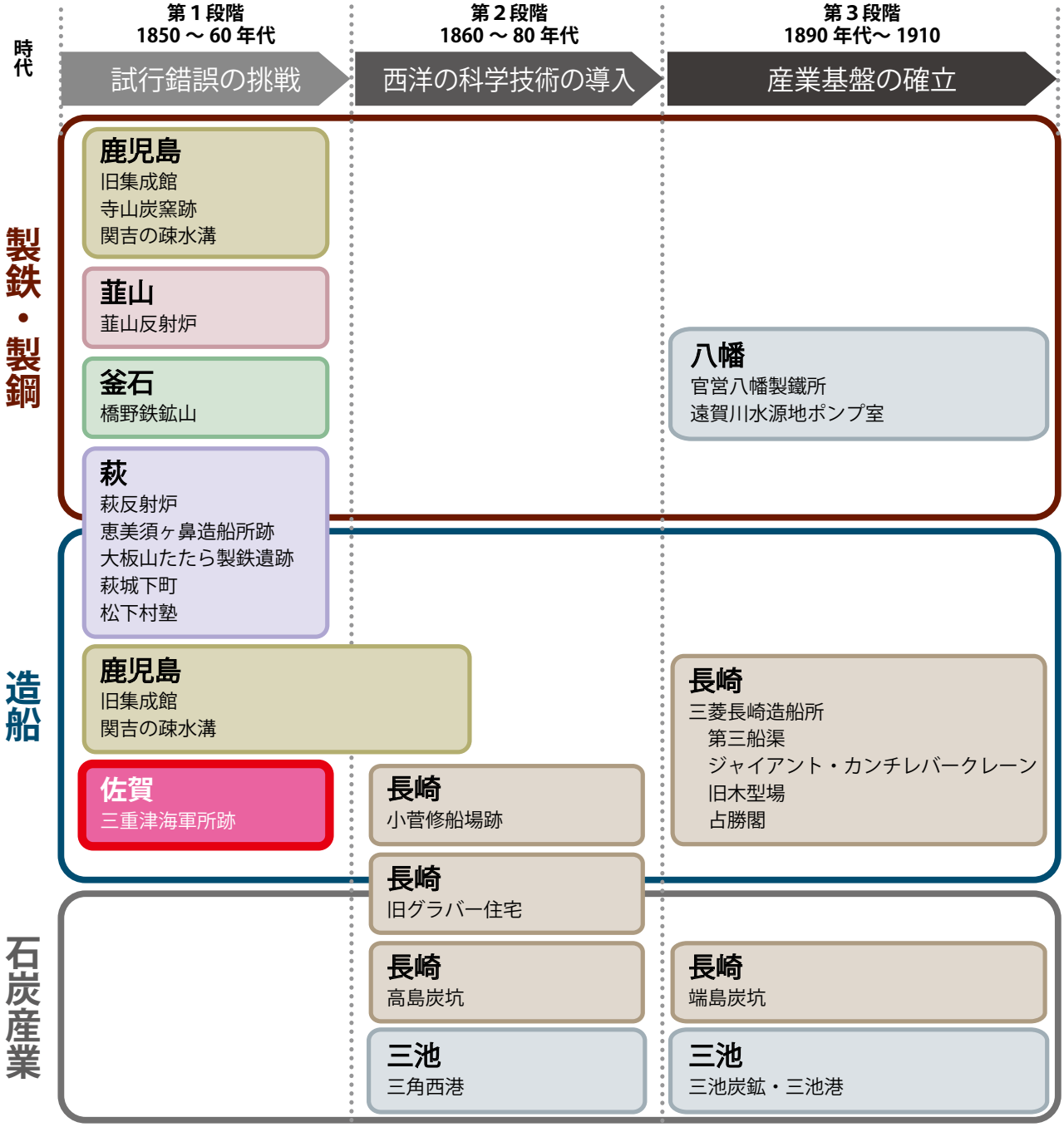

図18　「明治日本の産業革命遺産」における三重津海軍所跡の位置づけ

2.3　三重津海軍所跡の構成要素

（1）構成要素の再整理

ここでは、三重津海軍所跡の保存・整備・活用を考えるにあたり、その構成要素について改めて整理を行う。

三重津海軍所跡の産業遺産としての重要性をより深く理解するためには、海軍所が稼働していた時期を中心としつつ、海軍所の成立以前の時代、そして、海軍所解体後の明治から昭和にかけての商船学校の時代を経て現在に至るまでの時代を含んだ、幅広い歴史的経緯を踏まえるとともに、地域の発展や地域コミュニティのアイデンティティーの形成において重要であると管理保全計画書に明記された「地方及び地域としての価値」の要素も含めた視点で捉えることが重要である。よって、構成要素の整理には、この考えを十分に反映するものとする。

また、三重津海軍所跡の要素には、「史跡の本質的価値」を表す要素と「世界遺産『明治日本の産業革命遺産』の顕著な普遍的価値」の証明に貢献する要素があるため、構成要素の整理においては、その分類に十分に留意する。

①史跡の構成要素と三重津海軍所跡の歴史的経緯

三重津海軍所跡の歴史的経緯の起点は、遅くとも中世後期（14～16世紀）に遡るが、その時点では主として河川敷としての土地利用であったと考えられる。

この地では有明海の大きな干満差を利用した干拓が進行し、近世に入ると佐賀藩の和船を管理する三重津船屋が整備された。三重津の名称は寛文６年（1666）に初現し、船屋地区周辺の発掘調査では17世紀末の出土遺物を確認した。18世紀末の村絵図（Ｐ13，図７～８）に描かれている三重津船屋周辺の河川敷の景観は、現在のものと大きくは変わらない。この三重津船屋が設置されてから、三重津海軍所が設置されるまでの期間を船屋期とする。

三重津海軍所は、佐賀藩による安政５年（1858）の御船手稽古所の設置に始まり、明治初年まで存続した。この船屋期に引き続き、三重津海軍所が稼働していた期間を海軍所稼働期とする。

三重津海軍所が解体された後、その跡地には明治35年（1902）から昭和８年（1933）まで佐賀商船学校が設置され、船・海との関係の継続が示されたことから、この海軍所稼働期に引き続く期間を商船学校期とする。

その後も早津江川は線形を維持したまま存在し、船屋の入り江は漁港として利用され、往時の景観は受け継がれてきた。佐賀藩海軍とゆかりの深い佐野常民と三重津海軍所との出会いの中で、この地の人々と他地域の人々の交流を図り、未来への活力を生み出す場所として、平成13年（2001）から堤防改修、漁港整備、公園整備が行われた。平成17年度（2005）に佐野記念公園として開園、平成25年（2013）に史跡に指定、平成26年（2014）に史跡の追加指定、平成27年（2015）に三重津海軍所跡を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産一覧表に記載され、今日に至っている。

以上を踏まえ、各構成要素の区分と所属する時期等を整理すると、表４のように示すことができる。船屋期と海軍所稼働期の構成要素は「Ａ　本質的価値を構成する要素」、商船学校期の構成要素は「Ｂ　本質的価値に準ずる要素」となる。

②史跡の構成要素と世界遺産としての構成要素

世界遺産としての価値は、海軍所稼働期に属する構成要素から形成される。また、「地方及び地域としての価値」は商船学校期に属する石碑「和船圍場跡（わせんかこいばあと）」などの構成要素から形成される。

世界遺産の構成資産の範囲には、旧堤防跡（保存堤防）は含まれないが、それ以外では世界遺産としての価値を形成する三重津海軍所跡の構成要素（表４，☆）と、史跡としての価値の大部分を形成する海軍稼働期の構成要素は共通する。商船学校期の構成要素（表４，Ｂ）は、史跡としての価値に準ずる構成要素と同じ位置づけとなっている。

したがって、三重津海軍所跡における史跡と世界遺産としての構成要素は、旧堤防跡（保存堤防）を除いて同じものとなっている。

なお、商船学校期に属する石碑「和船圍場跡」と同様の石碑「調練場跡」「藩兵学校跡」が、史跡指定地に隣接して存在しており、今回、同じく史跡としての価値に準ずる構成要素として取り扱うものとする。

③その他の有効な構成要素

これまでに整理した史跡の構成要素、世界遺産としての構成要素に加えて、本計画を策定するにあたって精査したところ、計画の対象範囲内において、史跡としての価値を補完する要素（表４，Ｃ）、保存・活用に有効な要素（表４，Ｄ）、その他の用途に資する要素（表４，Ｅ）の三つのグループに属する要素が存在することを確認した。そのため、整備の対象として検討すべきものと位置づけた。

史跡としての価値を補完する要素（表４，Ｃ）として、農地・河川・集落からなる周辺景観が存在する。この要素が分布する範囲は、第１章３節において示したとおり、三重津海軍所跡の世界遺産の緩衝地帯の範囲とほぼ一致する。

保存・活用に有効な要素（表４，Ｄ）は、来訪者に史跡としての価値及び世界遺産としての価値を伝えるものである。史跡指定地内の屋外の展示物には、地下遺構の平面表示・解説サイン、世界遺産登録記念銘等がある。記念館内の屋内の展示物には、三重津海軍所跡の価値を展示解説するインフォメーションコーナーがある。また、屋外展示の「みえつＳＣＯＰＥ」、屋内展示の「ラウンドビジョン」「みえつドームシアター」「オキュラスリフト」など、映像を中心としたコンテンツをまとめて「三重津タイムクルーズ」として整備している。

その他の用途に資する要素（表４，Ｅ）は、来訪者や利用者の利便に供するものであり、現状で史跡三重津海軍所跡の大部分を形成する公園と漁港の利用に関する施設である。

これら①～③の構成要素と時期を整理して示したものが表４であり、三重津海軍所跡については、史跡及び世界遺産の構成資産とその周辺域も含め、一体的に保存・整備・活用を図っていく必要がある。

表４　三重津海軍所跡の構成要素

構成要素の区分	構成要素			構成要素の所属時期				世界遺産
				船屋期	海軍所稼動期	商船学校期	現在	
A　本質的価値を構成する要素	①地上に表出している要素	旧堤防跡（保存堤防）		○	○	○	○	
		入江の地形		○	○	○	○	☆
	②地下に埋蔵されている要素	船屋地区	土堤盛土	○	○			☆
			造成土	○	○			☆
		稽古場地区	木杭群	○	○			☆
			造成土	○	○			☆
		修覆場地区	石組遺構		○			☆
			炉状遺構（1・2）		○			☆
			溝状遺構		○			☆
			小型二連炉（坩堝炉）		○			☆
			廃棄土坑		○			☆
			護岸遺構〔本渠部〕		○			☆
			護岸遺構〔渠口部〕		○			☆
			河川面護岸遺構		○			☆
			造成土		○			☆
		追加指定予定地	土坑	○				
			溝	○				
			建物基礎	○				
			造成土	○				
B　本質的価値に準ずる要素	①近代の地下遺構		コンクリート製船台遺構			○		★
			護岸遺構			○		★
	②近代の地上構造物		石碑「和船圏場跡」			○		★
			石碑「調練場跡」			○		
			石碑「藩兵学校跡」			○		
C　価値を補完する要素	①農地			○	○	○	○	
	②河川			○	○	○	○	
	③集落			○	○	○	○	
D　保存・活用に有効な要素	①屋外の展示物		平面表示				○	
			解説サイン				○	
			世界遺産登録記念銘				○	
			映像コンテンツ「三重津タイムクルーズ」				○	
	②屋内の展示物		三重津海軍所跡インフォメーションコーナー				○	
E　その他の用途に資する要素	①公園施設		園路及び広場				○	
			修景施設				○	
			休憩施設				○	
			遊戯施設　※				○	
			トイレ				○	
			照明				○	
			サイン				○	
			護岸				○	
			駐車場　※				○	
	②漁港施設						○	

☆は「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する要素。
★は「地方及び地域としての価値」として位置づけられている構成要素。
※公園の駐車場は史跡指定地外への移転を予定しており、遊戯施設は撤去を検討する。

A．本質的価値を構成する要素

①地上に表出している要素

三重津海軍所跡の本質的価値を構成する要素は、その大部分が地下遺構により構成されるが、旧堤防跡（保存堤防）と入江の地形は地上に表出している要素である（図19）。

〈旧堤防跡（保存堤防）〉

堤防の線形変更により保存された旧堤防の一部は、海軍所稼働期に近い堤防の様子を残している。

〈入江の地形〉

入江の地形は、船屋期から大規模な改変を受けることなく、その特徴的な形状を留めており、海軍所稼働期の景観を想起させることに貢献している。

②地下に埋蔵されている要素

〈船屋地区、稽古場地区、修覆場地区〉

海軍所稼働期に関連する遺構は、三つの地区で確認されている。

船屋地区では土堤盛土及び造成土を確認しており、土堤盛土中からは17世紀後半から19世紀にかけての磁器が出土している。

稽古場地区では、木杭群や造成土を確認している。

史跡指定地の南部に位置する修覆場地区では、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕が良好な状態で確認され、当時の川の様子が分かる河川面護岸遺構、洋式船の修理のための大規模な銅や鉄の金属部品の製造が行われていたことを示す石組遺構・炉状遺構・溝状遺構・小型二連炉等の金属関連遺構を確認している。また、隣接する廃棄土坑から出土した坩堝・鞴羽口・鋳型・金属製品等の遺物は、三重津海軍所跡での金属生産の過程を知る上で貴重な手がかりとなっている。さらに、「海」「舩」「役」等の銘が入った三重津海軍所特有の磁器が数多く出土しているほか、洋式船舶用ロープや蒸気船用の燃料と考えられる石炭等も出土している（図19）。

〈追加指定予定地〉

遺跡の北端にある地区では、土坑・溝・建物基礎や造成土を確認しており、それらに含まれる陶磁器等から、船屋期の遺構であると推定される。

B．本質的価値に準ずる要素

①近代の地下遺構

史跡指定地内では、明治35年（1902）に佐賀郡立海員養成学校が開校し、のちに佐賀県立佐賀商船学校となって、昭和８年（1933）に閉校していることから、当該地からは商船学校に関する遺構が確認されている。そのほか、近代の護岸遺構や、商船学校が閉校した昭和８年（1933）以降に構築されたと考えられるコンクリート製船台遺構も確認されている（図19）。これらの遺構は、三重津海軍所の閉鎖後、海員養成学校、商船学校が開校していたという歴史的な連続性を物語るものである。

②近代の地上構造物

石碑「和船圍場跡」は、商船学校閉校後の昭和９年（1934）以降に三重津海軍所を顕彰する動きの中で、「佐賀三重津海軍所記念会」が建てた石碑と考えられる（図19）。当時の設置場所や設置

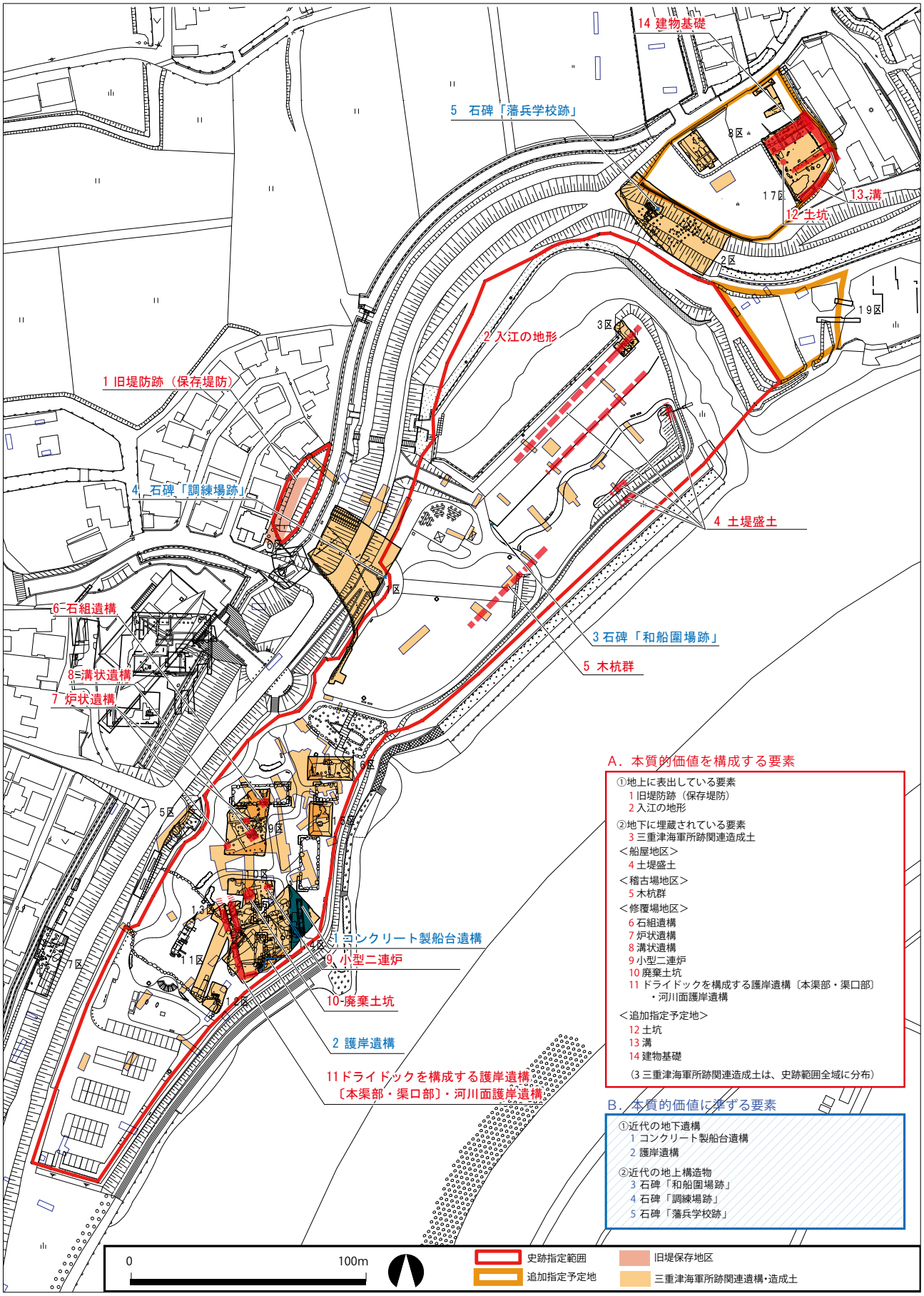

図19　構成要素の区分（A）（B）の配置図

年については不明であるが、三重津海軍所跡のその後の変遷や、後世においてどのように捉えられていたのかを窺い知ることができる要素として重要である。

C．価値を補完する要素

①農地、②河川、③集落

三重津海軍所跡の史跡としての本質的価値及び世界遺産の顕著な普遍的価値の証明に貢献する側面を補完する要素として、農地、河川、集落が挙げられる（図20）。河川には福岡県との県境があり、対岸の大川市には農地が広がっている。現在も三重津海軍所跡の周囲に広がるこれらの要素は、三重津海軍所がこの地に築かれた理由を示す自然や地形、河川敷に繁茂していた葦原の風景、絵図に描かれた集落等の地割りの様子、一部のみではあるが残されている海軍所当時の堤防、やや川幅が狭くなっているものの当時の線形を維持している河川などから成り、三重津海軍所と一体となっていた当時の周辺景観のイメージを今に伝えている。

図20　構成要素の区分（C）の配置図

D．保存・活用に有効な要素

①屋外の展示物

史跡指定地内では、遺構の場所や形状を示す平面表示をはじめ、遺構ごとの解説板、ドライドックの発掘調査当時の様子を示す原寸大の写真パネル、記念館で貸し出す「みえつＳＣＯＰＥ（ＶＲ機器）」に映像が流れるポイント等を暫定的に整備している（図21）。

②屋内の展示物

記念館内に暫定的に整備した三重津海軍所跡インフォメーションコーナーや、「みえつドームシアター」などの三重津タイムクルーズの映像コンテンツ等は、来訪者に三重津海軍所跡の価値を伝え、三重津海軍所跡の価値を守り継承していくことに資するものであり、三重津海軍所跡を構成する要素の一つとなっている（図21）。

E．その他の用途に資する要素

①公園施設

三重津海軍所跡の大部分は、平成17年度（2005）に都市公園として開園し、隣接する記念館（平成16年度（2004）開館）を一体とした佐野記念公園として活用している。公園整備に伴い便益施設などの公園施設を設置し、広場等の整備も行った（図21）。史跡指定地内には公園駐車場を設置している。

②漁港施設

船屋地区の入江は、戸ヶ里漁港（早津江地区）として整備されている。内陸側のコンクリート護岸は昭和47年度（1972）に、河川側のコンクリート護岸は平成15年度（2003）にそれぞれ整備された（図21）。常夜灯及び係船環等の漁港施設が設置されている。

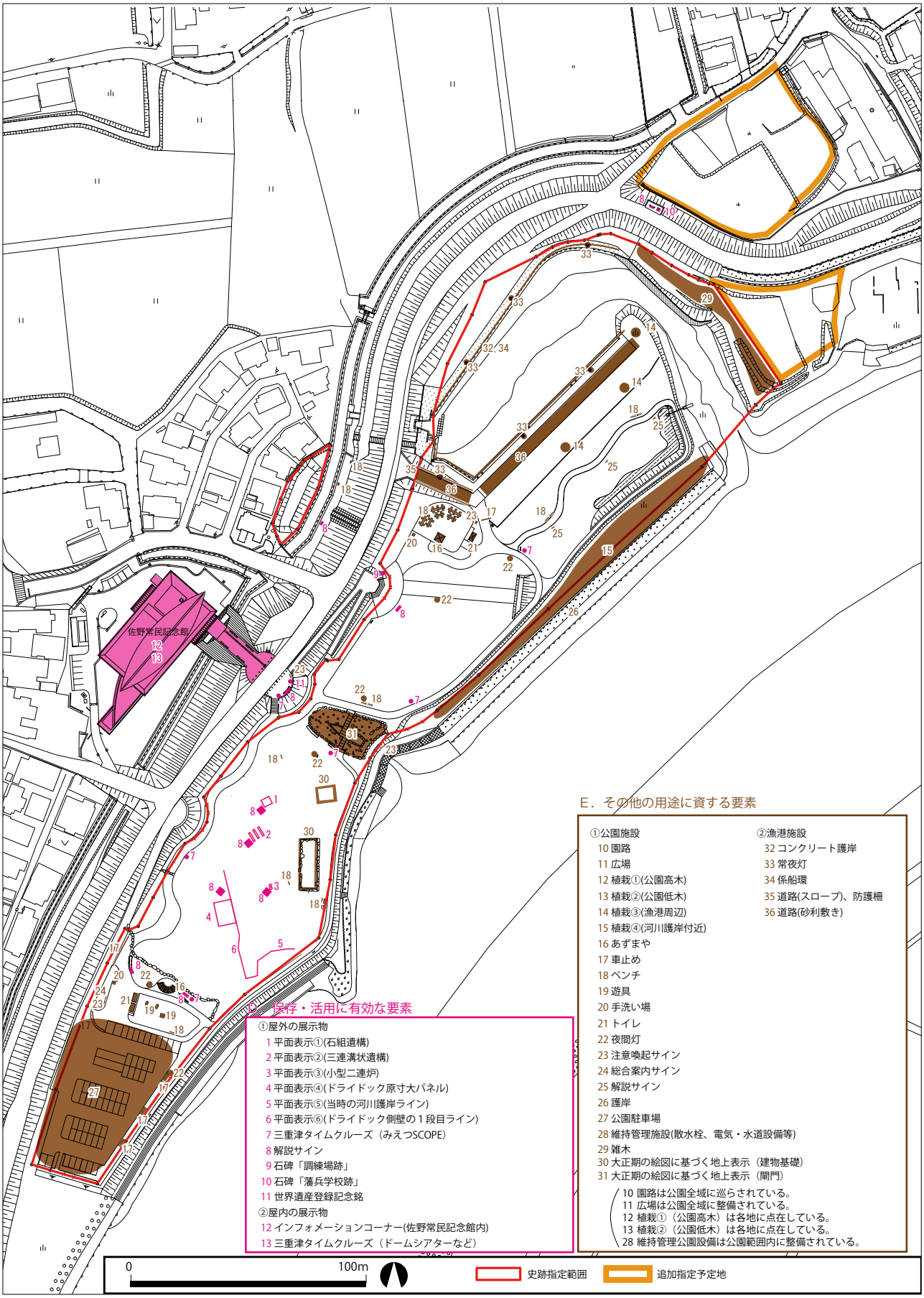

図21　構成要素の区分（D）（E）の配置図

2.4　三重津海軍所跡及びその周辺の現状・問題点

（1）三重津海軍所跡を構成する要素の現状･問題点

ここでは、第２章第３節の構成要素について、現状と問題点を整理する。

A．本質的価値を構成する要素

①地上に表出している要素

〈旧堤防跡（保存堤防）〉

旧堤防の一部を保存したもので、海軍所稼働期の堤防に近い形状・規模を残しており、当時の様子を具体的に知ることができる場所である（図22）。

公園整備の時点で、水路の対岸に解説板とベンチを設けて来訪者への便益を図っているが、史跡の主体部分から現在の堤防を挟んだ飛び地となっているために場所がわかりにくく、明確な誘導が図られていないため、来訪者にとってはアクセスしにくい。また、解説板の内容には、保存堤防が遺跡の中でどのような意味を持っているのかが明確には解説されていない。

現在は、除草による管理のみを行い、目視により地表面の形状変動を把握することで、保存状態の確認を行っている。

〈入江の地形〉

船屋地区に残る入江の地形は、海軍所稼働期当時の特徴的な形状・規模が概ねそのまま残されており、船を繋留・管理するという船屋の機能が現代にまで引き継がれてきた場所である（図23）。

ただし、その大部分にはコンクリートによる護岸整備が行われており、来訪者が、江戸時代以来の施設であることを、説明なしで認識することは難しい。

遺跡としての管理は除草のみを行っている。また、防護柵がないため、安全管理の面では来訪者を誘導しにくい状況である。なお、入江の入口部分には護岸施設がない場所があり、潮汐作用の影響で形状が変わるおそれもあるため、目視による地表面の形状変動の把握により、現状維持の確認を行っている。

図22　旧堤防跡（保存堤防）

図23　船屋地区の入江の地形

②地下に埋蔵されている要素

〈船屋地区〉

図24　船屋地区の土堤盛土

これまでの発掘調査によって土堤盛土及び造成土等が確認されているものの（図24）、遺跡の詳細な内容については不明な点が多く、地下遺構の把握が十分ではない。発掘調査で確認した地下遺構は、その直上を真砂土などで養生した後、公園の地表面から60～80cmの保護層で覆われた状態に埋め戻し、乾燥を防いで調査以前と同じ状況を維持することにより保存を図っているため、来訪者に展観することができない。

史跡指定地の北端には雑木が繁茂している。

遺構の保存状態の確認は、目視により地表面の形状変動を把握しており、地表面の観察からは特に劣化の兆候は認められない。なお、平成28年度（2016）には、入江の河川側で発掘調査を実施したが、確認した柱列などの遺構の状況から、劣化の兆候は認められない。

〈稽古場地区〉

図25　稽古場地区の木杭群と造成土

一部の発掘調査によって木杭群や造成土等が確認されているが（図25）、具体的な内容については不明な点が多く、地下遺構の把握は十分ではない。発掘調査で確認した地下遺構は、その直上を真砂土などで養生した後、公園の地表面から60～80cmの保護層で覆われた状態に埋め戻し、乾燥を防いで調査以前と同じ状況を維持することにより保存を図っているため、来訪者に展観することができない。

遺構の保存状態の確認は、目視により地表面の形状変動を把握している。発掘調査を継続していないため、直接目視による地下遺構の確認を行ったことはないが、地表面の観察からは特に劣化の兆候は認められない。

〈修覆場地区〉

発掘調査によって、石組遺構、炉状遺構、三連溝状遺構、小型二連炉、廃棄土坑、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕、河川面護岸遺構、造成土を確認した（図26～34）。史跡指定地内においては最も発掘調査が進んでいる地区である。発掘調査で確認した地下遺構については、その直上を土嚢や真砂土などで養生した後に、公園の地表面から80～120㎝の保護層で覆われた状態に埋め戻しており、調査以前と同じ状況を維持することで乾燥を防ぎ、保存を図っている。そのため、来訪者に展観することができない。

特に、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕の木組みなどの木製構造物は、地下水の流れを遮断することなく、空気に触れない状態を維持することが必要であることから、過度の開削の繰り返しや長時間にわたり空気に触れさせる行為はできる限り避けることとしている。

なお、水際に設置された現況のコンクリート護岸から15mほど内側の地点で、海軍所稼働期の河川面護岸遺構を確認したことから、この地区における当時の遺構のほとんどは現況護岸の内側に保存されていることが明らかとなっている。

遺構の保存状態の確認は、目視による地表面の形状変動の把握により行っている。さらに、木製構造物については、長期間継続での早津江川の水位変動の把握により、水位の低下や土中の乾燥状態を監視している。現時点においては特に水位の低下はなく、継続している発掘調査において直接遺構の目視確認が実施できた部分についても、き損・劣化の兆候は認められない。ただし、この直接的な目視確認は、隣接地を発掘調査した際に実施できたものであり、常時又は定期的に行われているものではない。

図26　石組遺構

図27　炉状遺構

図28　三連溝状遺構

図29　小型二連炉

図30　廃棄土坑

図31　ドライドックを構成する
護岸遺構〔本渠部〕

図32　ドライドックの木組み

図33　河川面護岸遺構

図34　ドライドック周辺の造成土

〈追加指定予定地〉

史跡の追加指定予定地では、これまでの発掘調査によって、船材を建築材に転用した掘立柱建物の基礎（布掘構造：図35）、L字形に曲がって走行する溝（図36）などが確認されている。発掘調査で確認した地下遺構は、その直上を真砂土などで養生した後に同じ状況を維持できるように埋め戻している。発掘調査を継続していないため、直接目視による地下遺構の確認は実施できていない。現状は空閑地となっている。

この周辺では、現在、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の建設工事が進行中である。工事に伴い、道路橋脚は、追加指定予定地を挟んで、早津江川の中及び堤内地の２ヶ所に建設され、道路橋梁は追加指定予定地の上空に架橋される予定になっており、追加指定予定地内には工事による掘削は及ばず、施工にあたっても十分な配慮が行われるため、追加指定予定地内の地下遺構への影響はない（注）。

（注）堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側のことを「堤内地」という。

図35　掘立柱建物の基礎を成す礎板と柱

図36　L字形溝の遺物出土状況

B．本質的価値に準ずる要素

①近代の地下遺構

修覆場地区の発掘調査では、コンクリート製船台遺構（図37）、近代の護岸遺構（図38）、そのほか、商船学校に関する遺構を確認した。調査後は保護層で覆われた状態に埋め戻し、乾燥を防いで調査以前と同じ状況を維持することで、保存を図っている。商船学校期の構成要素であるこれらの遺構は、三重津海軍所閉鎖後の歴史的な連続性を物語るものであるが、解説板の設置などによる説明は行っていない。

本質的価値を構成する要素を保護する上でやむを得ない場合を除き、現状保存を基本としており、その保存状況の確認は目視による地表面の形状変動によって行っている。発掘調査を継続していないため、直接目視による地下遺構の確認を行ったことはないが、地表面の観察からは特に劣化の兆候は認められない。

図37　コンクリート製船台遺構

図38　近代の護岸遺構

②近代の地上構造物

三重津海軍所を顕彰するための石碑は、商船学校閉校以降に建てられたと考えられ、この場所が後世においてどのように捉えられていたのかを窺い知ることができる。しかし、その詳細は未だ解明されておらず、解説板なども設置していないため、来訪者にその価値が伝えられていない。保存のための措置としては、構成要素を保護する上でやむを得ない場合を除き、現状維持を基本としている。劣化状況等については目視により確認を行っており、現状ではき損等は認められない。

なお、同様の「調練場跡」、「藩兵学校跡」の石碑も、史跡指定地に隣接して存在する（図39～41）。

図39　石碑「和船圍場跡」

図40　石碑「調練場跡」

図41　石碑「藩兵学校跡」

C．価値を補完する要素

この要素は、以下に述べるように、三重津海軍所の立地や成り立ち、海軍所稼働期の要素を理解するために必要な当時の周辺の景観や環境を、具体的かつ効果的に物語るものである。地下遺構が保存措置上の理由により可視化が難しい状況の中で、これらの要素は直接目視できる貴重な存在でもある。また、現在の記念館の展望テラスからは、それらの要素を広範囲にわたって展望することが可能であり（図42)、来訪者の理解のための一助となっている。これらの周辺景観について、ガイドを通じて来訪者に伝えているが、効果的な説明はできていない。

①農地

計画地内の早津江川左岸の堤内地は大川市となっており、田園空間が広がっている。この農地としての土地利用が、当時の河川景観の一部である葦原を想起させるものとして保全を図る対象となっているが、当時の葦原であった風景が大きく変わらないことが来訪者に十分には伝えられていない。

②河川

計画地内の早津江川両岸の堤防で挟まれた空間は河川区域にあたり、川岸に続く河川敷と葦原で構成され、海軍所稼働期の両岸を堤防に挟まれた河川景観を想起させている。

河川の大部分は線形を維持しており、この場所に海軍所が開設された理由、有明海の干満の差を利用して船を出し入れしていた海軍所稼働期の様子等をイメージしやすい状況にある。河川敷であり、河川法による制約がある。

右岸側では堤防は改修されており、左岸側では堤防改修が計画されている。

③集落

計画地内の早津江川右岸の堤内地には集落が展開し、宅地の外観については現代的なものではあるが、絵図に示された往時の集落の地割りの様子は概ね引き継がれている。海軍所稼働期の周辺の景観を物語るものとして重要であるが、そのことを来訪者に効果的に伝えきれていない。現段階では、将来の用途変更に係る計画等は存在しない。

図42　記念館からの展望

D．保存・活用に有効な要素

①屋外の展示物

公園整備の際に設置していた公園サインの表示内容の更新、ドライドックなどの代表的な遺構の位置を示す平面表示及び解説サインの設置を、平成25年度（2013）以降に佐賀市が暫定的に実施している。

現状では、見学のための順路を設置しておらず、来訪者の多くは後述するＶＲ機器での案内に従って見学している。

なお、解説板やパンフレットでその範囲に関する情報提供を行っているものの、史跡指定地の範囲が座標ポイントでしか示されていないため、現状においては史跡指定地内で範囲を視覚的に確認することは難しい。

・平面表示

発掘調査の成果に基づき、ドライドックの上流側の端部、石組遺構、三連溝状遺構、小型二連炉については、コンクリート打設による形状・位置の表示を行っているほか、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部〕については原寸大の平面写真パネルによる形状･位置の表示を行っている（図43～44）。

しかし、現状の整備では、来訪者が立体的な遺構の状況をイメージしにくく、具体的な情報の提供不足もあって、往時の姿やそこで行われていた様々な活動の様子を理解することが難しい。

図43　三連溝状遺構の平面表示

図44　ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部〕の原寸大パネル

図45　各遺構の解説サイン

・解説サイン

公園整備時に設置していたサインの内容を更新し、船屋地区、稽古場地区、修覆場地区においてはその地区ごとの概要を示しているほか、堤防上に設置している扇形の解説サインでは三重津海軍所跡全体の範囲と概要を示している。

また、駐車場の北側には史跡指定地全体とドライドックの解説サイン（図46）を増設し、遺構の平面的な位置・規模を表示している場所には、各遺構の位置・役割の説明に発掘調査時の写真を付した解説サイン（図45）を設置している。

ただし、ドライドックについては、木組遺構等の姿がイメージとして定着していることもあり、現状の整備では土壁となっていた稼働時の姿が十分に伝わらない状況にある。

また、サインの多言語表記については、名称及び簡単な説明の英語表記のみにとどまっており、海外からの来訪者に対する解説としては十分とは言えず、三重津海軍所跡の史跡・世界遺産としての価値を十分に伝えている状況とはいえない。

図46　史跡全体の解説サイン

図47　ＶＲ機器の利用者と更新された堤防上の解説サイン

図48　ＶＲポイントを示すサイン

・世界遺産登録記念銘

「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値について、来訪者に対して適切に情報提供を行うため、ユネスコ世界遺産センターが示す「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、23の世界遺産の構成資産での統一的なデザインによる記念銘を、平成29年（2017）３月に設置した（図49）。

図49　世界遺産登録記念銘

・三重津タイムクルーズ（みえつSCOPE）

来訪者は記念館２階から、陸橋を渡ってそのまま史跡指定地へ移動できるようになっており、無料で貸出を行っている「みえつSCOPE」というＶＲ機器を持って、史跡指定地内を巡ることができる。サインが設置された６箇所の解説ポイントにみえつSCOPEを持って近づくと、自動で流れる音声案内とともに映像を楽しむことができる（図47～48）。

佐賀県が平成27年度（2015）から暫定的に提供しているみえつSCOPEは、来訪者の満足度も高く、歴史の専門家からも一定の評価を得ていることから、地下遺構を表現する補完手法や三重津海軍所跡の当時の様子をイメージさせる手法としては、非常に有効である。機器に装備されている音声ガイダンスは海外からの来訪者も楽しめるよう多言語対応となっており、聴覚障がい者の利用も想定した日本語字幕表示も装備している。また、荒天時でもみえつSCOPEを利用できるよう、記念館の３階に解説ポイントを１箇所設けている。ただし、記念館閉館時にはみえつSCOPEを貸し出せないため、幕末の頃の三重津海軍所を具体的にイメージさせるのは難しいという弱みもある。

②屋内の展示物

佐賀藩海軍とも関係の深い佐野常民の業績を、映像や遺品等を用いて紹介している記念館の一部を利用して、佐賀県と佐賀市が三重津海軍所跡の展示コーナーを設置している。

・三重津海軍所跡インフォメーションコーナー

平成26年（2014）12月に、佐賀市は暫定的な屋内展示として、記念館（図50）の３階に、「三重津海軍所跡インフォメーションコーナー」を設置した。三重津海軍所跡の概要や価値を示す解説パネル、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部〕の原寸大パネルや１／50の復元模型、出土品の展示や情報検索機器等を設置しており、遺跡を総合的に理解できる場所となっている。また、展望テラスからは史跡指定地全体を見渡すことができ、遺跡の周辺景観を把握できる適地となっている（図51）。映像コーナーでは、ドライドックの仕組みのほか、「明治日本の産業革命遺産」の概要及びその中での三重津海軍所跡の位置づけについても学ぶことができる（図52～53）。

しかし、既存の展望室を改装した屋内展示コーナーであるため、種々の制約が生じている。まず、展示面積が十分でないため、幕末佐賀藩の近代化事業に関する解説は映像解説にとどまり、展示パネルを設置できていない。また、部分的であるものの、発掘調査が進展する前の資料に基づいた正確とはいえない展示があり、来訪者の誤解を招く恐れがある。さらに、展示内容が専門的で一般向けとしてはわかりにくいものが一部含まれており、子ども向けの解説等も少なく、幅広い年代の来訪者に向けた展示としても十分とはいえない。展示環境についても、遮光・空調の不足により資料展示に制約があるほか、音響機器の設置にも適しているとはいえないなど、不十分な点がある。記念館のエントランスが１階と２階にあることから、インフォメーションコーナーに至る動線も錯綜している。

図50　記念館

図51　展望テラスから史跡指定地への眺め

図52　インフォメーションコーナー

図53　ドライドックの原寸大パネル

・三重津タイムクルーズ（みえつドームシアター、オキュラスリフト、ラウンドビジョン）

平成27年度（2015）から、三重津海軍所跡についてのガイダンスとして、映像を中心としたコンテンツ「三重津タイムクルーズ」が佐賀県によって暫定的に提供されている。１階には、三重津海軍所創設に至るストーリーを直径６ｍのドーム型シアターに映し出す「みえつドームシアター」、当時のイメージ映像を３Ｄ映像で360度見渡すことができる「オキュラスリフト」を設置しており、三重津海軍所の全体像をイメージで理解するプログラムとして人気を集めている（図54）。２階には、三重津海軍所跡を紹介する大型円形の４Ｋモニター「ラウンドビジョン」を設置している（図55）。

これらの機器は、来訪者には展観できない当時の様子を具体的にイメージさせる手段としては非常に有効であり、好評を得ている。

図54　みえつドームシアター　※イメージ図

図55　ラウンドビジョン

E．その他の用途に資する要素

①公園施設

三重津海軍所跡の大部分は、都市公園（地区公園）として整備している。公園整備を行うにあたり、平成13～14年度（2001～02）に埋蔵文化財の有無を確認する発掘調査を実施した。この調査によって、それまでも知られていた三重津海軍所が考古学的遺跡として存在していることが明らかとなったが、その詳細な内容を確認するまでには至らなかった。

そのため、公園整備にあたっては三重津海軍所をモチーフとし、便益施設や多目的広場などの公園施設の設置とともに、三重津海軍所跡に関する説明板をはじめ、凌風丸を模した船形遊具、大正期に作成された「三重津海軍所図」（図56）をもとにした地上表示など、当時の様子をイメージさせる施設の設置を行った。なお、「三重津海軍所図」は、大正９年（1920）に刊行された『鍋島直正公伝』第５篇の巻頭に掲載されたもので、当時の聞き取り調査を中心に60年ほど前の三重津海軍所跡の様子を記したものであり、三重津海軍所が稼働していた時代に描かれた絵図ではない。そのため、「三重津海軍所図」をもとにした地上表示については、保存管理計画書において「史跡の価値について正しい理解を促すため、今後も計画的な発掘調査や文献調査を実施し、調査成果に基づいて見直しを進めていく」ことを明記した。

この公園整備は、これまでの調査成果と照合するとやや不正確な表現となっている部分はあるものの、この場所に三重津海軍所が存在したことを改めて市民に周知と理解を促すことになったといえる。

ただ、設置しているトイレ・ベンチなど、公園内の工作物は史跡指定前の公園整備時のものであるため、色彩・デザイン・材質などは史跡指定地に馴染むものにはなっていない。

凌風丸を模した船形遊具やその他の遊具については、保存管理計画書において、「将来的な撤去又は史跡指定地以外への移転を検討する」対象としており、船形遊具については既に史跡指定地外へ移転している。公園駐車場については「継続的な利用を行うが、将来的には史跡指定地以外への移転を検討する」としている。

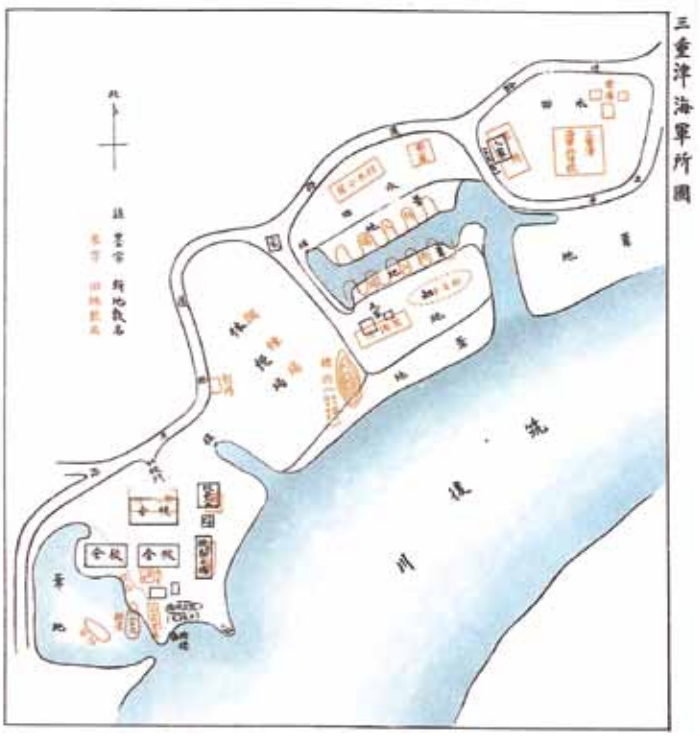

図56　三重津海軍所図（『鍋島直正公伝』第5篇）

・園路及び広場

公園内の園路は、史跡指定範囲の外周部分及び史跡指定地を横断する一部に設けている。舗装はアスファルト舗装が主であり、一部にはカラー舗装及びインターロッキング舗装を用いている。堤防上の前面道路からは、スロープにより史跡指定地内にアクセスすることができる（図57～59）。一部は経年劣化によって段差が生じており、高齢者や車いす利用者等には利用しづらい場所もある。

また、「三重津海軍所図」等に基づき行った建物、調練に用いられた標的、閘門等の地上表示が存在するが、特に、公園中央に位置する閘門の地上表示については、ドライドックであるとの誤解を来訪者に与えやすい（図60～61）。

公園内の広場としては、稽古場地区の一部が、多目的広場として利用され、旧堤防跡（保存堤防）の前の広場にはテラスを設置している（図62～63）。

図57　堤防側の園路

図58　スロープ

図59　カラー舗装による整備

図60　大正期の絵図に基づく地上表示（閘門）

図61　大正期の絵図に基づく地上表示（建物基礎）

図62　多目的広場

図63　旧堤防跡（保存堤防）前の広場

・修景施設

公園内には複数の樹木を植栽しているが、史跡指定地内に木陰が少ないため直射日光を避けられない。また、その木陰が休憩施設とは連動しておらず、特に夏場の利便性が図られていない。

また、遺構に影響を与える可能性のある樹木、来訪者の見通しや動線を遮る樹木、低木など海軍所稼働期には存在しなかった樹木等がある（図64～66）。

広場には芝生を張っている部分も多いが、発掘調査後に復旧を行っていない部分では夏場の生長が早いため、公園としては雑然とした印象を与えやすく、遺構の位置を示した平面表示も見えにくくなることが少なくない。

図64　修覆場地区・稽古場地区に点在する中低木

図65　稽古場地区の低木

図66　船屋地区の高木

・休憩施設

公園内の休憩施設として、修覆場地区の中央及び稽古場地区の北端及び船屋地区に東屋・ベンチを設置している。また、川岸近くの園路沿いにも、ベンチを設置している（図67～69）。

図67　修覆場地区の東屋

図68　稽古場地区のベンチと東屋

図69　船屋地区の園路沿いベンチ

・遊戯施設

公園としての利用に資するため、史跡指定地の一部には遊具や足洗い場を設置している（図70～71）。

図70　公園遊具

図71　足洗い場

・トイレ

修覆場地区に１ヶ所（男性用１、女性用１、多目的トイレ１）、稽古場地区に１ヶ所（男性用１、女性用１）、いずれも同一のデザインのものを設置し、浄化槽が付属している（図72～73）。史跡指定前の公園整備時のものであるため、その外観は現代的なものである。

図72　修覆場地区のトイレ

図73　稽古場地区のトイレ

・照明

公園整備に伴い、６ヶ所に夜間灯を設置している（図74）。また、漁港部分には常夜灯を設置している（図75）。

図74　稽古場地区の夜間灯

図75　漁港部分の常夜灯

・サイン

大きく分けると三種類のサインを設置している。

注意喚起サイン

公園内の各所には、注意喚起サインを設置している（図76～77）。公園の入口と川岸に設置し、公園利用のマナーや川岸での安全確保のための注意を示している。

図76　公園の注意喚起サイン

図77　河川の注意喚起サイン

総合案内サイン

公園の全体図を示す案内サインを修覆場地区に１ヶ所設置している（図78）。

解説サイン

船屋地区では、公園内で観察できる動植物の解説サインを設置している（図79）。

図78　佐野記念公園の総合案内サイン

図79　船屋地区に設置されている動植物の解説サイン

・川岸

川岸は全て史跡指定地外にあたる（図80）。満潮時、特に大潮時には河川水位が高くなるため、川岸付近には公園利用者の安全を図るためのロープ柵及び注意喚起サインを設置している。また、大潮時に公園内へ流れ込むごみを止めるため、ロープ柵に防ごみ用ネットを張り対策を施しているが、完全にごみの進入を防ぐことはできていない（図81）。

川岸には葦原が繁茂しており（図82）、当時の河川沿いの景観を今に引き継いでいるが、現状では、当時の川岸などの地形が表現されていないことから、早津江川との機能的な関わりを感じることができず､洋式船の根拠地であった三重津海軍所のイメージをつかみにくい状況である。

また、葦原に河川の漂流ごみが溜まることも多く、ごみ対策に苦慮している。

図80　増水時の川岸

図81　ロープ柵

図82　川岸に広がる葦原

・駐車場

修覆場地区の南端に整備しており、駐車可能台数は一般車両57台、大型バス２台である（図83）。イベントを実施した場合は近隣の土地を借用して駐車場を確保する場合もあるが、通常時は団体客が多く訪れる週末等においても、現状の駐車スペースで概ね対応できている。

約１ｍの造成土で覆われているが、地下遺構の保存措置をさらに強化するため、移転に着手することとしている。

図83　佐野記念公園の駐車場

②漁港施設

船屋地区にある入江は、戸ヶ里漁港（早津江地区）として整備されている。内陸側は昭和47年度（1972）に、河川側は平成15年度（2003）に整備したものである。入江の地形・形状は当時から変わらず残っているが、現代的な整備となっているため、当時の様子をイメージすることは難しい。港内には常夜灯及び係船環等の漁港施設が設置され、台風など緊急時の避難港として使用されている（図84）。なお、護岸、常夜灯、係船環、道路、防護柵などの漁港に係る構造物の取扱については、保存管理計画書において、「継続的な利用を行い、漁港の維持管理に伴う行為は継続的に実施する。」と定めている。

現状ではサインによる解説もなく、「御船屋」という歴史的な場所であったことを示すのは公園の範囲内にある「和船圍場跡」の石碑のみである。この場所が史跡指定地の一部であることも、来訪者には理解しづらい状況である。

また、漁港施設はコンクリート等の現代的な素材で整備され、管理用道路や防護柵（図85～86）も設置されているので、土と木材等で構成されていた往時の姿とは景観を異にすることもあり、御船屋としての機能を持っていたことの歴史的価値を来訪者が十分に理解することが難しい。

漁港の大部分は佐賀県有明海漁業協同組合が所有し、漁港区域にあたる。

なお、現況の公園施設と漁港施設の位置については、図87に示すとおりである。

図84　漁港の様子

図85　道路（スロープ）、防護柵

図86　道路（砂利敷き）

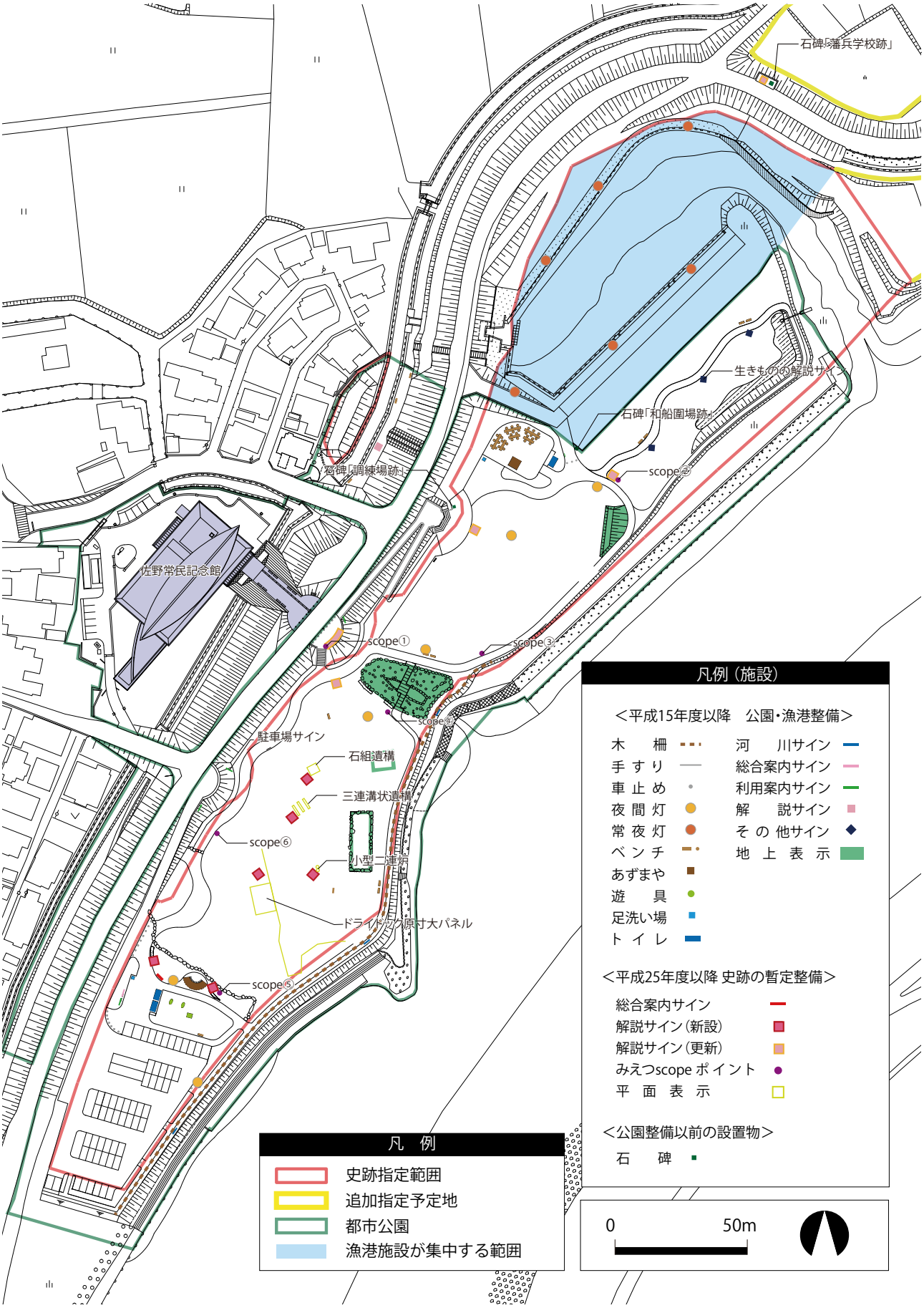

図87　現状の施設位置図

（2）調査・研究に関する現状・問題点

これまでの発掘調査は、修覆場地区を中心に行ってきたため、船屋地区、稽古場地区においては未調査の個所が多く、詳細が明らかとなっていない部分も多い。

文献調査は佐賀藩史料の調査を中心に進めてきたため、幕末の日本の近代化事業における位置づけをはじめ、長崎との技術交流や海軍所建設に関わった人物及び三重津海軍所が輩出した人材等、未だ判明していない事柄も多い。

地下遺構の保存方法について、これまでは発掘調査以前と同じ状況を維持することで保存を図り、目視による地形・景観の変動の観測及び早津江川の水位観測を行ってきた。しかし、直接地下遺構を目視で確認していない部分も多く、地下水の水質までは観測できていないため、保存手法やモニタリング手法については検討の余地がある。

そのほか、来訪者数が増えることによる地下遺構への影響、三重津海軍所跡を効果的に活用していくための来訪者の動態や人々の関心の有様、効果的な情報発信手法、展示手法等についても、未だ十分に検討ができていない状況にある。

また、これらの調査・研究を継続的に行っていくための体制についても、十分とは言えない状況である。

（3）来訪者の受け入れに関する現状・問題点

①来訪者の推移

平成27年（2015）の「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に伴い、来訪者数は大きく増加した（表５、図88)。平成28年度（2016）は登録前と比べればなお多い状態を維持しているが、減少傾向に転じている。

近い将来には有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の開通も予定され、アクセス向上による来訪者の増加が期待されるが、現状においては、団体での来訪者が集中すると、インフォメーションコーナーでは同時に受け入れることが難しい状況が発生する可能性も十分にある。

平成28年度（2016）に実施した来訪者へのアンケートの集計結果によれば、市外・県外からの来訪者が多く、市内からの来訪者は全体の３割程度で、リピーターは少ない、という結果が出ている。

記念館から史跡指定地へは道路を横断する必要があり、世界遺産登録による来訪者の増加に伴い車両の通行量も増えたため、現在は誘導警備員を配置している。

②ガイド活動

記念館のボランティアスタッフのうち、歴史ガイドや子どもガイドによって、記念館内及び史跡指定地内の解説活動を実施している。平成27年度には、三重津海軍所跡と明治日本の産業革命遺産に関するガイドマニュアルを新たに作成し、ガイド研修を行うことで内容の充実を図っている。しかし、ガイドの人員・教育体制は十分とはいえず、待機スペースの確保をはじめとした活動者に対する環境整備などは途上の段階にある。

③広域誘導

来訪者の増加により、三重津海軍所跡周辺における自家用車や大型バスの通行量も登録前と比べると増えており、スムーズな現地への誘導を図るため、高速道路のインターや幹線道路沿いに、広域誘導サインとして「明治日本の産業革命遺産」共通のロゴマークを記した看板を設置している。

近い将来、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）が開通すれば、熊本県荒尾市や福岡県大牟田市など「明治日本の産業革命遺産」の他構成資産からのアクセス向上や、自家用車や大型バスによる来訪者の増加が見込まれる。

表５　記念館の来訪者数推移表（平成29年（2017）３月末現在）

	来訪者数				
	H26	H27		H28	
	H26	H27	H26年度比	H28	H26年度比
４月	2,179	3,738	171.5%	8,522	391.1%
５月	5,811	19,086	328.4%	12,755	219.5%
６月	2,313	10,027	433.5%	7,409	320.3%
７月	2,729	20,149	738.3%	12,385	453.8%
８月	4,065	19,708	484.8%	10,686	262.9%
９月	3,200	21,384	668.3%	8,864	277.0%
10月	4,084	23,005	563.3%	11,014	269.7%
11月	3,783	20,218	534.4%	13,374	353.5%
12月	2,656	9,184	345.8%	9,639	362.9%
１月	2,053	9,481	461.8%	9,520	463.7%
２月	2,336	11,218	480.2%	10,328	442.1%
３月	2,829	14,082	497.8%	10,234	361.8%
計	**38,038**	**181,280**	**476.6%**	**124,730**	**327.9%**

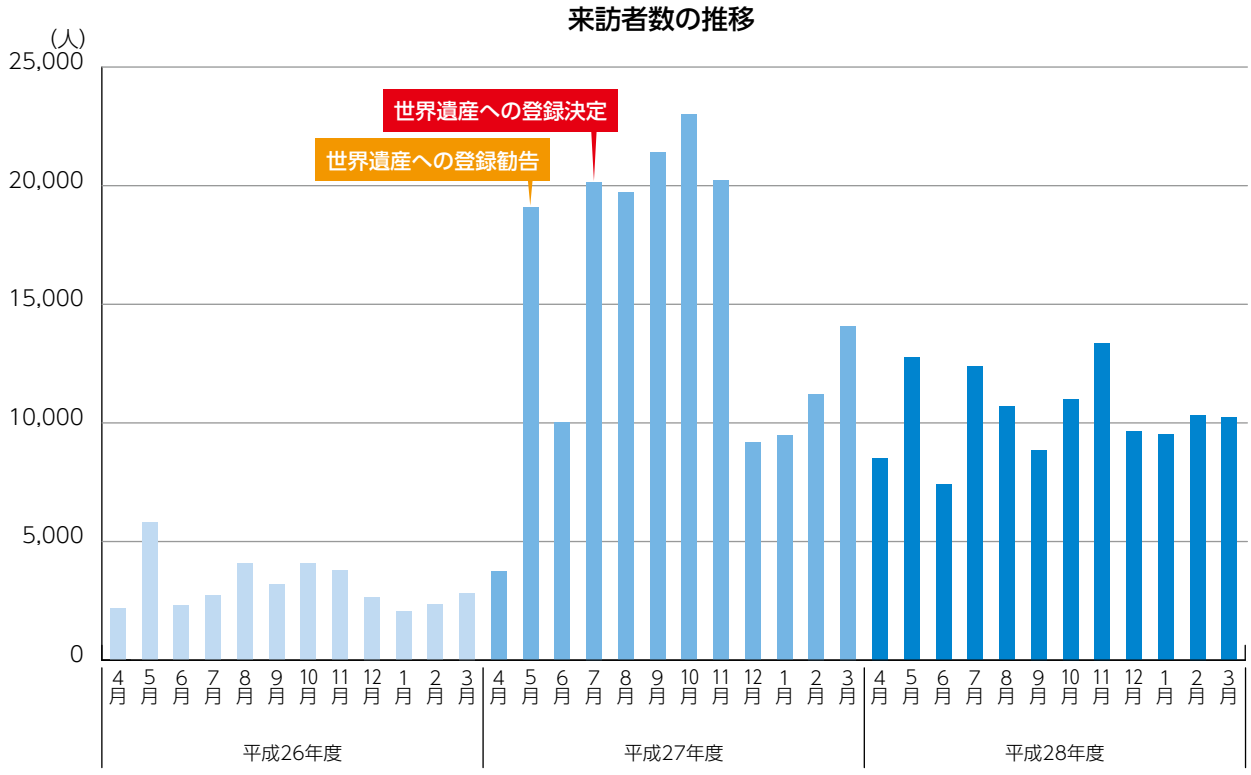

図88　記念館の来訪者数推移グラフ

（4）教育・啓発・観光ＰＲに関する現状・問題点

①教育・啓発

三重津海軍所跡についての理解を深めるため、市民向けの公開講座、出前講座、パネル展の開催などにより、啓発及び教育活動を行っている。

記念館では、三重津海軍所跡に関するチラシ・パンフレット等を作成・配布し、子ども向けの教材についても充実を図りつつある。

三重津海軍所跡についての理解を深めるためには、佐賀市内にある佐賀藩の関連遺跡及び世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の他の構成資産との一体的な価値の伝達の取組が不可欠であるが、佐賀藩関連遺跡に関しては、パンフレット等での紹介や市民への出前講座等での説明レベルにとどまっており、「明治日本の産業革命遺産」についても国や関係自治体とともに今後の理解増進事業の展開に向けた準備の途上にある。

②観光・ＰＲ

世界遺産登録前と比較すると、大型バスによるツアーが増加している。

三重津海軍所跡の周辺は住宅地や農地としての土地利用が主であり、観光施設等は少ない。世界遺産登録後、三重津海軍所跡への来訪者の増加に応じて、近隣に小規模なカフェや土産物店が開店したが、現在の駐車場と店舗・集落が記念館を挟んで向かい合う位置にあり、三重津海軍所跡への来訪者が店舗周辺などをゆっくり休憩しつつ散策する状況には至っていない。

テレビＣＭやホームページなどを用いたプロモーション活動の積極的な展開や、佐賀県による誘客イベントの実施等もあって、一般的な知名度そのものは少しずつ向上してきているが、三重津海軍所跡の概要を知らない人もまだ多い。また、幕末佐賀藩の近代化関連遺跡等を巡ってもらうような働きかけについては、積極的に取り組めていない。

（5）管理運営に関する現状・問題点

①推進体制

三重津海軍所跡を適切に管理・保全するため、資産状況の管理保全及び整備実施を確認する機関である佐賀地区管理保全協議会を組織し、関係者間での情報共有や方針の決定等を行っているが、人事異動等による委員の変更も少なくなく、意思決定に必要な継続的な情報の蓄積や共有などに濃淡が生じている状況も否めない。

日常的な管理は佐賀市が行っており、公園管理を建設部南部建設事務所、漁港管理を農林水産部水産振興課、史跡管理を教育委員会文化振興課、世界遺産としての管理を企画調整部三重津世界遺産課が担当し、庁内関係課で組織した「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する庁内連絡会議」にて関連情報の共有や事業連携の確立を図っている。

②維持管理

史跡指定地内の維持管理は、公園管理者及び漁港管理者である佐賀市が行っている。しかし、想定される災害及び遺構の影響への対応については、今後も検討を重ねる余地がある。また、芝の生長が早く芝刈りが追いつかないことや、川岸への漂着ごみ、大潮時に進入してくる大量のごみ、不法投棄ごみの処理等の問題がある。

災害時の対応については、災害時の管理体制計画が定められてはいるものの、関係者全てが内容を把握しているとまでは言えない。

さらに、夜間に史跡指定地内への車両の進入や、記念館休館日に解説板が傷つけられたこともある。

三重津海軍所跡の暫定的なガイダンスコーナーを設置している記念館も佐賀市が運営しており、職員やガイドが館内及び史跡指定地の案内・解説を行っている。ガイドには年輩者が多いため、活動の継続性を考えると、定期的な新規ガイド・スタッフの参入が望まれる。

地域住民による動きについては、平成26年（2014）３月に「博愛の里中川副まちづくり協議会」が発足し、その部会のひとつである歴史・伝統部会の毎月の定例会では、三重津海軍所跡に関する様々な情報交換を行うなど活動が活発である。また、平成25年（2013）５月に発足した諸富・川副地区の各種団体で構成される「世界遺産三重津海軍所跡保全会」をはじめ、環境美化活動等の三重津海軍所跡の保存・活用に参画する団体も増えてきている。

③人材育成

記念館では、年に数回程度、ガイドを対象として、佐野常民に関する知識のみならず、三重津海軍所跡や「明治日本の産業革命遺産」の知識、接遇等に関するガイドマニュアルを使用したガイド研修を行っている。ガイドは、構成資産が所在する８県11市の関係自治体で組織された「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会のガイド研修への参加等を通じて、他の構成資産で活動するガイドとの交流も図っている。しかし、現場に従事する全てのガイド・スタッフがこれらの研修に参加しているわけではない。

一方、調査・保存・整備・活用・管理運営に従事している佐賀市の職員も、三重津海軍所跡に関する知識には習得の余地がある。

2.5　広域関連整備と事業との関係

（1）関連遺跡や周辺の文化資源の状況

幕末佐賀藩にとっての最重要課題であった長崎警備の強化策は、洋式砲台増築と鉄製大砲製造、洋式海軍の創設、それらを支えた広範囲な西洋技術の導入及び研究であった。本節に示す関連遺跡は、直接的・間接的に上記の目的に関連して設置された施設の遺跡であり三重津海軍所跡より早く出現した。

三重津海軍所跡は、佐賀藩近代化事業の流れの中では後半期に位置づけられるが、これらの関連遺跡は前半期に位置づけられるものである。三重津海軍所跡の価値について理解を深めるためには、これらの関連遺跡についての理解も欠かすことができない。築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡は、三重津海軍所跡と合わせて「佐賀市重要産業遺跡」として平成21年度（2009）から確認調査を実施している。しかし、全国的にも幕末期の近代化産業遺跡の調査例は少なく、その調査方法等についても情報がほとんどないのが現状である。

上記の諸遺跡は、保存・整備・活用の方向性はまだ決まっていないものの、日本の近代化を考える上では歴史的価値が高いものであり、適切な保護が必要である。

①佐賀城跡

佐賀城跡は、天正年間（1873～93）の龍造寺氏の佐賀城を拡張、整備する形で築城された。本丸御殿はその後火災により焼失したが、鍋島直正により天保８年（1837）に再建された。幕末当時、海軍取調方の本局は本丸内に置かれ、三重津海軍所に係る重要な決定が行われた施設としても関連が深い。

平成16年（2004）、本丸の発掘調査において明らかになった地下遺構を保存した上で、天保期の本丸御殿を一部復元（図89）し、県立佐賀城本丸歴史館として開館した。館内の展示においては、佐賀藩の近代化事業が中核的に取上げられている。

佐賀藩近代化事業の４遺跡（築地反射炉跡・精煉方跡・多布施反射炉跡・三重津海軍所跡）に関する総合的な展示が行われている施設としては現在のところ唯一であり、世界遺産登録後には三重津海軍所跡に関連した特別展も度々開催されている。

図89　復元された本丸御殿（佐賀城本丸歴史館提供）

図90　築地反射炉跡の敷石遺構（平成24年〔2012〕８月）

②築地反射炉跡

築地反射炉は鍋島直正が造らせた日本初の実用反射炉である。嘉永３年（1850）７月に築地反射炉建設に着工し、翌年の12月４日に火入れが行われた。

手引書となったオランダの「ロイク国立鉄製大砲鋳造所における鋳造法」を翻訳した杉谷雍介らをはじめ、直正が育てた蘭学者たちの新しい知識、刀工や鋳物師らの伝統技術を結集した結果、嘉永５年（1852）５月には良好な溶鉄が得られるようになった。

築地反射炉の所在は、長年、佐賀市立日新小学校付近とい

図91　築地反射炉跡の廃棄土坑（大量の鉄滓・木炭が出土／平成22年〔2010〕8月）

われており、平成21年度（2009）からは日新小学校内で継続的な発掘調査を行っている（図90～91）。関連遺構の存在を確認しているが、反射炉本体の正確な地点までは特定できていない。

日本最初の反射炉として市民の関心が高いが、発掘調査の完了を待たないと、保存すべき範囲の確定ができない。

③精煉方跡

佐賀藩が嘉永５年（1852）11月に設けた、言わば理化学研究所の跡である。洋書の翻訳、薬剤や煙硝、雷粉などの試験、電信機や蒸気機関についても研究を行った（図92～93）。特に、蒸気機関の研究は、三重津海軍所でのボイラー製造及び凌風丸建造に結びついていく。主任であった佐野常民によって、京都にいた中村奇輔・石黒寛次・田中久重・田中儀右衛門などの有能な技術者が集められ、日々新技術の研究が行われた。

図92　精煉方跡の上空写真
（平成22年〔2010〕1月）

ここで行われた薬剤・火薬などの試験用のガラス技術は、明治に入り精煉社として民間経営に移行した。その後、佐賀精煉合資会社へと発展し、理化学用材から日用雑器にいたるまでのガラス製品を製造した。佐賀市の無形文化財であるガラスの宙吹き技術は、副島硝子工業を経て、「肥前びーどろ」へと引き継がれた。平成13年（2001）頃までは明治のガラス製造工場時代の倉庫の一部が残っていたが、現在は取り壊されている。

図93　精煉方略図（公益財団法人鍋島報效会 所蔵／佐賀県立図書館 寄託）

平成21年度（2009）に発掘調査を実施し、役宅基礎の一部などを確認しており、施設が最も密集していた北側の主要な地下遺構は良好な状態で保存されている可能性が高い。敷地については現在公有地化に向けて協議を進めており、公有地化を図った後に発掘調査等を実施し、保存・活用に向けた検討を行う予定である。

④多布施反射炉跡

嘉永６年（1853）、浦賀への黒船来航に危機感を持った幕府は、急遽江戸湾の砲台に配置するために鉄製大砲鋳造を佐賀藩に依頼した。この依頼に応えるべく新たに建造されたのが、多布施反射炉（図94）である。ここで鋳造された鉄製大砲は、幕府が築いた砲台に備えられ、その砲台は今も史跡「品川台場（第三・第六）」に残っている。

図94　多布施反射炉跡の本体地点
（平成22年〔2010〕1月）

幕府が大砲鋳造を依頼したのは、佐賀藩の技術が評価されていたことによるものであり、ここは当時の日本における最新鋭の工業設備を誇っていた。

平成10～11年度（1998～99）の発掘調査では関連遺構の一部を確認し、平成21年度（2009）には、反射炉の西側本体跡と鋳坪跡等を確認した（図95）。敷地全体が民有地であり、宅地化が著しいため、発掘調査の継続は難しい状況となっており、

図95　多布施反射炉跡の鋳坪跡
（平成22年〔2010〕2月）

保存すべき範囲の確定ができない。

（2）佐賀市南部の地域資源との連携

佐賀市南部の観光資源は、記念館、佐賀市観光情報発信会館橋の駅ドロンパ、筑後川昇開橋、東よか干潟などがあり、世界遺産の構成資産である三重津海軍所跡はその中核となるものである。観光客の周遊性を高める取組として、佐賀市南部を巡る『ぐるっと世界遺産観光バス』の運行等を実施しているが、これらの観光資源を活用した周遊促進の取組は始まったばかりであり、途上の段階である。

（3）開発行為等の状況

現在、九州北部での広域交流促進の中核事業として、福岡県大牟田市から佐賀県鹿島市までをつなぐ地域高規格道路である「有明海沿岸道路」(図96）の建設が進められている。建設の効果として、三池港・佐賀空港などの広域交通拠点及び大牟田市・柳川市・大川市・佐賀市・鹿島市などの有明海沿岸の地域間交流促進が見込まれるとともに、三重津海軍所跡への来訪者数の増加が期待される。有明海沿岸道路のうち、大川と佐賀を結ぶ「大川佐賀道路」は近い将来の開通が予定されており、史跡指定地の北端を横断する計画となっている。より広域から来訪者を誘致し、アクセス向上等を目指していく上で重要であることから、十分な活用を図っていくことが望まれる。

なお、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の早津江川橋梁については、三重津海軍所跡に隣接するため、周辺の景観に影響を及ぼさないように配慮した設計が行われており、橋脚配置についても遺跡の歴史的価値の保存に十分配慮した設計が進められてきた。道路開通後には、史跡の追加指定を目指すこととしているが、追加指定にあたっては、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、所有者等と慎重に対応を検討していく。

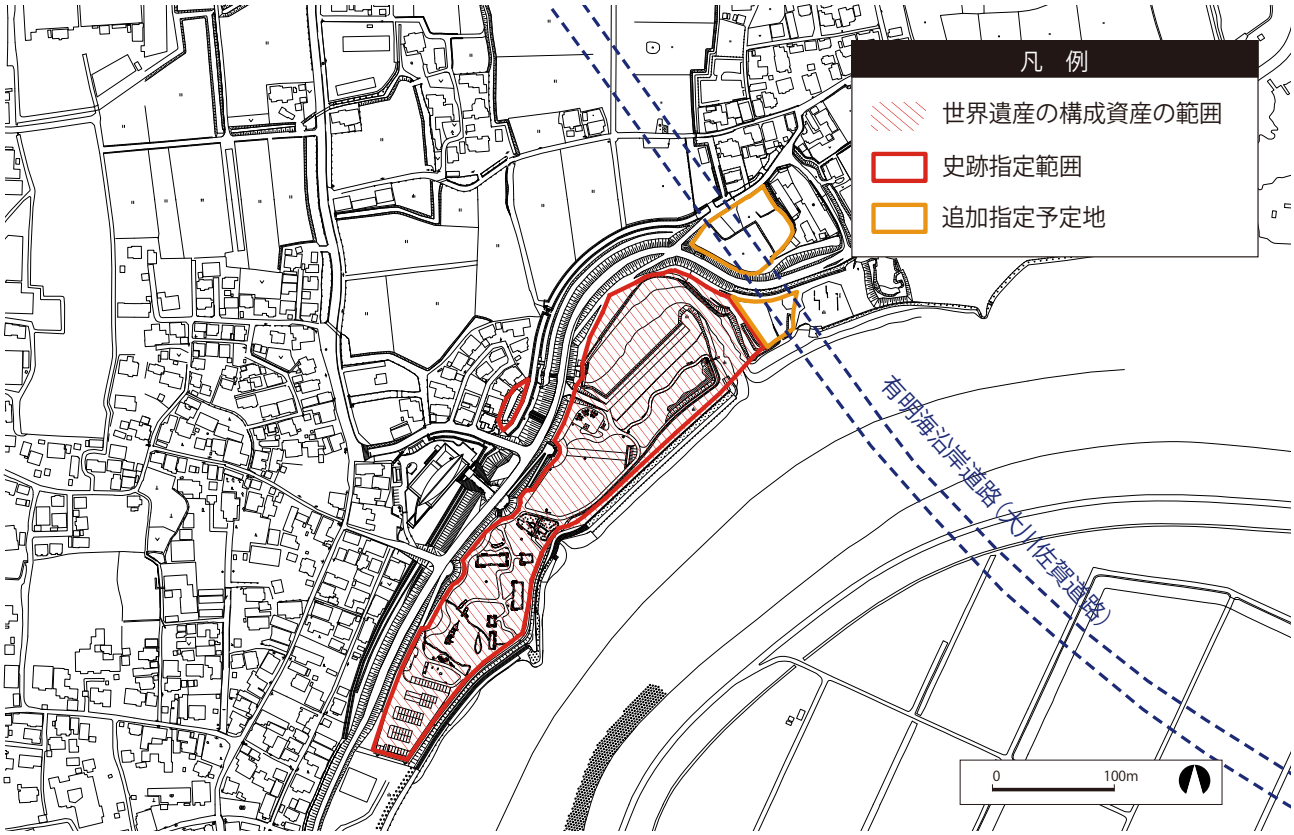

図96　三重津海軍所跡周辺における有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の計画範囲

2.6　保存・整備・活用に関する課題

第２章４節・５節で示した現状・問題点から見えてくる様々な課題について、保存・整備・活用と管理運営の観点から以下のように整理する。

（1）保存に関する課題

三重津海軍所跡の整備や活用を実施するにあたっては、第２章第３節で再整理した三重津海軍所跡の構成要素の確実な保存が前提となる。そのためには、その内容を確認するための継続的な調査・研究の推進と適切な保存状態が維持されているかどうかを確認するモニタリングの実施が重要である。

①遺跡の保存

三重津海軍所跡の大部分を構成する地下遺構は、埋まっていることにより、これまで良好な状態で保存されてきた。将来にわたりこの状態を確実に継続していくためには、地下遺構を安全に埋め戻した状態で維持していくことが不可欠である。現時点では、この状態維持の確認を地表面の形状変化の目視により行っているが、これはあくまでも地下水の流れが遮断されない状態が維持されていることを前提としているため、より正確な把握を行う方法を模索していく必要がある。

木材などの脆弱な素材が使われている地下遺構の保存状況の確認については、河川水位変化の継続的な測定により行っているが、定期的な水質検査や遺構の直接的な観察までは実施できていない。したがって、地下遺構の保存状況をより的確に把握するためには、効果的なモニタリング手法の検討及び適切なモニタリングの実施が必要である。

地上に表出している旧堤防跡（保存堤防）や入江の地形、近代の地上構造物については、目視によるモニタリングの継続的な実施によって、その大幅な形状変化等を未然に防ぐ必要がある。

そのほか、地下遺構の保護強化のため、駐車場を史跡指定地外へ移転する必要があり、遺跡の価値の保全に影響を及ぼすような可能性のある樹木の生長や災害への対策も十分に行っていかねばならない。

さらに、遺跡の北端にある史跡の追加指定予定地では、土坑・溝・建物基礎や造成土等からなる船屋期の遺構を確認しているため、将来的には追加指定による保護を図る必要がある。

②景観の維持

保存は、地下遺構だけではなく、景観や周辺環境についても行わなければならない。

特に、本遺跡の周辺に存在する海軍所稼働期に葦原であったことを想起させる農地、現在まで変わらずに引き継がれている河川、当時の集落の地割りなどは、三重津海軍所の当時の様子を具体的にイメージさせる重要な要素であるため、定期的かつ継続的なモニタリングを実施することにより、景観変化による影響を最小限に抑制することが重要である。本計画の範囲内での開発行為等については、関係者それぞれが景観保全のための取組を行っていかなければならない。

③調査･研究の継続

遺跡の保存・整備・活用を図る上では、どのような遺構や遺物がどのような状態で埋まっているかを確認することはもちろんのこと、その性格や価値を明らかにするため、継続的な発掘調査及び文献等の調査・研究の実施が欠かせない。

しかし、三重津海軍所跡におけるこれまでの発掘調査は修覆場地区に偏っているため、今後はその他の地区を対象とした調査の実施が必要である。

なお、保存・整備・活用を前提とした調査・研究である以上、その実施には、目的及び達成すべき目標を明示した上で、終期設定も考慮した計画の策定が欠かせない。また、このような調査・研究を持続的に行っていくためには、調査体制の充実はもとより、調査業務に従事又は関係する専門的なスキルを有した人材の育成を図っていくことが必要である。

（2）整備に関する課題

遺構を保存するためには、遺構を地下に埋め戻した状態を維持しながら、その価値を来訪者にわかりやすく伝えなければならない。そのため、多様な手法により効果的に遺跡の価値を伝えられる整備を行う必要がある。なお、整備の際には、三重津海軍所跡が史跡の本質的価値を表すと同時に世界遺産の構成資産として顕著な普遍的価値の証明に貢献するという両側面を持つということに留意しなければならない。

①史跡指定地及びその周辺の整備

世界遺産となったことで増加した来訪者数も、平成28年度（2016）には登録前と比べれば多い状態を維持しているが、減少傾向に転じている。より多くの来訪者を呼び込むには、大人から子どもに至るまで、国内外、障がいの有無にかかわらず、多様な来訪者が三重津海軍所の往時の姿やそこで行われていた様々な活動の様子をイメージできるよう、可能な限り平易かつ具体的な説明に努める必要がある。

そのためには、安全でわかりやすい動線の設定や、地下に存在する様々な遺構や地形などの規模・性質についてのわかりやすい表現が求められる。また、地上にあって現在も見ることのできる旧堤防跡（保存堤防）や船屋期からの機能が維持され現在も漁港となっている入江の地形、現代に引き継がれてきた遺跡周辺の農地・河川・集落などの景観・機能についても、その存在を様々な方法を用いて説明することが必要となる。

さらに、河川敷に存在する遺跡の立地上、大潮など水の影響を受けやすいため、通常の整備方法では良好な状態の維持が難しい状況にあることから、浸水することを視野に入れた整備を考慮しなければならない。

よって、整備の工夫を検討する際には、前例に縛られることなく、遺跡の保存の観点のみならず、景観保全・防災などの幅広い視野及び来訪者の視点を加味して行うことが大切である。

②来訪者、利用者のための整備

整備全般を通しては、市民や来訪者に親しまれ、何度でも訪れてもらえるような場となるよう、空間としての利便性や快適性も考慮する必要がある。駐車場やバス停から記念館と史跡指定地へのアクセス、サインや便益施設のデザイン・配置の見直し、多様化する来訪者へ対応するためのユニバーサルデザインへの対応、記念館閉館時でも利用できるようなコンテンツの提供など、あらゆる視点から利便性や快適性の質を高めていく必要がある。

また、遺跡の見学を目的とした来訪者以外にも公園利用者や漁港利用者が存在するため、整備にあたっては、来訪者と利用者それぞれの利便性に支障をきたさないことが不可欠である。よって、現在設置されている複数の便益施設等については、利用者の利便性と、史跡指定地内での景観に配慮して、より適切な形で一体的な整備をしていくことが求められる。

③公開・活用施設の整備

遺跡を構成する要素の多くが地下に埋まっており、史跡指定地の整備だけでは遺跡の価値の伝達にも限界がある。そのため、来訪者に伝えるべきことを明確にした上で、適切な規模と立地を備えた公開・活用施設の屋内展示等を十分に整備することが求められる。

(3)活用に関する課題

遺跡の活用は、遺跡の価値をより顕在化させるという重要な役割を持ち、遺跡の保存にも大きな効力を発するものとなる。そのため、活用を進めるにあたっては、来訪者や市民・地域住民などの様々な人々が遺跡の価値を正確に知り理解を深められるよう、多様な形態と手法で積極的に実施することが求められる。

①理解を深める情報発信

何よりも重視すべきことは、正確で具体的な情報を理解しやすい形で発信することである。特に、三重津海軍所跡は史跡であると同時に世界遺産の構成資産でもあるため、その両方の価値が適切に伝わるようにすることは留意すべきである。そのためには、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産全体との連携による価値の理解及びそれぞれの位置づけ、また三重津海軍所跡と市内の関連資産との連携による価値の理解など、遺跡単体ではない総合的な情報の提供を視野に入れるべきである。

そして、常に人々の関心の有様を調査することにより、そこから見えてくる効果的な発信手法を研究し、訪れる度に新しい発見があるような発信のあり方を提供していくことも考え、いわゆるリピーターづくりの視点を持って取り組むべきことが大切である。

②教育・啓発・観光プログラム

情報発信の相手となる対象は広範囲に及ぶため、発信活動の場は、史跡指定地や公開・活用施設だけに限定することなく、学校教育や生涯学習などにも広げ、その際に活用する教材などのツールの開発は幅広いレンジやレベルに応じて行うことが必要である。実施するコンテンツも、学習だけにとどまらず体験、周遊、案内、イベントなど、観光の要素も含めた多彩なプログラムなど、公開・活用の充実に向けた企画運営の展開を考えるべきである。

③ガイド活動

地下遺構を主体とする三重津海軍所跡における情報発信において、遺跡と来訪者とをつないで価値の理解を助けるガイドの存在は重要かつ不可欠であり、その育成や活動環境の整備は今後の効果的な活用展開の大きな鍵となる。ガイドが活動しやすい環境づくり、ガイドの質の向上を目指した育成、ガイド体制の充実・強化が望まれる。

(4)管理運営に関する課題

管理運営においては、来訪者が安全かつ快適に活用できる環境の維持が必要である。さらには三重津海軍所跡の保全に従事する者の人材育成の充実も求められる。

①推進体制

庁内関係各課と緊密に連携・調整を行いながら日常的な管理にあたるとともに、国や関係自治体、

所有者、地域コミュニティなどで構成する「佐賀地区管理保全協議会」で情報共有を図りながら、遺跡の管理保全や保存・整備・活用にあたるため、継続的な情報の蓄積や緊密な情報共有が必要となる。そのためには、情報の蓄積や共有の効果的な仕組みづくり、定期的な研修、管理保全のマニュアル作成などに取り組んでいくことが求められる。

②維持管理

遺跡の日常的な維持管理においては、史跡管理、公園管理、漁港管理、教育、観光に携わる庁内関係部署や関係機関など、多様な関係者全てが遺跡の価値を的確に理解したうえで、関係者間における情報共有等により連携を強化して管理運営にあたっていくことが求められる。

来訪者の安全管理についても、関係者間での災害時の管理体制計画の周知や、監視等による防犯体制の強化など、事故・犯罪等が起きないような環境づくりを行う必要がある。

さらに、この管理運営においては、継続的、効果的な運営を図る上では、さらに地域住民や市民が参画する協働の体制づくりも不可欠である。

③人材育成

管理運営にあたっては、全ての関係者が、遺跡の価値と保全や管理運営のあり方についての共通認識を持ち、研修や講座等の機会を設けることで、情報の蓄積や管理保全のための知識の向上を図ることが必要である。

同時に、来訪者に三重津海軍所跡の価値を正しく、わかりやすく、継続して伝えていくため、来訪者対応を行う者に対する研修も充実させなければならない。

また、このような取組は、的確なスケジュールの下に、定期的に進捗状況を点検しつつ進めることが求められる。

第３章　基本方針

3.1　全体構想（ヴィジョン）

第２章において明らかになった様々な課題を解決し、三重津海軍所跡に相応しい保存・整備・活用を進めるにあたり、キャッチフレーズを次のように掲げ、その実現に向けた基本的な考え方を示す。

見えない三重津が見えてくる

～幕末佐賀藩の近代化への試行錯誤の取組が伝わる遺跡～

（１）三重津海軍所跡が物語るもの

三重津海軍所跡は、日本の近代化の過程において、幕末期の造船分野での「試行錯誤の挑戦」による洋式船に関する技術の具体的様相を示す遺跡である。特に、日本の在来技術と西洋技術を融合させた洋式船の造船・修船システムの構築、自然環境や地理的環境の特徴を活かした知恵や工夫、という点において価値が評価されており、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する資産としても位置づけられている。

遺跡の価値を形成する構成要素の中核は、海軍の教育・訓練及び洋式船の造船・修船システムの痕跡を包括する海軍所稼働期のものである。しかし、その価値の総体を正確に理解するには、海軍所成立までの歴史や海軍所解体を経て現在に至るまで経緯についての十分な認識が必要であるため、前後の時代の活動痕跡や歴史、また地域における顕彰プロセス等までを含めて歴史的経緯を踏まえた構成要素の把握が重要である。また、遺跡周辺の自然、地理的環境、景観は、当時の風景・景観や機能を現代に引き継いだものであり、遺跡の成立や運用の過程を考える上で重要な要素であるため、十分な把握が必要である。

したがって、三重津海軍所跡の保存・整備・活用にあたっては、広範囲な時代において多岐にわたる要素を対象としていることを、常に念頭に置いて取り組まねばならない。

（２）「見えない」ことの強みと弱み

三重津海軍所跡の構成要素のうち、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕及び金属加工関連施設をはじめ、遺跡の性質を具体的に物語る遺構・遺物は、発掘調査によって明らかにされるまでの約140年の間、有明海由来の粘土層に密閉され、空気に触れることのない環境の中で非常に良好な状態を保ってきた。つまり、地下に埋まり、私たちには「見えない」という状態は、遺構の保存にとっては有利な環境を形成し、大きな強みとなっているのである。したがって、この環境を維持することこそが、遺跡を保存し続ける上で最も重要な活動であり、遺跡の整備・活用において、私たちが最優先に果たすべき使命である。

しかし、保存に最適な環境も、遺跡の価値を伝える上では、「見えない」あるいは「見せられない」という大きな弱点を引き起こす要因となる。遺跡を構成する要素の多くが地下にあり、厚い保護層に覆われて「見えない」という状況は、その価値の把握を困難にするだけでなく、世界遺産への期待をもって訪れた人々を失望させることにもつながりかねない。

したがって、保存環境の強みを活かしつつ、整備・活用上の弱みをどのように克服するか、あるいは弱みをいかにして強みへと転換していくかが、三重津海軍所跡の価値の伝達における最重要課

題となる。そのためには、この「見えない」というピンチを、従来とは違った方法で「見せられる」チャンスと捉える発想の転換が欠かせない。

（3）「見えない」ものの正体

一口に「見えない」といっても、そこには次のような多面的要素があり、来訪者のスムーズな理解を促すために留意しておくべきポイントとなる。

①「失われたもの」：物理的に現存していないもの。

〔当時、地上にあった施設や機能、そこで行われていた様々な活動（造船・修船、金属加工、訓練など）や従事者、活動に伴って形成された風景、音や匂いなど。〕

発掘調査を中心として痕跡を辿りつつも、関連する古文書などの文献記録調査をはじめ、船舶や金属加工に関する産業関連技術分野の調査など、できる限り多面的な視点からの調査を行うことが必要である。その成果をもとに、映像・写真、模型をはじめとする様々な手法の表現によって、当時の形姿・環境に迫ることが可能となる。

②「地下に埋没しているもの」：存在するが視覚的に見えていないもの。

〔遺構（ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕や施設の基礎など）や遺物。また、それらからわかることなど。〕

発掘調査で確認された遺構・遺物について、考古学的分析・解釈、科学的分析も援用しながら導いた成果の断片を紡いでいくことにより、往時の様子を再現することができる。ただし、ドライドックを構成する護岸遺構〔本渠部・渠口部〕などの木製の地下遺構については、保存上の制約から現地での露出展示には極めて難しい問題があるが、他の展示手法を組み合わせることにより、当時のイメージを復元することが可能である。

③「気づかないもの」：見えているのに気づきにくいもの。

〔古くから引き継がれてきた自然環境、河川沿いの地形・景観、船の繋留・管理の機能、集落の地割りなど。〕

多くの要素が視覚的に認知できない、いわば「見えない」中で、当時の様子を物語る景観や機能は体感できる貴重な存在であるが、来訪者にとっては、現在の風景として捉えられがちであり、当時に思いを馳せる要素として理解されることはさほど多くはない。また、後世の改変により現代の施設として更新されている場合は、機能が引き継がれていることに気づくことも難しい。

よって、来訪者に気付きを促すためには、新旧を比較して見せたり、由来を示したり、口頭で伝えたり、河川に特有の風や匂いを感じることができるようにしたりすることなどが必要となる。

④「学ばないとわからないもの」：自ら情報を得ないとわからないもの。

〔幕末日本をめぐる歴史や佐賀藩が近代化の取組を通じて海軍所創設に至った背景、世界遺産の中での位置づけなど。〕

文字だけでなく、映像・音声、直接触れることのできる模型など、多様な手法で体感させることにより多くの情報が記憶に残るように伝えることが大切である。

遺跡の内容はもちろんのこと、幕末佐賀藩の近代化遺産（築地・多布施反射炉跡、精煉方跡）との関係性、日本史の中の三重津海軍所跡の位置づけ、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界史的な視点から見た幕末の近代化に果たした役割など、ミクロからマクロまでの幅広い視点での価値や背景に関わる情報発信が不可欠である。

（4）「見えない」ものが「伝わる」には

このような多面的な「見えない」ものを解説するにあたっては、まずは、それらがなぜ見えないのか、あるいはなぜ見せられないのかということについて、その原因・理由も含めた丁寧な説明を行い、共通の認識として理解を深めておくことが必要である。その上で、様々な方法で獲得した情報を、来訪者という受け手へ発信すること、つまり「伝える」ことが手始めとなる。

ただし、来訪者が、ただ単に知るだけにとどまらず、保存・活用へ取り組むきっかけとなるレベルの理解を得るには、その情報の持つ意味が十分に「伝わる」ように「見える化」することが重要である。三重津海軍所跡の場合は、地下遺構から見えてくる当時の景観と、河川や漁港、集落など、引き継がれた景観や土地利用形態などの双方の観点から、人の感覚や感性に働きかけて、来訪者の記憶に残るような様々なアプローチによる「見える化」の工夫が必要となる。

そのためには、遺跡の持つ本物感や空気感、スケール感を表現しつつ、当時の様子を具体的にイメージできるよう、従来型の遺跡整備の手法に加え、仮想現実（ＶＲ）・拡張現実（ＡＲ）などのコンピューターを活用した最先端デジタル技術から、ガイドをはじめとする人を介したアナログ的な手法に至るまで、利用可能な手法を幅広く取り入れながら、「試行錯誤の挑戦」として「見える化」に取り組む姿勢が求められる。

そして、史跡指定地内で行う「屋外展示」と公開・活用施設で行う「屋内展示」は、主体と補完という固定的で限定的なものとしてではなく、それぞれが実現可能な役割を最大限に担いつつも、その双方を循環的に見学することで、価値の理解が相乗的に深まっていくような「一体展示」の考えに基づいて整備を行うことが重要である。

（5）「伝わる」と人は動く

遺跡整備の目的は、未来に向けた確実で永続的な保存と、多様な人々による効果的な活用にある。

そこに向けて行政の果たす役割は大きいが、次世代への継承には持続性と多様性が求められることを考慮すれば、住民・関係者・来訪者など、様々な主体による行動や活動もまた大きな役割を担うことになる。これまでの遺跡保護の成功事例を見ても、その価値をしっかりと理解した人たちは、清掃活動をはじめとする環境美化活動に取り組み、来訪者をもてなす活動を行い、ガイドとして価値を伝える伝導師となるなど、遺跡を取り巻く多方面の活動を行う役割を自発的に担っていることがよくわかる。そのためにも、佐賀市にはそれらの関係者での議論、意見集約、合意形成の場をつくり、調整役となる役割があり、事業を確実に推進していく重要な任務を担う責務がある。

遺跡の保存・活用は、本来的に、その価値を理解した人々が起こす行動により組み立てられていくものであり、遺跡の整備は、その行動を起こすきっかけや活動への参画を促す環境づくりである。

そして、その活動を通して育まれていく遺跡への愛着が、郷土に対する誇りの醸成につながっていくことを考慮すれば、遺跡は、多くの人々が集う情報発信の拠点として整えられ、様々なアプローチにより「見える化」され、記憶に残る姿となることが不可欠である。しかも、それが、日本の財産としてだけでなく、人類共通の財産である「世界遺産」を支える役割を担っているのであれば、なおのこと、その意味は大きい。

佐賀に生まれ育った人々が故郷を思うとき、あるいは、三重津海軍所跡を訪れた様々な人々が世界遺産をイメージしたとき、その風景の一つとして三重津海軍所跡が脳裏に浮かんでくる、そのような保存・整備・活用の取組を私たちは目指すべきである。

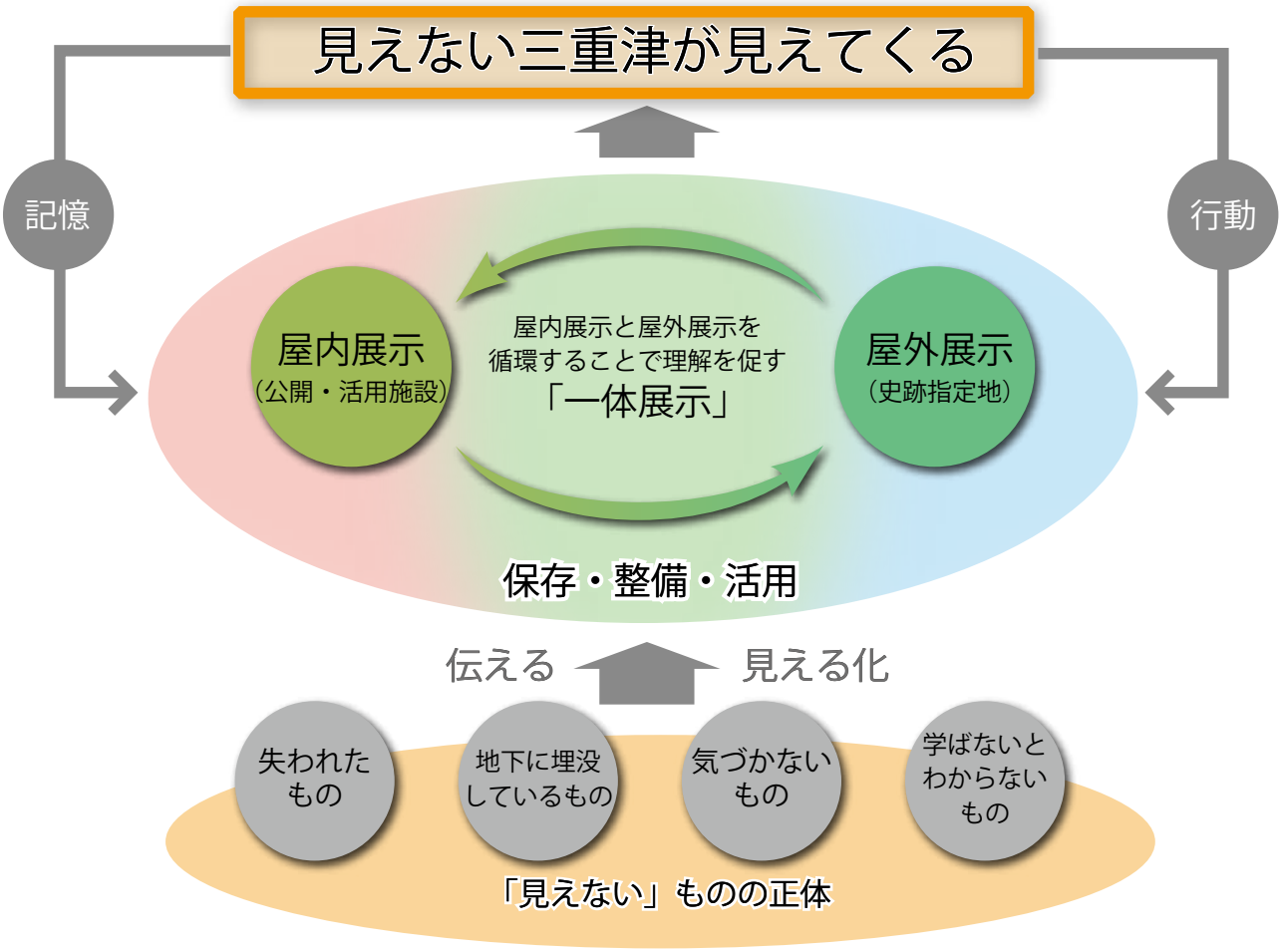

図97　保存・整備・活用の全体イメージ

3.2　方針

本遺跡の保存・整備・活用を行うにあたっては、海軍所稼働期を本計画における中核的な整備年代として位置づけ、「見えない」ものの価値を確実に保全し、様々な手法で「見える化」を図りながら価値の伝達を実現するという全体構想に基づいて行うものとし、その取組を着実に実行していくための方針を以下のように定める。

なお、これらの方針は、「管理保全計画」に示した保全管理の基本方針及び『産業遺産を継承する場所・構造物・地域及び景観の保全に関するイコモス-ＴＩＣＣＩＨ共同原則』(2010年）に示された事項に基づくものである。

(1)調査・研究の方針

調査・研究は、明確な目標を定め、継続して行えるよう体制の充実と人材の育成に努め、計画的に実施していく。

①発掘調査・研究

今後も調査を計画的に継続し、基礎情報の蓄積を図る。ただし、その調査は整備活用を目的とするため、必要最小限のものとして行う。史跡指定地の調査は、ドライドック周辺以外の地区を重点的に行うこととする。

②文献調査・研究

遺跡の歴史的背景を解明するため、これまで進めてきた佐賀藩史料を中心とした調査を計画的に継続する。調査は、基礎的な文献の調査及びこれまでの発掘調査等によって生じた疑問点・問題点に関する検証を中心に行う。

③保存・整備・活用のための調査・研究

遺構の保存を強化するために必要な手法・措置に関する調査・研究を行う。また、地下遺構の保存状況や劣化、地形や周辺景観の変化を確認するために必要なモニタリングを行いながら、その手法・措置の調査・研究を行う。効果的な「見える化」を実現するため、展示・公開についての幅広い調査・研究を行う。さらに、来訪者の動態や意識を把握するための各種調査・研究を行う。

(2)保存の方針

史跡としての価値及び世界遺産の構成資産としての価値の適切かつ確実な保存を図り、後世へと継承するための措置を講ずる。

①遺跡の保存

地下遺構の確実な保存のために必要な措置を講ずる。新たに発掘調査を実施した場合には、地下遺構に対する十分な保存措置を行う。遺跡の価値の保全に影響を及ぼす可能性のある施設や樹木等については撤去を原則とし、既存の公園駐車場については史跡指定地外へ移転する。また、災害による影響を最小限に留めるための措置についても十分に考慮する。

②地形・景観の維持

海軍所稼働期から受け継がれてきた地形や農地・河川・集落などの周辺景観については、定点観測や情報収集等によって発生する変化を事前に察知し、法規制による保護措置及び関係者との連携・協力により、その価値が失われることのないよう保全に努める。

③史跡の追加指定

有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の開通後には、史跡の追加指定を目指すこととしている。追加指定にあたっては、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、所有者等と慎重に対応を検討していく。

（3）造船・修船システムの明示・説明の方針

三重津海軍所で取り組まれた造船・修船システムや、様々な活動の様子を、正確で具体性をもちながらも、様々な来訪者にとってわかりやすい説明を通して「伝わる」ための「見える化」を実現する。場所ごとの特性・機能を念頭に置き、整備活用を行う。遺跡（史跡指定地）及びその周辺景観と、公開・活用施設の両側面において行い、それぞれが独立した個別のものとして機能するのではなく、「屋外展示」と「屋内展示」を包括的に整備することにより相乗効果を生み出す「一体展示」を目指すものとする。

さらに、三重津海軍所跡は史跡であると同時に世界遺産の構成資産であるという二つの側面があることや、三重津海軍所の稼働期前後の歴史的経緯を踏まえた説明が不可欠であることにも十分に配慮する。そして、多様な来訪者が安全で安心してわかりやすく見学できるよう、ユニバーサルデザインにも十分に配慮する。

①史跡指定地内の整備

地下遺構の保全や河川施設への影響を十分に考慮し、地下遺構そのものの露出や河川敷の形状等の大幅な改変については行わない。地形や周辺景観の価値やその意味・機能についての展示・解説、海軍所の発展過程を理解しやすい園路・動線設定、遺構の性質・スケールに応じた遺構表示などの整備を実施し、稼働する造船・修船システムや洋式船の運用などの当時の海軍所の様子を現地でも体感できるデジタル技術を導入した新しい展示機能の提供を図る。

また、見学に資する動線は、公園や漁港としての機能との調和を図りつつ、発展過程、造船・修船システムが総合的に理解しやすいものになるよう設定する。解説サインや便益施設については、誰もが利用しやすい配置を検討し、デザインについても景観との調和を図る。

②公開・活用施設の整備

様々な制限がある史跡指定地の整備と相互補完し、一体展示として解説機能を果たせるよう適切な規模と環境を備えた施設を整備する。その施設の設置にあたっては、できる限り三重津海軍所跡と近接し、行き来のしやすい場所で検討する。

（4）景観保全の方針

①史跡指定地の修景

入江の地形及び旧堤防跡（保存堤防）については現状を維持し、当時の景観を彷彿とさせる葦原についても必要な維持管理を行う。史跡指定地内の既存施設について、景観を損ねるものは撤去・移転又は外観の変更等を実施し、新たに設置を行う施設については、景観への調和を図る。遺構

に影響を与える可能性のある樹木は撤去しつつ、それ以外の樹木はそのまま残し、広場には芝生を植栽することで公共施設としての緑化率を確保する。

②緩衝地帯における修景

モニタリング・カルテによる周辺景観の定期的なモニタリングを行い、当時の線形を維持している河川、対岸の葦原を想起させる農地、当時から変わらぬ集落の地割りなど、価値の伝達に不可欠な周辺の景観要素を維持していく。

(5)活用の方針

様々な側面から三重津海軍所跡の価値を示し、多様な手法を駆使しながらその価値の理解を助け、最終的には人々が遺跡の保存･整備･活用の主体的な担い手として行動するようになる状態を目指す。

まず、効果的な情報発信の手法を調査し、あらゆる手法により人々の興味を惹き、遺跡を訪れるきっかけを提供する。また、来訪者がスムーズに訪れることができるよう、アクセス環境の整備も行う。次に、遺跡を訪れた人々に、「明治日本の産業革命遺産」や幕末佐賀藩における近代化の取組などの多面的な情報や地下遺構を見せられない理由等も含めて、効果的に遺跡の価値を伝える。さらには、遺跡の価値を理解した人々がガイドや美化活動をはじめとする様々な活動を自発的に行えるように、活動環境を整えて活動を促していく。

なお、三重津海軍所跡を活用するには数々の制約があるため、行政が主体となりつつも、市民、市民団体、関係機関、来訪者などを始めとする多様な主体がともに連携を図りながら、「協働」による取組として進めていく。

(6)事業の推進

本計画で定める事業については、短期・中期・長期の３段階の計画に分けて事業を推進する。実施にあたっては、関係部局や地域と連携した管理運営を行うとともに、その持続性を確保するための人材育成を強化する。

①段階的整備

平成29年度（2017）から短期、中期を５年ごとに設定し、それ以降を長期とする。

短期計画では、発掘調査・文献調査を継続しつつ、史跡指定地での「屋外展示」と公開・活用施設での「屋内展示」の一体展示を整備するための基本設計を行い、公開・活用施設の整備に着手し、整備完了後に公開する。また、史跡指定地からの駐車場移転も実施し、発掘調査の完了後から史跡指定地の整備に着手する。

中期計画では、史跡指定地の整備を継続して実施し、完了する。なお、史跡の追加指定予定地では、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）開通後に史跡の追加指定を目指すこととしているが、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、中期計画以降に所有者等と慎重に対応を検討していく。

長期計画においては、あらかじめ短期及び中期計画の実施事業の総点検を行い、課題改善の措置を図る必要が生じた場合は、改めて計画を見直して事業を実施する。

本整備計画に示す事業の実施のための財源については、国、県が示す各種補助メニュー等について情報収集に努め、有効な活用を図る。

②事業の推進体制

佐賀市の関係各課、国・県を含む関係機関、地域住民との連携を行いながら管理運営を実施する。佐賀市三重津世界遺産課と佐賀市教育委員会文化振興課を中心に、関係者が緊密に連携を取り合いながら、各事業がより円滑に推進できるよう、体制の見直しや関係者の理解増進を図る。

③維持管理

定期的な清掃、芝の管理を行う。大潮等の後に発生する大量の漂着ごみについては、関係者で協力して撤去を行い、美観維持に努める。災害時には、佐野記念公園緊急管理体制計画書等に基づき行動する。駐車場からの動線を含め、来訪者の安全確保に十分に配慮し、悪戯・犯罪等が発生しない環境づくりにも努める。

④人材育成

管理保全マニュアルを作成し、管理保全関係者の間で共有を図る。また、佐賀市職員や関係者に対する定期的な研修等を行うとともに、関係職員に対し、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会研修会へ参加を促す。

調査・研究についても、継続的に行えるよう体制の充実や人材育成を図る。

第４章　調査研究

三重津海軍所跡は、平成21年度（2009）以降に行った発掘調査・文献調査によって、様々な情報が得られており、正確なイメージが明確になりつつある。ただし、全体が明らかにされているわけではなく、判明していないことも多い。特に、これまでは修覆場地区の調査を集中的に行ってきたため、船屋地区・稽古場地区についての情報が不足している状況にあり、適切な整備を行うには、この状況をできるだけ迅速に解消しなければならない。よって、今後も継続して調査・研究を行えるよう、体制の充実はもとより､調査業務に従事又は関係する専門的な人材の育成を図っていくことが必要である。

また、今後の整備に向けては、これまで以上に保存とモニタリングに関する調査・研究、来訪者の動態に関する調査・研究、展示・公開に関する調査・研究等が求められる。

4.1　発掘調査

三重津海軍所跡の発掘調査については、今後も史跡指定地内における造船・修船施設の構造や、空間利用を明らかにするための調査を実施する。ただし、調査範囲は発掘調査による遺構のき損に十分配慮し、史跡整備のために求められる必要最小限の範囲とする。過去の発掘調査と重複する場所を改めて発掘調査する場合には、遺構の劣化状況を確認する。

発掘調査計画は、表６のとおりとし、その対象箇所を図98に示す。調査は、ドライドック周辺以外の地点に重点を据え、平成32年度（2020）までを目標に完了することとする。ただし、目標の達成のためにさらなる調査の実施が必要と判断された場合には、調査計画の見直しを図る。

発掘調査の実施、出土遺物の整理調査にあたっては、多面的な成果が得られるよう考古学的手法に加え、自然科学分析を取り入れ、その成果を調査後に報告書に取りまとめ、史跡指定地及びその周辺における整備活用の基礎資料とする。

4.2　文献調査

三重津海軍所に関連する歴史文献調査については、佐賀藩史料を中心に、三重津海軍所の整備過程、佐賀藩海軍の変遷、蒸気船の修理や建造などの項目について調査を進め、発掘調査で得られた成果についても検証を行ってきた。これらの文献調査成果については、発掘調査が終了予定である平成32年度（2020）を目標に調査報告書をとりまとめ、史跡指定地整備の基礎資料とする。

また、今後はこれらに加えて、幕末の日本における三重津海軍所の位置づけ、長崎との技術交流の解明、海軍所建設に関わった人物及び三重津海軍所が輩出した人材等について、対象史料の拡大を視野に入れながら調査を継続する。今後の発掘調査等によって生じた疑問点や問題点等については、その調査の必要性を吟味した上で、調査計画の見直しを図るものとする。

表６　発掘調査の計画

調査年度	調査対象地区	対象箇所面積(㎡) うち発掘面積(㎡)	調査方法	検出が予想される遺構	調査内容	調査目的	備考
29	船屋地区(①) 稽古場地区(②)	4,000 700	詳細調査	建物及び建物基礎遺構、造成土、土堤	船屋地区遺構の範囲確認 海軍所稼働期河川護岸構造確認	船屋地区全体像の把握	安政６年頃の三重津の様子を記した「白帆注進外国船出入注進」図に描かれている海軍方の施設建物等の存在及び配置確認
30	修覆場地区(③)	1,500 1,500	詳細調査	ドライドック渠壁・渠底	平成27年度発掘調査（22区）で確認したドライドック下流側渠壁及び渠底の破砕貝殻を用いた地盤強化構造の範囲･厚み確認、強度等測定	ドライドック構造解明及び建造方法復元に不可欠な情報を確保する	調査面積は現地表面における開削面積で、調査対象とする遺構（渠壁下部・渠底）面積は500㎡程と想定
31	稽古場・修覆場地区(④)	1,500 500	広範囲トレンチ調査	海軍所稼働期の河川護岸・土堤	海軍所稼働期の川岸構造・位置解明	海軍所稼働期の川岸復元に不可欠な情報確保	海軍所稼働期の木製川岸の一部を平成22年度発掘調査で確認（佐賀市教委，2012）
	稽古場地区(④)	3,600 500	広範囲トレンチ調査	射場・標的関連施設、竹柵遺構	稽古場の遺構分布・性格解明	稽古場の全体像把握	竹柵遺構は平成14年度確認調査で存在を確認。稽古場外周部を巡る。詳細及び性格は不明（川副町教委，2004）
	修覆場地区(⑤)	4,600 700	広範囲トレンチ調査	造成土、海軍所稼働期の河川護岸・土堤	ドライドック下流側一帯（現在の公園駐車場付近）の内容確認 海軍所稼働期河川護岸構造確認	史跡南端付近の様相解明	平成14年度確認調査（川副町教委，2004）で造成土の存在のみ確認
32	・平成26年度以降（21区～）の整理調査 ・出土遺物の化学分析 ・調査報告書刊行						

川副町教育委員会（2004）『佐賀藩海軍所跡』（川副町文化財調査報告書第１集）
佐賀市教育委員会（2012）『三重津海軍所跡』（佐賀市重要産業遺跡調査報告書第１集）

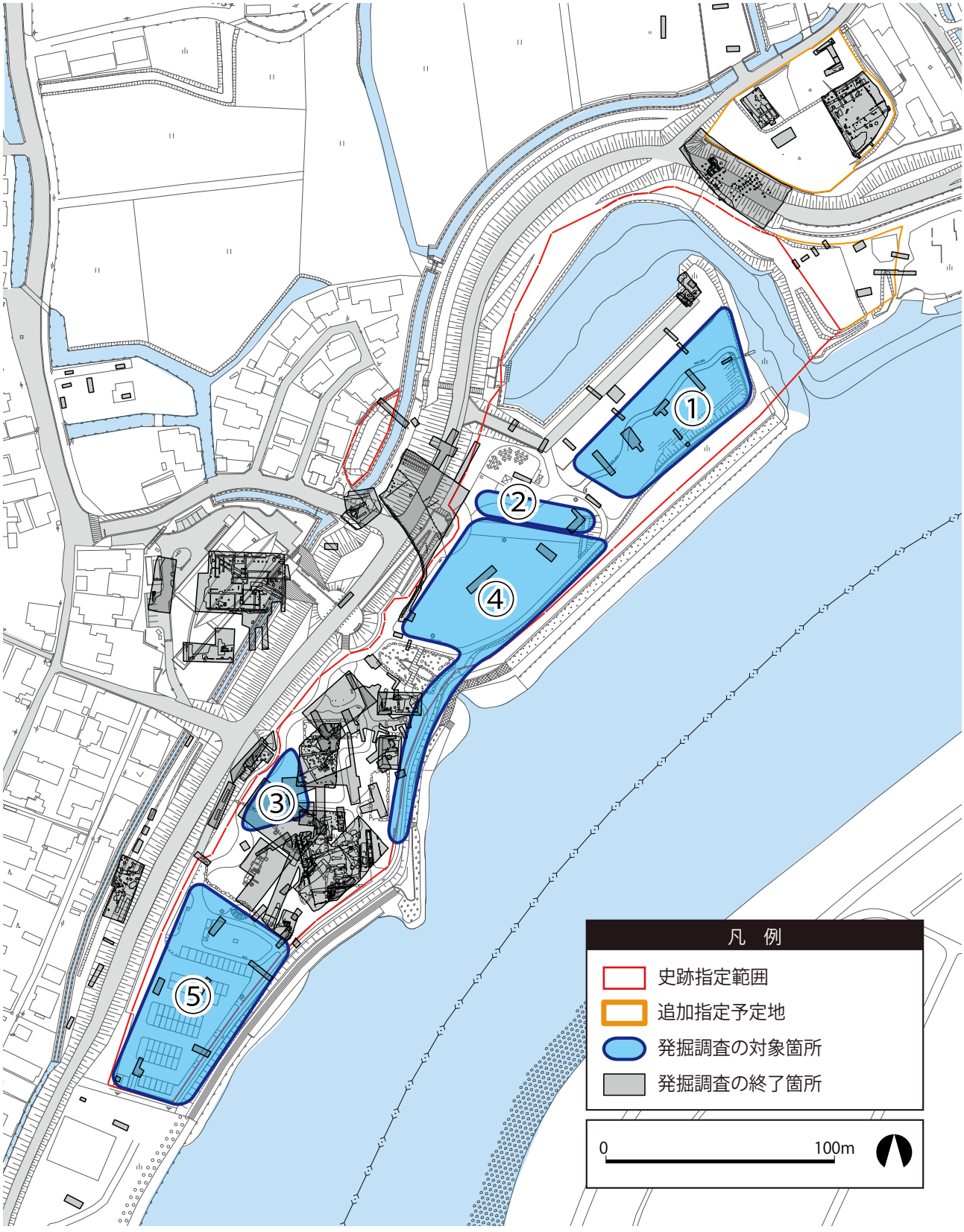

図98　発掘調査の対象箇所

4.3　保存・整備・活用に関する調査・研究

（1）来訪者動態の調査･研究

来訪者の居住地、年齢層、来訪のきっかけや手段、展示内容やスタッフの対応等に対する満足度等について調査し、来訪者の動態や意識を把握する。調査で得た結果を活かして、事業の改善を図っていく。

（2）遺構の保存に関する調査･研究

遺構表示に用いる耐久性の高い素材、土圧から地下遺構を保護する工夫等、遺構の保存を強化するために必要な手法や措置を取り入れるための調査・研究を行った上で、史跡指定地の整備に着手する。

（3）展示･公開に関する調査･研究

史跡指定地の遺構表示、公開・活用施設でのガイダンスについて、デジタル技術等を用いた効果的な表現手法について、従来の枠にとらわれず幅広く調査・研究を実施していく。

（4）モニタリング手法に関する調査･研究

地下遺構・地上構造物・地形・景観のモニタリングについて、年に４回モニタリング・カルテを活用して観測を行い、年次報告書に取りまとめる。

現在のモニタリング手法としては、地下遺構は地表面形状の目視観測による保護層の状況把握、地上構造物・地形は直接目視による変動観測を基本としている（表７）。今後は、地下の木製構造物について把握するため、史跡指定地の整備実施にあわせて、定期的な地下水位・水質（溶存酸素等）のモニタリングの実施を検討する。

※モニタリング・カルテ及び年次報告書の様式については、本書の巻末に付属資料４として掲載している。

表７　モニタリング手法の概要

対象	モニタリング手法
①地下遺構	目視による地表面の形状変動を観測し、保護層の状況を把握。地下遺構の保存状況については、調査地点が重なった際に遺構の状況を再度確認することで、劣化を調べる。木製構造物については、隣接する早津江川の水位変動を把握し、長期間に渡る大幅な水位低下を監視する。
②地上構造物	目視による形状変動を観測する。
③地形	目視による形状変動を観測する。
④周辺景観	記念館３階テラスから、河川（早津江川）、河川敷、葦原、田園空間、集落域について、展望景観の変化を観測する。

第５章　遺跡の保存･修復

三重津海軍所跡を確実に保存し後世に継承するためには、モニタリングによる保存状況の把握を行い、き損が認められた場合は可能な限り修復を行っていく必要がある。また、発掘調査や整備の際には遺構を傷つけないよう適切な保護措置を施し、遺構に影響を与える可能性のあるものについては、遺構を守るための対策を行う必要がある。

5.1　地下遺構・出土遺物の保存・修復

地下遺構については、地中に埋まっていることで良好な状態が保たれていることから、今後も確実な保存を行うため、地中での保存を継続する。さらに、定期的に地表面の形状変動を監視し、保護層の状況を把握するとともに、地下遺構への被害が想定された場合には、状況確認のための発掘調査を検討する。

発掘調査によって地下遺構・出土遺物が検出された場合は、保存状態の確認調査を除いて、過度の露出を抑え、地下遺構の直上を土嚢や真砂土などで養生した後、現地表面から十分な保護層で覆われた状態にすることで、調査前と同じような地下水位と還元状態を維持する。発掘調査において出土した木製品、金属製品などの脆弱遺物については、状況に応じて適切な保存処理を図る。

今後の史跡指定地内整備の実施段階においては、工事によって地下遺構をき損することがないよう、十分な保護措置を行う。

また、遺構に影響を与える可能性のある災害等が確認された場合は、すみやかに状況を確認して必要な応急措置を施した後、保存のための対策を検討する。

さらに、地下遺構を保存する上で好ましい環境を維持するため、史跡指定地内にある駐車場は移転し、樹木の整理を行う。

本質的価値に準ずる要素であるコンクリート製船台遺構や護岸遺構についても、本質的価値を構成する要素同様に、地中での保存を図っていく。

5.2　地上構造物・地形の保存・修復

三重津海軍所跡は、大部分が地下遺構から構成されているが、その中でも入江の地形や保存堤防は地上に表出している数少ない要素である。これらは直接見ることができ、来訪者に海軍所稼働期の景観を想起させることに大きく貢献しているため、今後も現状維持を行っていく必要がある。したがって、保存状況を確認するため、モニタリング･カルテを活用し、目視により地表面の形状変動を把握していく。

なお、き損が認められた場合には、関係機関との協議のうえ、地上構造物（保存堤防）については土工による現状復旧を、自然地形（船屋地区）についてはき損前の素材等により現状復旧を行う。

また、本質的価値に準ずる要素である石碑「和船圍場跡」「調練場跡」「藩兵学校跡」についても、目視による形状変動を把握し、現在の状態を維持していく。

5.3　史跡の追加指定

史跡の追加指定予定地にも、船屋期の建物柱列・溝・土坑等、史跡の本質的な価値を有する地下遺構の存在が明らかになっている。追加予定地の周辺では有明海沿岸道路（大川佐賀道路）の建設が進んでおり、道路開通後に史跡の追加指定を目指すこととしているが、追加指定にあたっては、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、所有者等と慎重に対応を検討していく（図99）。

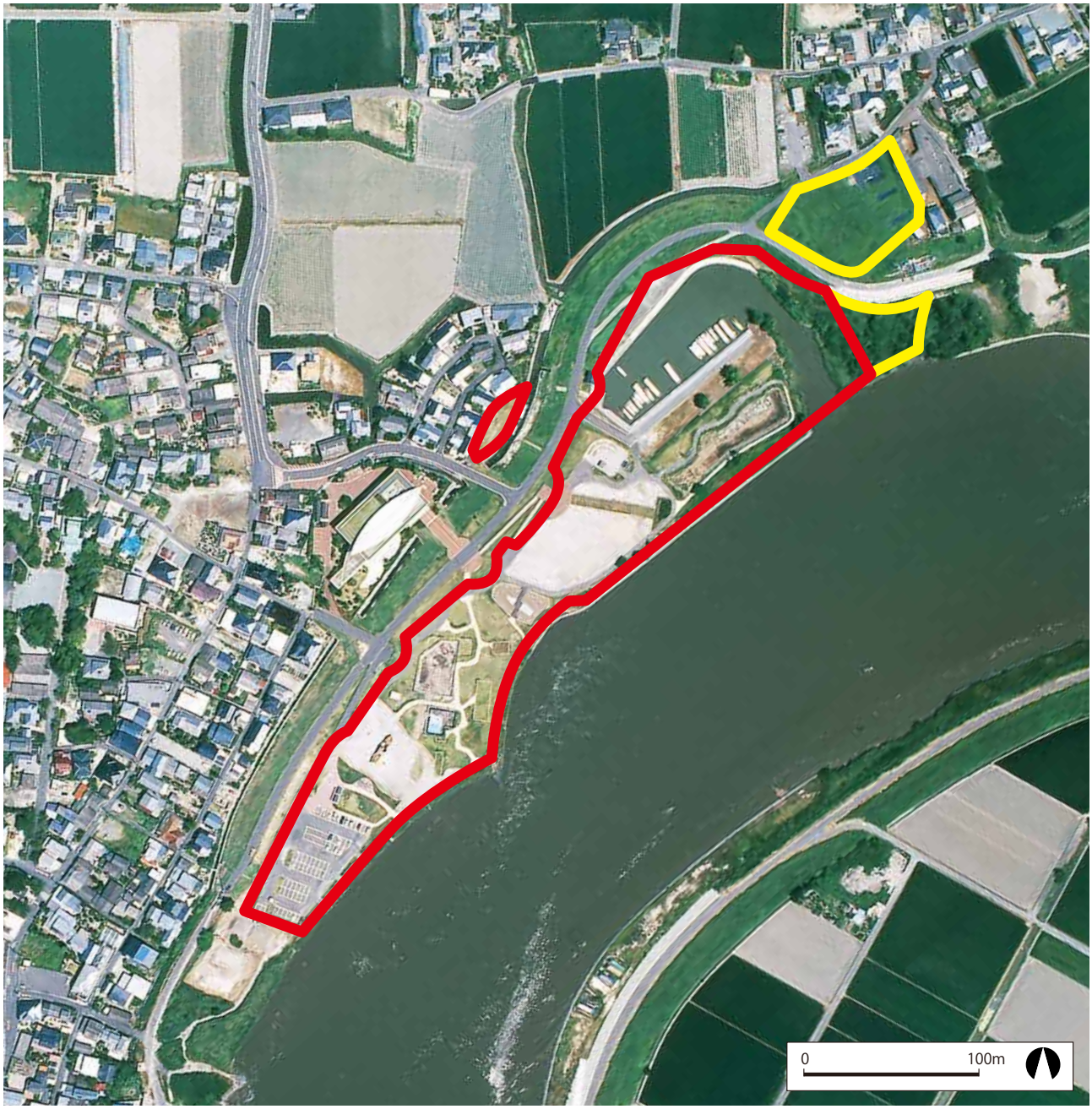

図99　三重津海軍所跡（赤線内が史跡範囲、黄線内が追加指定予定地）

第６章　造船･修船システムを視野に入れた整備

三重津海軍所跡において今後の整備を進めるにあたり、第６章では史跡指定地内での整備のあり方や指定地周辺での公開･活用施設のあり方、また、第７章では計画対象地内の景観保全のあり方を示し、三重津海軍所跡の整備の全体像を述べる。

なお、ここでいう「造船・修船システム」とは、伝統的土木技術を取り入れたドライドックの構築や鋳物師や鍛冶師の加工技術による金属部品の生産など、日本の在来技術と西洋技術を融合させた洋式船の造船・修船に関わる三重津海軍所での活動を指しており、これらは、洋式船による海軍教育とともに、根拠地としての三重津海軍所において大きな役割を果たした。そして、このシステムは、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する三重津海軍所跡の重要な要素となっている。

したがって、三重津海軍所跡の整備においては、造船・修船システムについて十分に理解できるように留意しながら進めるものとする。

また、計画の対象範囲における案内・誘導サイン等は景観と調和したシンプルなデザインにより統一を図り、多様な来訪者が安全で安心してわかりやすく見学できるよう、ユニバーサルデザインにも十分に配慮する。

6.1　史跡指定地と公開・活用施設での整備のあり方

第３章第２節に記載した方針に基づき、史跡指定地内での整備のあり方や公開・活用施設での整備のあり方について、基本的な考え方を以下のとおり整理する。

(1)全体的な考え方

三重津海軍所跡は、早津江川の河川敷に立地し、その構成要素の大部分は地下遺構として存在する。よって、本質的価値を顕在化させるための整備において、地下遺構の保全や河川施設への影響を十分に考慮するならば、地下遺構そのものの露出展示や河川敷の形状等を大幅に改変するような遺構表現などは実現が難しい。その状況下で、遺跡の価値を伝え、活かしていくことは、容易なことではない。

そのため、その実現を目指すにあたっては、従来の整備手法だけに頼っていては自ずと限界があることから、新たな発想や技術を取り入れたユニークな整備手法を積極的に取り入れることが重要である。

また、史跡指定地での展示整備により一層の工夫が必要である以上、遺跡の歴史的背景、価値、往時の姿などを説明するための補完的施設として位置づけられることが多い公開・活用施設の展示についても、従来の位置づけや機能に限定せず、新しい発想に基づく整備を行うことが不可欠である。

したがって、三重津海軍所跡の整備上の課題をクリアするために、史跡指定地における「屋外展示」と公開・活用施設における「屋内展示」を包括的に整備し、遺跡そのものが本来的に持っている本物感や空気感は十分に活かしつつも、従来の手法だけにとらわれない発想や技術を取り入れながら、それぞれの展示が持つ強みを活かして、循環することで相乗効果を生み出す「一体展示」を目指すものとする（図100）。

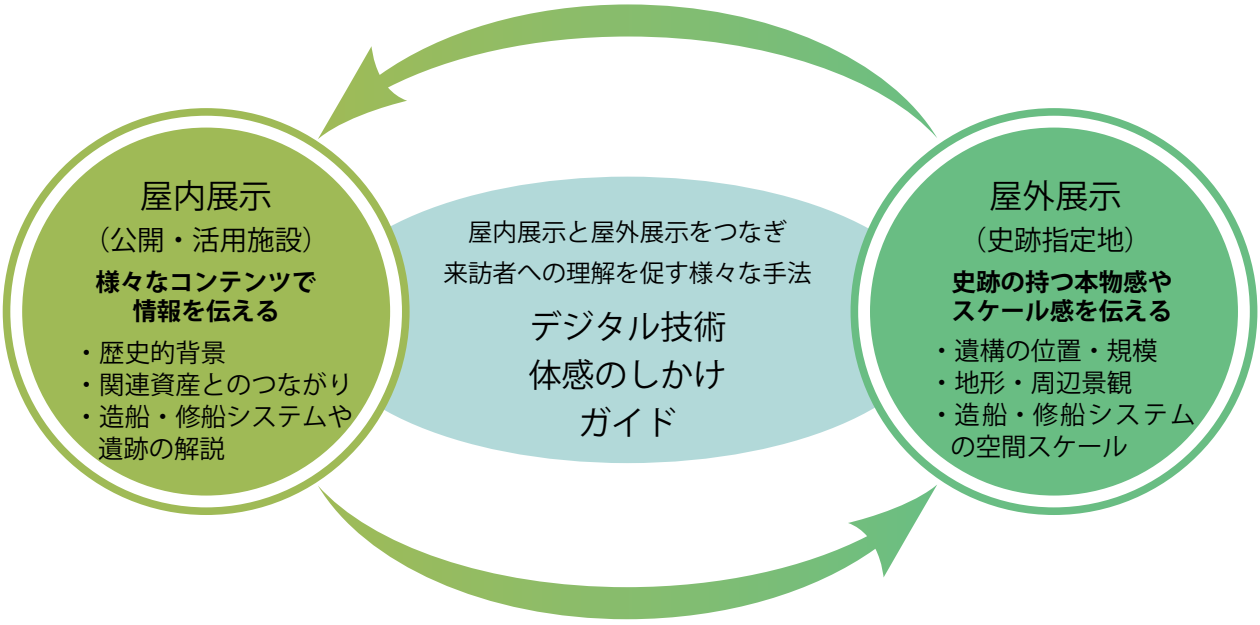

図100　一体展示のイメージ

（2）展示整備のあり方

屋外展示では、現地で表現すべき遺構の位置や規模、地形や周辺景観と一体となった海軍所稼働期の造船･修船システムの空間スケールの表現を行う。そのため、地形や周辺景観の価値やその意味･機能についての展示・解説、海軍所の発展過程を理解しやすい園路・動線設定、遺構の性質・スケールに応じた遺構表示などの基本的な整備を実施する。その上で、稼働する造船・修船システムや洋式船の運用などの当時の海軍所の様子を現地で散策しながら体感できるようなＶＲ・ＡＲ等のデジタル技術の導入と、コンテンツ活用のために必要な無線環境の整備を行い、新しい展示機能の提供を図っていく。

屋内展示では、三重津海軍所跡の歴史的背景、関連資産との繋がりなど基本情報の提供、造船・修船システムや遺跡の内容の解説を行う。その解説では、出土遺物の展示やパネル・映像・模型の展示など、オーソドックスな手法は整えた上で、ＶＲ・ＡＲ等のデジタル技術を導入した新しい展示機能や造船・修船システムなどを理解する体験学習の提供等を図っていく。

また、両展示においては、先進的なデジタル技術の導入を図る一方で、来訪者とのコミュニケーションによる案内・解説を行う人的ガイドを展示の重要な機能の一つとして位置づけ、その内容や手法、体制などの充実を図る。

そして、それらの展示は、主従の関係性や一方通行の動線を構築して理解を促すのではなく、その場所の特性に応じた様々なコンテンツを循環しながら見学することによって理解を深めるという考えの下で整備を進めていく。また、調査が途上の段階であり、今後の進展により新しい発見や解明も十分に予想されることから、蓄積された情報の展示への反映や更新も定期的に実施する。

なお、三重津海軍所の活動に不可分であった洋式船、特に造船システムの代表的な成果物である凌風丸については、船体の原寸復元を求める声が多い。しかし、復元に必要とされる詳細な資料が不足しているため原寸復元の展示物制作は難しく、現時点においては、デジタル技術を活用したコンピューター・グラフィックスでの復元等について、製作費用と時間、維持と更新のコストも勘案しながら検討していくこととする。

6.2　ゾーニング

本計画では、場所ごとの特性や機能を念頭において整備する必要があるため、対象範囲にゾーンを設定し、ゾーンごとの整備活用の手法を定める（図101）。

（1）ゾーニングの基本的な考え方

史跡指定地内においては、三重津海軍所跡の歴史的発展から導き出した三つの地区を元にした、「船屋ゾーン」「稽古場ゾーン」「修覆場ゾーン」に、飛び地である「保存堤防ゾーン」を含めた四つの史跡整備の地区区分を行う。

史跡指定地の周辺においては、三重津海軍所跡の歴史的景観形成と深く関わる農地・河川・集落について、それぞれ「農地ゾーン」「河川ゾーン」「集落ゾーン」として、景観や土地利用の維持を目的とする地区区分を行う。

また、史跡整備において、史跡指定地整備の補完機能や来訪者の便益に供する施設等が位置する地区区分として、「ガイダンス（駐車場含む）ゾーン」を設定する。

（2）各ゾーンの整備活用の方向性

①史跡指定地内のゾーニング

船屋ゾーン

当時の船屋の様子や機能が伝わる整備を行う。漁港施設は漁港としての継続的な利用を前提とする。都市公園の範囲については、発掘調査を継続するとともに、来訪者が水辺を感じ、歴史的な雰囲気の中で散策できるような整備を行う。

稽古場ゾーン

発掘調査を継続するとともに、歴史的に広場（稽古場）として利用されてきた経緯を踏襲した整備を行う。

修覆場ゾーン

発掘調査を継続し、ドライドックをはじめ本質的価値を構成する要素が集中するゾーンとして、造船や修船の取組の様子が来訪者にわかりやすく伝わるための整備を行う。駐車場は史跡指定地外への移転を図り、跡地については調査を行った後に整備を図る。

保存堤防ゾーン

旧堤防跡（保存堤防）は、三重津海軍所の稼働当時の地形を示すゾーンとして、現状維持を基本とするが、サイン等については整備を図る。

②史跡指定地周辺のゾーニング

農地ゾーン

三重津海軍所の稼働当時に葦原であった風景を彷彿とさせる農地としての土地利用と景観の保全を図る。

河川ゾーン

三重津海軍所稼働当時の風景を彷彿とさせる河川、河川敷及び葦原等の河川空間として景観の保全を図る。

集落ゾーン

三重津海軍所の稼働当時から変わらない集落としての土地利用（地割り）の維持を図る

ガイダンス（駐車場含む）ゾーン

史跡整備において、現地での説明や表現が難しいものや、屋内での整備が望ましいものなども含め、一体的に展示解説を行う施設の設置を検討する。また、隣接する記念館が、位置的にも大きなポテンシャルを秘めていることから、その活用も含めて検討する。
なお、史跡指定地内から、記念館の北側に、駐車場の移転を図る。

追加指定予定地

有明海沿岸道路（大川佐賀道路）開通後には、史跡の追加指定を目指すこととしているが、追加指定にあたっては、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、所有者等と慎重に対応を検討していく。

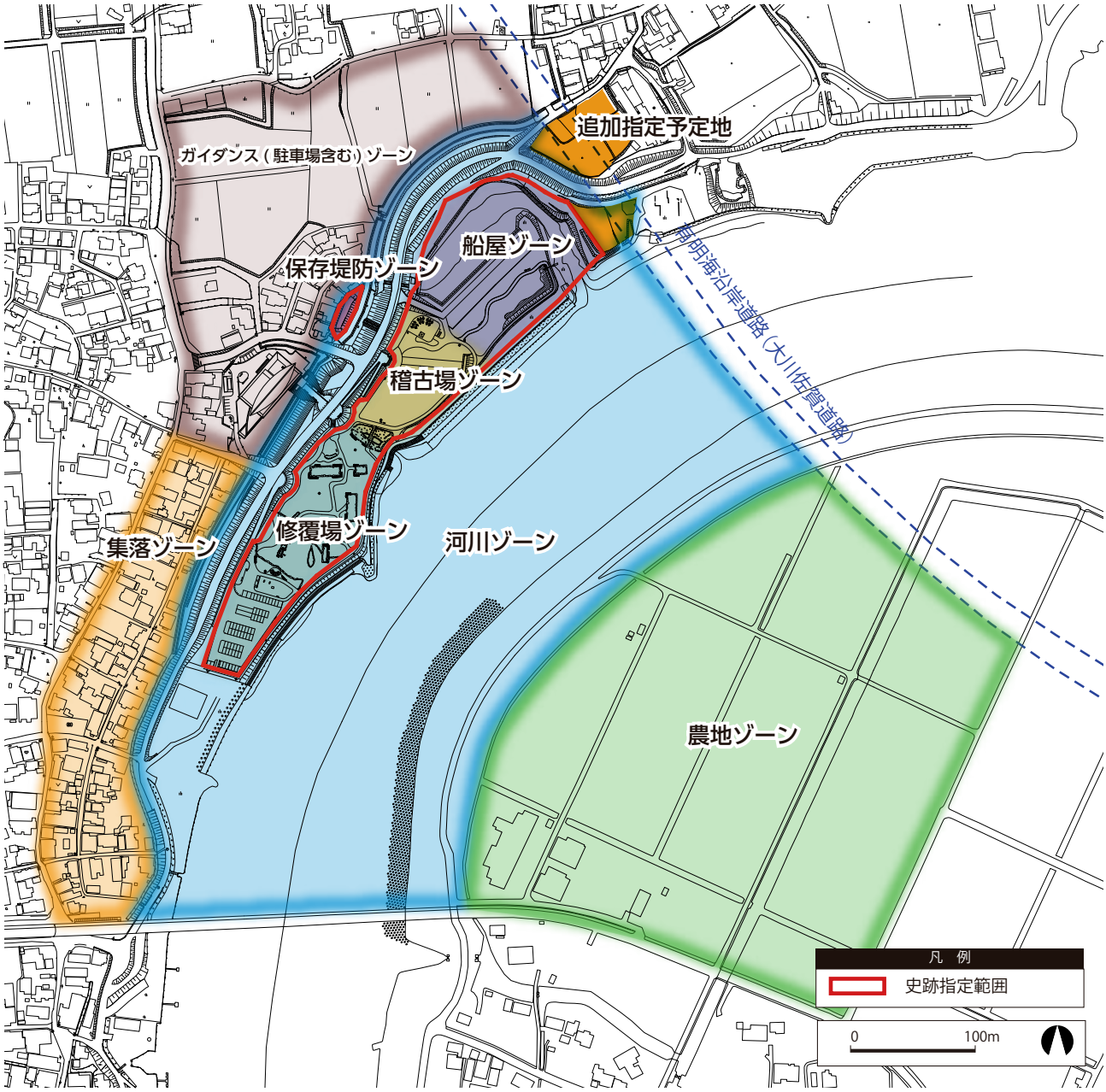

図101　ゾーニング図

6.3　動線計画

史跡指定地内での動線計画を行うにあたっては、三重津海軍所跡の価値を理解しやすく、多数の来訪者にも対応でき、海軍所稼働期における作業の流れがイメージできる動線を目指すとともに、観光客や公園利用者、漁港利用者、高齢者や障がいをもった方々など、誰もが安全・安心に利用できる動線づくりを行う。

(1)園路

園路については以下の考え方に基づいて整備を行う。

・絵図・旧地形などをもとに想定した海軍所稼働期の通路を図102に示す。来訪者が海軍所稼働期の道を辿れるように、ゾーンの境界になっていたと考えられる海軍所稼働期の東西向きの通路は、堤防などの河川構造物に影響のない範囲で平面的な表現を行う。

・堤防の下側の南北メインルートから川沿いのルートへと梯子状に自由に回遊できるようにする。

・舗装材は、

①遺構の保存環境を改変しないための透水性の確保

②来訪者の移動しやすさ

③海軍所稼働期のイメージとの調和

の三つの視点から、土系舗装を基本とする。ただし管理車両が頻繁に通行することが想定される箇所は、車両荷重に対して耐性のある舗装材を精査して施工する。

・管理用動線としても活用できる幅員、構造とする。

上記の考え方に基づいて設定した動線計画図を図103に示す。動線計画については、今後の発掘調査の結果によって、見直す場合もある。

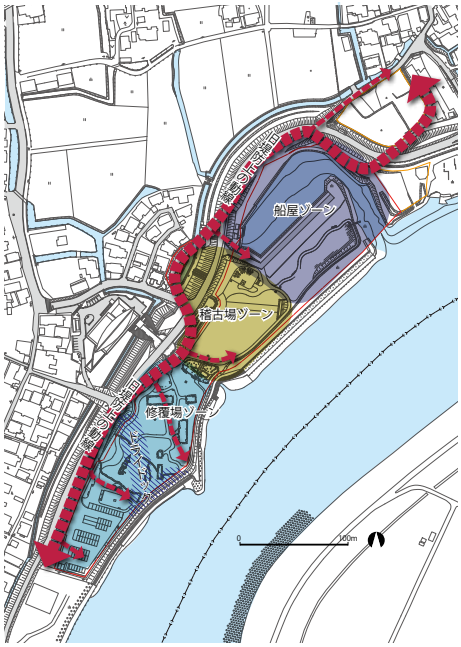

図102　海軍所稼働期の通路

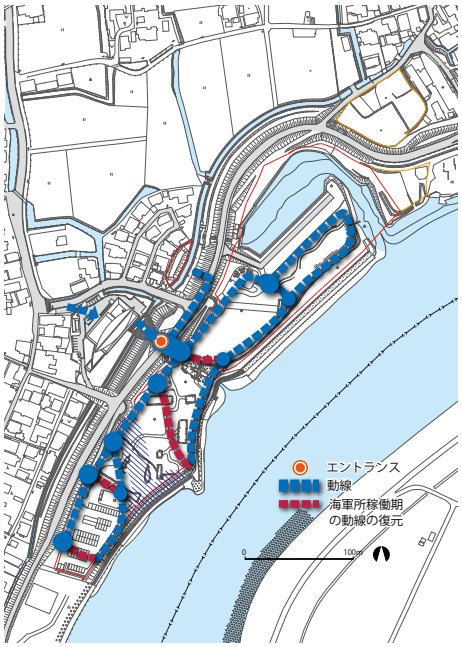

図103　動線計画図

(2)モデルコースの設定

モデルコースの設定においては、来訪者に三重津海軍所跡の価値や造船・修船システムを伝えやすく、ガイドが説明しやすい順序で巡れるよう考慮する。さらに、全体を回るコースだけでなく、所要時間や内容など、来訪者の希望に合わせた複数のモデルコースを設定する。

6.4　地形造成

史跡指定地の整備においては、地下遺構の保護のために必要な覆土は、現状において十分な厚さが確保されているため、これ以上の盛土等は行わずに現在の地形を維持する。

地下遺構や現代まで受け継がれてきた河川景観の保存の観点から、現況の平坦な地形を維持することを基本とし（図104）、海軍所稼働期に存在した土堤や、堤防から海軍所内に下りる通路など、高低差があった要素については、平面的な表現を行うものとする。

また、施設の撤去、再配置に伴う土地の形状変更は最小限とし、遺構の保護及び関係機関との調整を前提とする。さらに、給排水設備や電気設備などに伴う埋設管類は、できる限り既存のものを活用する。

図104　佐野記念公園の現況

6.5　遺構表示

地下遺構を確実に保存し、確実な調査成果をもとにして、来訪者に遺構のスケールや造船・修船システムの流れを体感し、より具体的にイメージしてもらうため、

①遺構の性質に応じた表示の種類とサインの設定

②デジタル技術を用いた解説

③ガイドによる案内・解説のしやすさ

以上の三つの点に留意しながら遺構表示を行う。

遺構表示は、海軍所稼働期に属した地下遺構と、その価値の証明を補強する遺構を対象に実施するが、今後の発掘調査成果によって新しい遺構が確認された場合は、表示の対象とするかどうかを検討する。

(1)遺構表示に関する諸条件の整理

遺構表示には、露出表示、平面表示、立体表示などの方法が考えられる。

三重津海軍所跡で露出表示を行った場合、乾湿の繰り返しを制御しがたく、風化や劣化の促進を抑制できない。また、大潮等の浸水の影響にも考慮した整備を行う必要があり、通常の整備では遺構を確実に保存できない可能性がある。

そのため、将来にわたる良好な状態での維持の観点から、露出表示は行わず、表８に示した平面表示あるいは立体表示を行う。表示の方法は、表９に示しているように、調査によって判明している事項や法規制等の条件、遺構の価値等の諸条件を踏まえて設定する。なお、表示を行う要素の位置は図105のとおりである。

表８　遺構表示の種類と本史跡における考え方

	一般的なイメージ	説明		本史跡における考え方
平面表示	（例）建物の柱穴の原位置を示す舗装等 	地下に保存されている遺構の規模・配置・形態・性質等に関する情報を模式的に表すもの。地下遺構を主とする史跡では、最も主要な遺構表現手法として適用されている。	遺構の原位置を、平面的に舗装等で表現したもの。	複数の遺構の場所を表示することで造船・修船システムの流れを解説する場合等に用いる。
立体表示	（例）建物規模を実感できるよう柱を一部立ち上げたもの 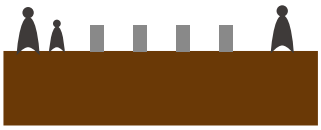		遺構の原位置に加え、一部を立体的に表現することで、遺構の性質等を示すもの。	単体として遺構の規模や形態等を解説する場合等に用いる。

表９　要素毎の表示の種類

表示する遺構		構成要素	本質的価値を伝えるための表示の優先度	遺構を表示するための考古学的な情報の有無	表示種類の設定
①	ドライドック	護岸遺構〔本渠部〕	高	有（一部）	**平面表示・立体表示** ドライドックの完全復元については、遺構を確実に保存する観点から実現が難しいため、平面表示または立体表示を行う。
		護岸遺構〔渠口部〕			
		河川面護岸遺構			
②	金属加工関連遺構	石組遺構	高	有	**平面表示・立体表示** 炉等の検出遺構については原位置での平面表示または立体表示を行う。これらの施設に付随する建物等については現時点では不明確な点が多い為、調査･研究の進捗に応じて表現を検討する。
		溝状遺構			
		小型二連炉			
		廃棄土坑	高	有	**平面表示** 土坑の４分の１程度の深さまで発掘調査が行われており、原位置での平面表示を検討する。
③	土堤盛土		中	有（一部）	**平面表示** 発掘調査の結果により部分的に検出された遺構や絵図等を参考に、設置されていた範囲を想定し、漁港利用に影響の無い範囲で平面表示を行う。
④	木杭群		検討中	有（一部）	**検討中** 掘立柱建物である可能性が判明したことから、調査の進展により検討する。
⑤	旧堤防跡（保存堤防）		—	—	**現状維持**

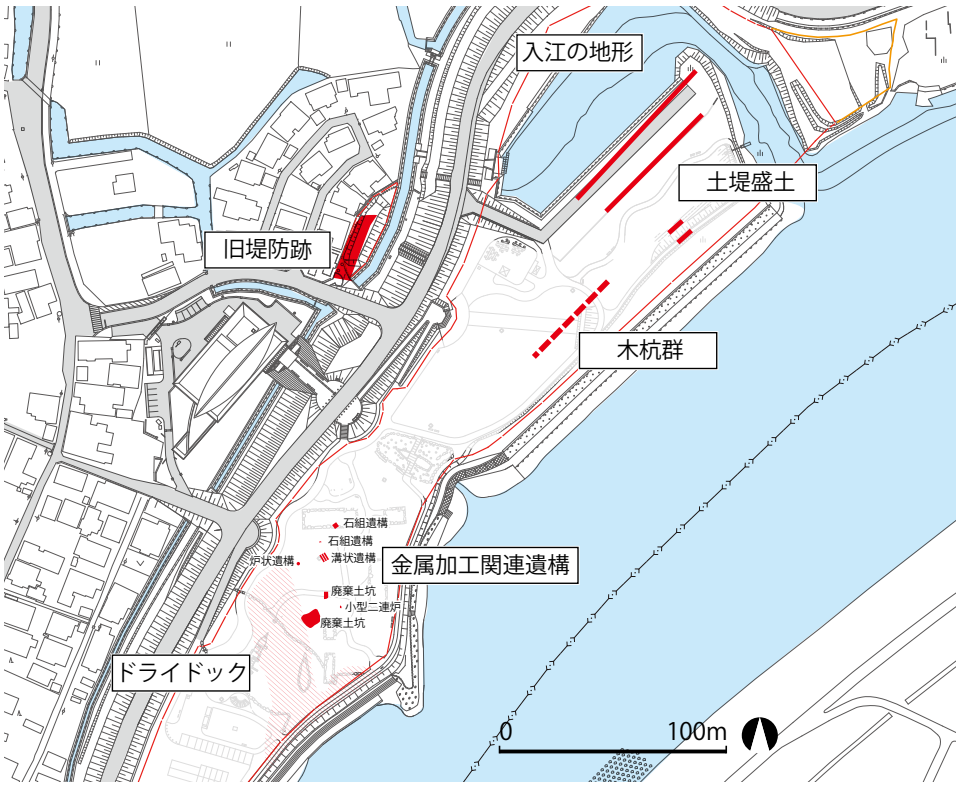

図105　要素の位置

（2）本質的価値を構成する要素の表現

表９に示した、これまでの発掘調査によって概要が判明している修覆場地区と船屋地区の一部の主要な遺構、地上構造物、地形についての表現は、以下のように設定する。

なお、これらの整備については、第３章第２節において、「地下遺構そのものの露出や、河川敷の形状等の大幅な改変については行わない。」という方針を示しているところであるが、現状における遺構表現としてどのようなものがより適しているのかについて、改めてここで検討を行うこととする。

なお、今後も発掘調査を実施することから、その進展や成果に基づいて新たな表現が必要となった場合には、再検討を行う。

①ドライドック

護岸遺構の木組みは、三重津海軍所跡の本質的価値の枢要となる遺構であり、来訪者にとっては史跡の「見どころ」でもある。したがって、当遺構の表現については、来訪者の理解が促進されるよう十分な工夫を施すことに留意する。

【表現すべき内容】

・全長約60m、幅約25mに及ぶ規模、形状及び位置（空間スケール）

【前提条件】

・遺構面を確実に保護するため、十分な厚さの盛土を行うこと
・地下の遺構の保存環境（地下水位）に影響を与える改変は行わないこと
・大潮時の浸水による土砂や漂流物の影響を考慮し、できる限り維持管理が行いやすい形状とすること
・現在の堤防構造に影響を及ぼさないこと

【留意点】

・木と土によって造られた階段状の側壁構造が理解されるように表現し、木造ドックと誤解されないように注意すること
・護岸遺構の木組みなど遺構面の表現には、リアリティが失われないような表示・素材とすること
・地表面で行う遺構表示だけにとどまらず、ＡＲやＶＲなどのデジタル技術を十分に用いた表現とすること

上記の内容を踏まえ、平面表示、立体表示、復元、露出展示の四つの手法をベースに五つの案を作成して、現地におけるドライドックの表示方法について比較検討を行った。その比較検討の概要及び委員会での意見については、表10及びＰ89～90に示したとおりである。

その結果、表10内のＣ～Ｅの表現については、将来的に保存技術の向上や進展により実現の可能性が高まった段階で再検討を行うこととし、現段階においては、地下遺構の確実な保護を最優先に考慮した表10の「Ａ：平面表示」及び「Ｂ：立体表示」をベースとした表現を採用し、今後、整備手法や内容の具体化を行うものとする。

表10　ドライドッグの表現比較

	A：平面表示	B：立体表示	C：復元（水なし）	D：復元（水あり）	E：露出展示
平面イメージ図	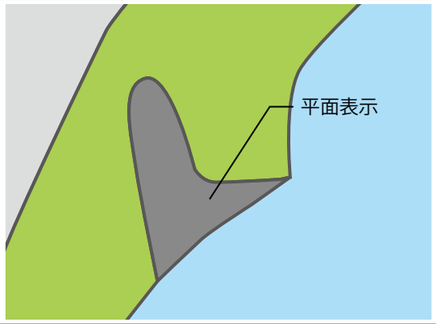	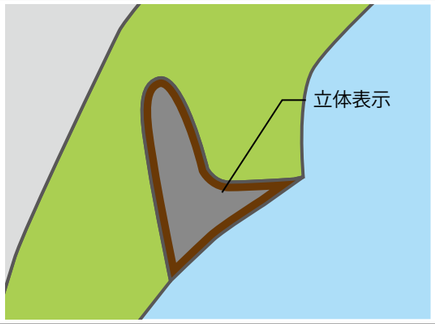	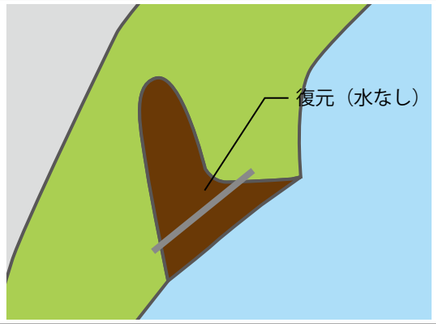	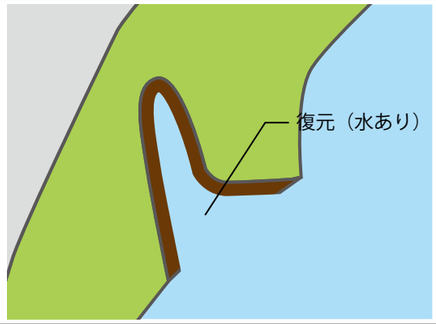	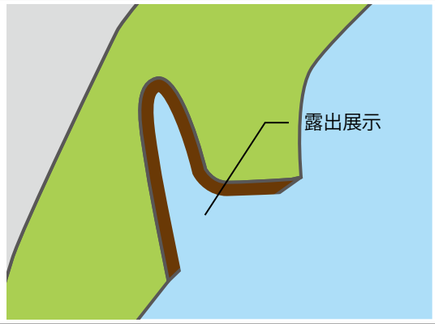
断面イメージ図	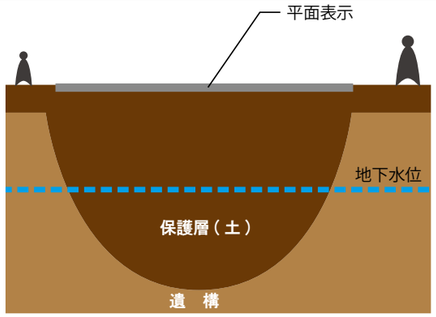	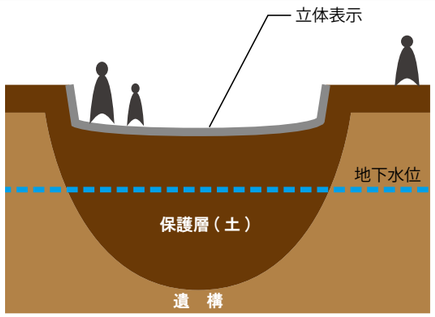	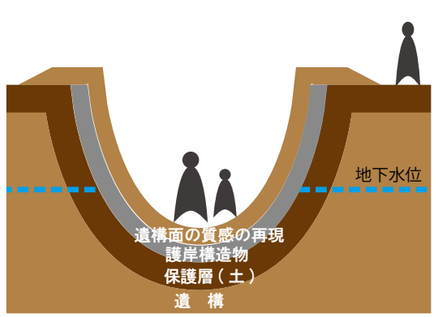	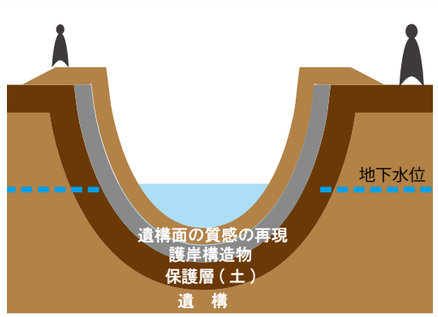	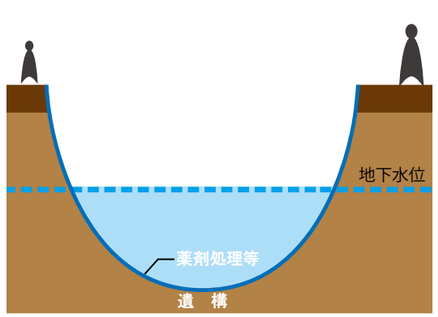
概要	・遺構面を保護層で覆い、発掘時の原寸大の写真等を用いて平面的に表示する。	・遺構面を保護層で覆い、実際の数分の１の深さでドライドックの位置と平面上の広さを表現する。 ・深さや素材感など、様々な手法が考えられる。	・遺構面を保護層で覆った上で適切な強度の護岸構造物を設ける。その上に土の質感を再現した樹脂やコンクリート等で往時のドライドックの姿を再現する。	・遺構面を保護層で覆った上で護岸構造物を設ける。その上に土の質感を再現した樹脂やコンクリート等で往時のドライドックの姿を再現する。	・遺構面そのものに薬剤処理等を施し、劣化を防ぎながら実物を展示する手法だが、現時点ではドライドックを確実に保存しながら展示できる手法が確立されていない。
遺構への影響	・平面表示による雨水の浸透状況の変化には配慮する必要があるものの、基本的に現在の保存状態を維持できる。	・立体表示による雨水の浸透状況や高潮時の排水などには配慮する必要があるものの、地下水位よりも高い位置での立体表示とすることで現在の保存状態を維持できる。	・遺構の保存環境を大幅に変えてしまう可能性が高い。 ・地下水を遮断することで遺構の保存環境を改変する可能性がある。 ・地盤改良などが必要となる可能性が高く、遺構面への影響が懸念される。 ・整備前に遺構への影響を図るための調査やモニタリングを行う必要があり、多大な時間がかかる。 ・ドライドック全体を掘り起こすレベルの大規模な調査が必要となる。	・遺構の保存環境を大幅に変えてしまう可能性が高い。 ・酸素が多く含まれた水が遺構面に触れることで遺構の保存状態を悪化させる可能性がある。 ・地盤改良などが必要となる可能性が高く、遺構面への影響が懸念される。 ・整備前に遺構への影響を図るための調査やモニタリングを行う必要があり、多大な時間がかかる。 ・ドライドック全体を掘り起こすレベルの大規模な調査が必要となる。	・地下に埋設されることで良好な保存状態を保ってきたドライドックを、常時露出することになる。 ・遺構を露出した場合、遺構が乾湿の繰り返しにさらされることになり、遺構を大きくき損することになる。
正確性	・ドライドックの位置と平面的な大きさを正確に表現することが出来る。	・ドライドックの位置と平面的な大きさは正確に表現出来るが、深さは実際の数分の１となるため、正確性に乏しい。	・保護層や護岸構造物等を設ける必要があるため、平面的な大きさや深さなどを正確に表現することが難しい。	・保護層や護岸構造物等を設ける必要があるため、平面的な大きさや深さなどを正確に表現することが難しい。	・遺構そのものを見せるため、最も正確性が高い。
わかりやすさ	・ドライドックの位置や大きさなど、平面的な情報しか伝えることができない。	・ドライドックの範囲を部分的に立体化するため、Ａよりもわかりやすいが、Ｃ、Ｄよりもわかりにくい。	・立体的な形状を伝えることができる。 ・「ドライ」ドックとして水を抜いて修船作業を行っていた様子をイメージしやすい。 ・ドライドックの中に入ることが出来る。	・立体的な形状を伝えることができる。 ・水面の干満差などを表現できる。	・遺構そのものを見せるため、最もわかりやすく、来訪者に伝えることが出来る情報も、最も正確で多い。
整備費用	・整備費用が最も安い。	・Ｃ、Ｄよりも比較的に工事費用や維持管理費用が安い（Ａよりは高い）。	・水は入れないが、不足の事態に備えた強度が求められる上、土の質感を再現するため整備コストが高い。	・護岸としての強度が求められる上、土の質感を再現する必要があるため整備コストが非常に高い。	・整備手法が確立されていないため、想定し難い。
維持管理	・最も維持管理が容易であり管理費用も安い。	・大潮後に土砂やごみなどが残る可能性があり、土砂の浚渫、清掃、メンテナンスが必要となる。	・大潮後に土砂やごみなどが残る可能性があり、土砂の浚渫、清掃、メンテナンスが必要となる。	・河川護岸としての定期的な管理や土砂の浚渫を行う必要がある。	・整備手法が確立されていないため、想定し難い。
土地利用	・地上部がフラットになるため、公園として利用しやすい。	・公園としての広場的な利用はし難い。	・公園としての広場的な利用はできない。	・公園としての広場的な利用はできない。	・公園としての広場的な利用はできない。
安全性	・来訪者の安全性は最も高い。 ・河川管理施設への影響は無く、治水は保たれる。	・高低差の表現方法に対応した安全確保が求められる。 ・河川管理施設への影響を考慮し、状況によっては治水対策を行う必要がある。	・転落防止柵や階段、手摺など安全性への配慮が求められる。 ・河川管理施設への影響を把握し、治水対策を行う必要がある。	・転落防止柵や階段、手摺など安全性への配慮が求められる。 ・河川管理施設への影響を把握し、治水対策を行う必要がある。	・転落防止柵や階段、手摺など安全性への配慮が求められる。 ・河川管理施設への影響を把握し、治水対策を行う必要がある。
評価	・発掘調査やその他の調査研究の進展により検討条件に大きな変化が無い限り、平面表示と立体表示をベースに今後詳細な表現方法の検討を行う。		・地下遺構の保存環境を大きく改変する可能性があり、遺構への影響が不明瞭であることから、現時点で採用することはできない。 ・保存科学技術の進展により検討条件に変化があった場合、再度検討を行う。		・実施すれば遺構を大きくき損することとなり、現時点で採用することはできない。 ・遺構を確実に保存することができる手法が確立された場合に限り、再度検討を行う。

【表現手法の基本的な考え方】

委員会の検討結果に基づき、遺構表現については、次の二つの考え方を基本として、今後、詳細な検討を行う。

〈表現手法１：現地での表現〉

今後の検討においては、表11に示す平面表示と立体表示を基本イメージとして進める。

表11　ドライドックの断面イメージ

平面表示の断面イメージ	立体表示の断面イメージ
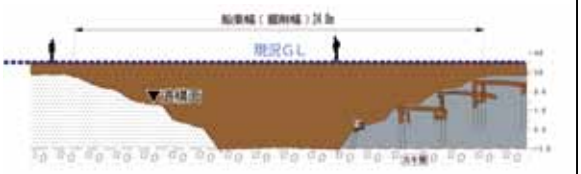	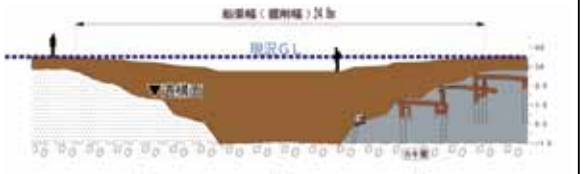

〈表現手法２：デジタル技術での表現〉

現地の地表面表示では表現しにくいドライドックの立体感・構造、ドックに入った洋式船のイメージや、護岸遺構の木組みなどをわかりやすく伝えるため、遺構表示に加えてＡＲやＶＲなどのデジタル技術を活用した表現を積極的に取り入れて実施する（図106）。

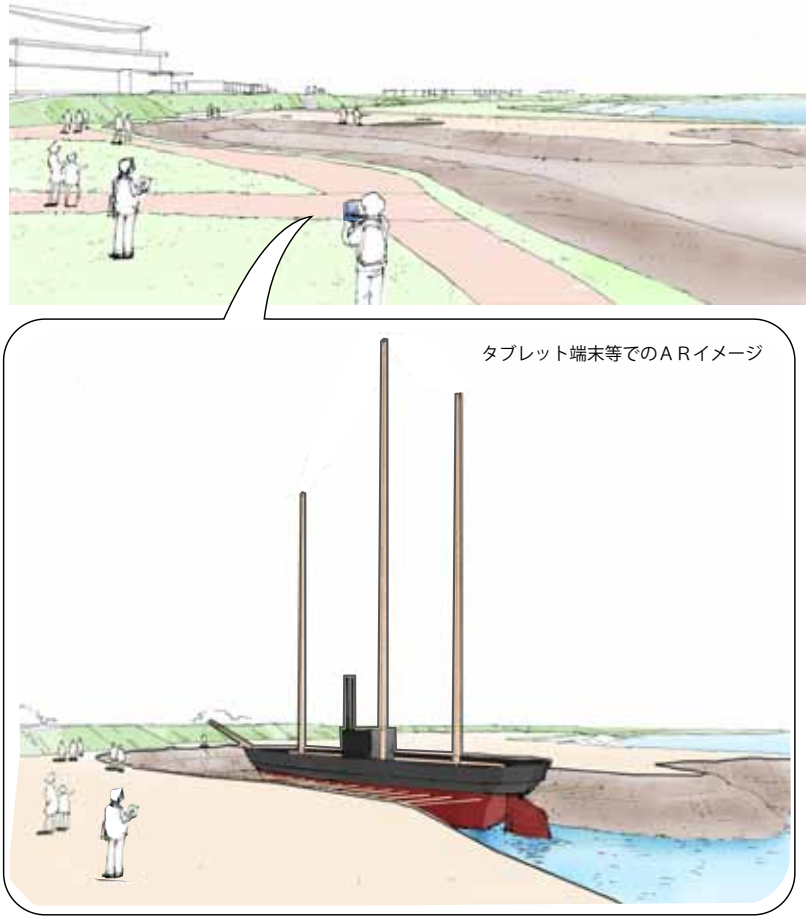

図106　デジタル技術での表現イメージ

ドライドックの遺構表示についての策定委員会での検討

現地においてそのものを公開することに困難がつきまとう地下遺構のうち、最も来訪者の耳目を集めるドライドックの遺構表現については、表10に示したＡ～Ｅの５つの案をもとに検討を重ね、Ｐ86～88に示したとおり、策定委員会で一定の結論を導き出した。

多くの時間をかけて多岐にわたる意見交換が行われた、この地下遺構の「見える化」を繞る議論においては、整備の実施段階においても常に留意しておくべき重要な視点が数多く指摘されたことから、委員会での合意事項として、ここに主な議論のプロセスを記録として残すこととした。

【遺構表現の検討姿勢に関して】

・「ドライドックを見たい」というのは正当な欲求であり、検討を重ねた結果としてそれができないのであれば、その理由を示し丁寧に繰り返し説明を行うべきである。
・ドライドックの表現は、三重津海軍所跡の整備全体の目玉となるものであり、木と土という脆弱素材ゆえの保全の限界、河川敷という立地上の制約などはあるものの、基本計画の段階では、あらゆる技術を駆使して、現地で遺跡の価値を説明する遺構表現の実現を諦めずに様々な挑戦をすべきである。その結果として誘客にもつながる。
・ＶＲなどのデジタル技術の活用も必要だとは思うが、そのコンテンツが生み出す刺激は短期的なものであるため、やはり立体的な遺構表現による説明を現地で実施することが整備の目玉になると思う。
・ドライドック遺構を直接見たときの感動は忘れがたい。保全のための手法を確立していく一方で、なんらかの形で立体的に見てもらう手法を今後も探求し続ける姿勢は必要である。

【遺構表現の比較検討に関して】

・表現のアイデアとして提示されたＡ～Ｅ案までの手法のうち、Ｅ案は地下遺構の露出展示として「ドライドックを見たい」というニーズに最も応える表現案であるが、開削した状態で木と土の壁面を恒久的に保全する手法が確立されておらず、遺構をき損する可能性が極めて高いため、採用はできない。
・Ｃ案やＤ案は、丸太などの木製構造物を長期間にわたって保存してきた地下の環境を大幅に変え、遺構に多大な影響を及ぼす工法となりうるため、遺構の保全の観点から採用は厳しい。
・Ｃ案は地下水位を遮断してしまう可能性があり、Ｄ案は溜まった水が遺構に染み込んで酸化を促進させてしまう可能性が高い。また、河川敷を大きく開削することになるため、安全性が問題になる。したがって、Ｃ案やＤ案の採用は避けるべきである。
・Ｂ案は、平面的な掘削深度をどの程度で考えるかがポイントとなるだろう。現実的には深くても地下水位の上あたりで留めるのが限界だと思う。
・ドライドックが木と土で造られていたことを考えれば、コンクリート加工をするのはありえない。見た目にも表面が土であることを表現すべきである。
・干満差の著しい環境ゆえ、満潮時には河川敷に水と共に泥やごみが進入してきて、その除去に一苦労している現況がある。それを考慮すると、現実的にはＡ案しかないのではないか。
・Ｃ案やＤ案は、現況の護岸を壊すことになるが、護岸の代替施設となる一定の強度を保ったコ

ンクリート製の護岸構造物が造られ、安全性の確保がクリアできるのであれば、河川法上の許可は不可能ではない。

・Ｃ案やＤ案の場合、強度や安全性の要件がクリアできたとしても、そもそも遺構の「復元」として成立する表現になるのかどうかという問題も考えておかねばならない。

・Ｃ案やＤ案はコストやメンテナンスの問題もあり、かなりハードルが高いと思う。

・Ｂ案の窪みに水を張って、ドライドックが水をたたえた様子をイメージさせてはどうか。水辺があって、そこで水遊びができる機能と共に、遺跡の保全のために上から水を補給するということも考えてはどうか。

・見たいというニーズの高い木組みの構造については、写真ではなく、木材がむずかしければ劣化しない素材を使って、立体的に見せることも考えてはどうか。いずれにしても、いくつかの制限の中ででも、目玉となる遺構の整備には、まだ考える余地や選択肢があると思う。

・コストはかかるだろうが、ホログラフでの復元という手法もある。

【遺構表現の妥当性に関して】

・地下にあるドライドックの遺構を地表面で示す方法については、妥当で相応しいものであるかを世界遺産としてきちんと検討する必要がある。全てがわかっていない段階で、憶測によって大きさを表示することは価値を損ねることにもなりかねない。世界遺産として、ドライドックそのものでない表現を実施することには疑問がある。

・Ａ案からＥ案は、長くても20～30年程度の期間において暫定的に整備するものであり、未来永劫にあり続けるものではないと考える。もちろん、誤った理解ではなく、どこまでが調査により把握された根拠ある情報なのかを明確に示した上で、現地において想像を膨らませるためのプレゼンテーションの一環として行うものと理解している。それは、世界遺産でも史跡でも同じものとして許容されているものである。

・考古学的な遺構自体は断片的なものであるから、その現物だけを展示すれば歴史がきちんと理解されるというものではない。推測される上部構造物や人間の行動などを含めないと、遺構は評価できないし理解はできない。もちろん、確実な部分と推測や仮説の部分という色分けは明記されるべきであるが、それらが共存する表現の仕方は今後の復元や展示などで考えていくべきものだと思う。

・遺跡での復元の問題と、展示で行うものとは区別をすべきであると思う。いくら推測による復元であるとの説明を加えたとしても、現場でそれをやるのはまずいのではないか。展示においては、そのように説明していくことが欠かせないので、その違いはしっかり踏まえるべきだ。

・賛否両論はあるものの、このような指摘は基本中の基本。地下遺構の見える化を考えた際に、今後のプレゼンテーションのあり方や展示としての表現と復元のあり方をどのように切り分けて考えるのかという議論が行われたことは、とても重要なことである。したがって、遺構表現の検討で行われた議論のプロセスを、本計画の遺構表現の項に記録として記載しておくべきと考える。

②金属加工関連遺構

修覆場地区においてドライドックと一体的に展開した金属加工施設は、ａ．鉄の鍛造関連施設、ｂ．鉄の鋳造関連施設、ｃ．銅の鋳造関連施設、ｄ．廃棄関連施設の４種に分類できる（図107）。これらは、ドライドックと合わせて修船システムの特性を現すものである。しかし、そのほとんどは上部構造が無い状態で確認されており、出土遺物も少ないことから、三重津海軍所稼働期にどのような形状をしていたかは不明な点が多い。

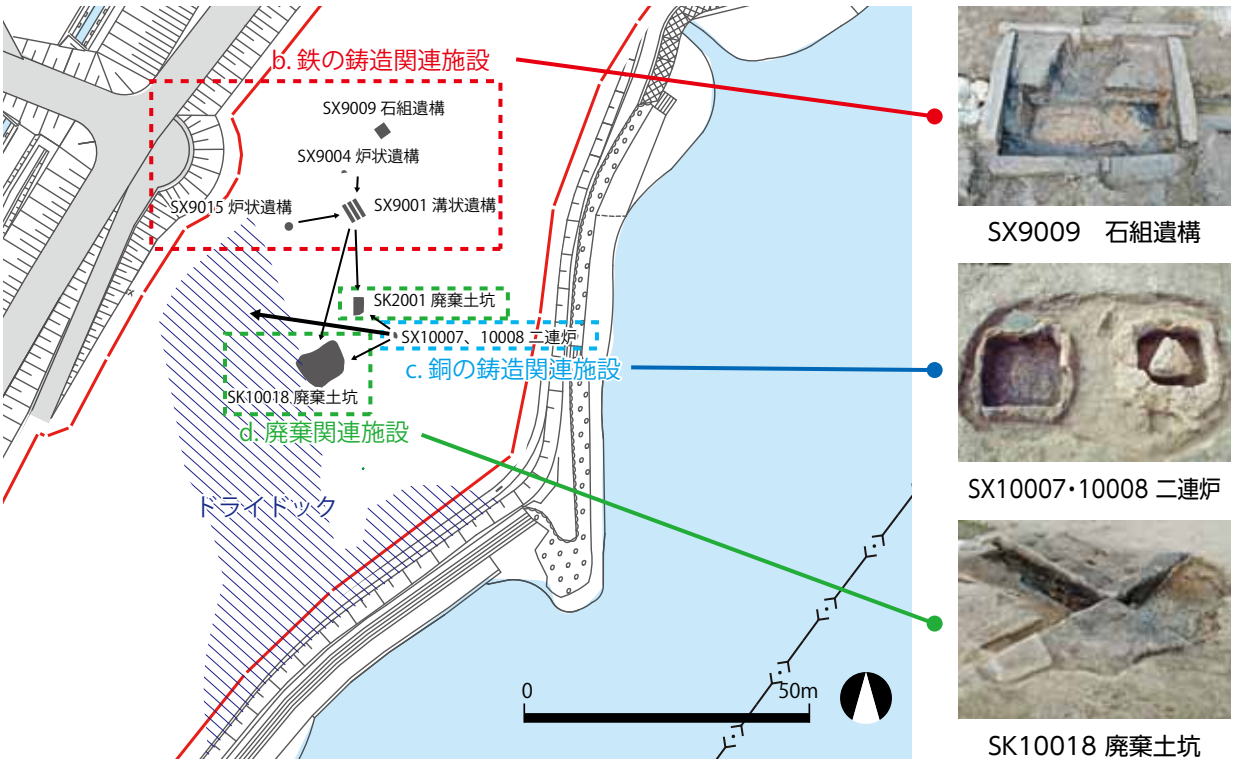

図107　平面配置図

【表現すべき内容】

金属加工関連遺構の上部構造は不明確な点が多く表現ができないことに加え、発掘により検出された状態に近い形で立体的に遺構を表現したとしても、遺構が持っていた機能やそのつながりを来訪者にわかりやすく示すことは難しい。

そのため、現地での遺構表現としては、遺構の位置や平面的な形状を伝えるための平面表示を行うことに留め、造船・修船システムのイメージを補完するデジタル技術を活用した表現やガイドによる案内、サインによる説明の充実を図ることを基本として、わかり易い表現に努める。

金属加工関連遺構のそれぞれの表現内容等については、以下のとおりである。

ａ．鉄の鍛造関連施設

修覆場地区に展開した鉄の鍛造関係施設は、在来の鍛冶職人を中心に様々な作業が展開されたと考えられるが、その実態は不明である。関連遺物の出土状況から、ドライドックの上流側、鉄の鋳造施設よりも、堤防側に分布していたと考えられるが、これまでの調査では明瞭な遺構は確認されていないため、今後の調査の進展に応じて表現を検討することとする。

ｂ．鉄の鋳造関連施設

鉄の鋳造関係施設は、遺構の分布状況から、ドライドック上流側の堤防寄りに展開している。

これまでの検出遺構や出土遺物から、その作業内容は、ＳＸ9009石組遺構は鋳型作製、ＳＸ9015炉状遺構はこしき炉による鉄材の再溶解、ＳＸ9001溝状遺構は鋳込み（鋳造）であることが判明している。

よって、これらの各遺構の位置や、平面形状の表現を行う。

ｃ．銅の鋳造関連施設

銅の鋳造関連施設には、坩堝炉が確認されている。これは、地金を入れた坩堝ごと炉内の坩台に据え付けて加熱して溶解させるものである。後述する廃棄土坑から出土した坩堝の中には、強く被熱し、銅に由来する溶解物が付着しているものがあり、これらの坩堝がＳＸ10007やＳＸ10008で使用されたと考えられる。

そこで、銅の鋳造関連施設については、調査により明らかになった遺構の位置や平面形状の表現を行う。

ｄ．廃棄関連施設

ｂ．鉄の鋳造関連施設及びｃ．銅の鋳造関連施設から発生した廃棄物は、操業単位ごとに廃棄土坑に投棄されたものと考えられ、ＳＫ10018、ＳＫ2001がその廃棄関連施設にあたる。

よって、廃棄関連施設については、その位置や平面形状の表現を行う。

【前提条件】

・遺構面を確実に保護するため、十分な厚さの盛土を行うこと
・地下の遺構の保存環境（地下水位）に影響を与える改変は行わないこと
・大潮時の浸水による土砂や漂流物の影響を考慮し、できる限り維持管理を行いやすい形状とすること

【留意点】

・修覆場地区における金属加工作業の流れを理解しやすい表現手法とすること
・ＡＲやＶＲなどのデジタル技術を用いた積極的に活用した解説の手法を取り入れること
・上屋等については正確な情報が不足しているため、今後の調査の進捗に応じて復元等の検討を図ること

【表現手法の基本的な考え方】

ａ．鉄の鍛造関連施設

・今後の調査の進展に応じて、表現手法の詳細な検討を行う。

ｂ．鉄の鋳造関連施設

・平面表示または立体表示とし、土や石をイメージしやすい素材、または原寸大の写真の採用なども検討する。
・遺構表示に加え、ＡＲやＶＲなどのデジタル技術による遺構ごとの作業風景の再現を検討する。

ｃ．銅の鋳造関連施設

・平面表示または立体表示とし、土や石をイメージしやすい素材、または原寸大の写真の採用なども検討する。

・遺構表示に加え、ＡＲやＶＲなどのデジタル技術による遺構ごとの作業風景の再現を検討する。

ｄ．廃棄関連施設

・平面表示を基本とし、土をイメージできる舗装や素材による表現を検討する。

・平面表示に加え、ＡＲやＶＲなどのデジタル技術による遺構ごとの作業風景の再現を検討する。

③土堤盛土

【表現すべき内容】

・遺構の形状及び位置（空間スケール）

【前提条件】

・漁港利用に支障が出ないこと

・遺構面を確実に保護するため、十分な厚さの盛土を行うこと

・地下遺構の保存環境（地下水位）に影響を与える改変は行わないこと

・大潮時の浸水による土砂や漂流物の影響を考慮し、できる限り維持管理を行いやすい形状とすること

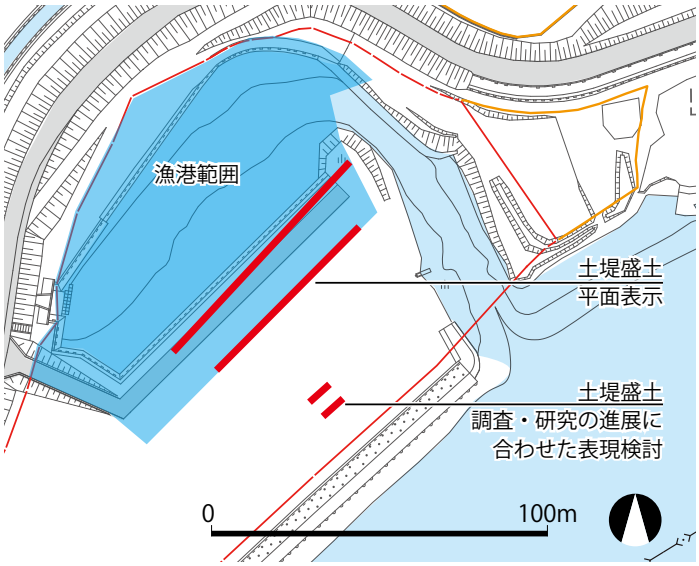

図108　土堤盛土の平面配置図

【留意点】

・ＡＲやＶＲなどのデジタル技術を積極的に活用した解説の手法を取り入れること

【表現手法の基本的な考え方】

・平面表示を基本とし、土をイメージできる舗装や素材による表現を検討する（図108）。

④木杭群

発掘調査の結果、掘立柱建物である可能性が判明したことから、今後の調査成果に基づき、その表現手法を検討する。

⑤旧堤防跡（保存堤防）

旧堤防跡（保存堤防）については、現状を維持し、新たな遺構表現は行わない。

6.6　修景・植栽

来訪者へ誤ったイメージを与えないように、原則として、史跡指定地における修景・植栽は、海軍所跡稼働期のイメージに統一することとする。関係機関との協議を行いながら、公園や漁港としての機能と調和した修景・植栽を行う。

(1)修景計画

①海軍所稼働期の風景をイメージさせる修景

絵図等から、海軍所稼働期の風景は、早津江川、川岸の葦原、堤防で囲われた基本的に平坦な作業空間であったと考えられる。

その風景をイメージしやすくするために、大正期の絵図をもとにした地上表示などの撤去や駐車場の移転を行うことで、来訪者のイメージを阻害する要因を取り除く整備を率先して実施する必要がある。その上で、現地での遺構表示やデジタル技術による表現を行うことで、海軍所稼働期の風景をイメージさせることを目指す。

また、漁港については、近い将来の計画は存在しないが、将来に老朽化などによる漁港施設の更新が発生する計画等が浮上した場合には、漁港関係者との協議のうえで、当時の雰囲気を感じさせる護岸の修景などの整備を検討する。ただし、その際には、漁港利用に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

②周辺の景観づくり

絵図等から海軍所稼働期に葦原だったと想定される範囲（図109）には、現在も部分的に葦が生えている（図110）。海軍所稼働期の風景をイメージしやすくするために、これらの葦については関係機関との協議を行いつつ、適切な手入れを行い、過度な繁茂を抑えながら維持する。

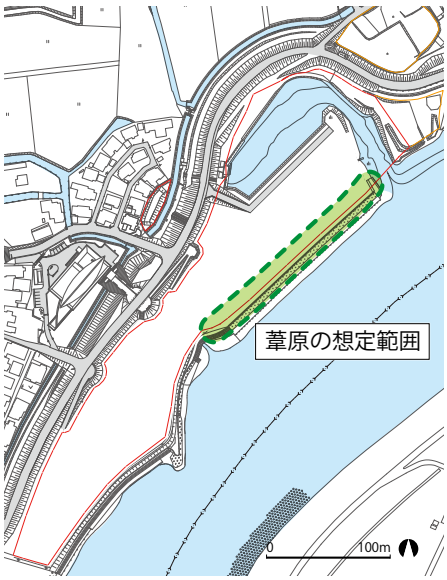

図109　葦原の想定範囲

図110　葦原

（2）植栽計画

①遺構の保存に向けた樹木整理

史跡指定地とその周辺に植栽されている複数の樹木については、遺跡への影響を調査し整理を行う。その上で、遺構に影響を与える可能性のある樹木の撤去、来訪者の見通しや動線を遮る樹木、海軍所稼働期には存在しなかった樹木等については撤去や剪定、刈込等の管理を行う。

また、原則として新たな樹木の植栽は行わないこととするが、活用を考える上で植栽が必要になった場合は、関係機関と協議を行いながら、遺構に影響を与えない範囲で検討する。

②憩いの場としての緑の保存

往時の風景をイメージさせるという観点から、影響の無いものについては保存を図り、来訪者に緑陰や緑の潤いを提供することとする。また、空き地には芝生を植栽し、平面表示が常に視認できるよう適切な管理を行いながら、公共施設としての緑化率を確保する。

6.7　案内・解説施設

本計画におけるサインは、第６章第２節で示したゾーニングを踏まえ、総合的な視点で整備を行う。特に、史跡指定地及び公開・活用施設におけるサインは、一体展示の考え方に沿ったものとして整備を行うことを念頭に置き、いつでも、誰にでも理解できるような表示内容、また景観と調和したシンプルな形状とするとともに、各サインのデザイン等についても統一を図るものとする。

なお、既存サインについては、必要に応じて撤去を行うことも考慮する。

（1）配置計画

サインは、設定したゾーニングや来訪者の動線、また公開・活用施設での展示や遺構表現の考え方等との整合を十分に図りながら、表12のサイン等配置計画に沿って配置する。

ただし、史跡指定地及びその周辺におけるサインと効果的な連動が求められるガイダンスゾーンのサインについては、今後整備される駐車場や公開・活用施設、また、一体展示整備の機能等と密接な関係性を持つよう、設計段階において詳細な検討を行う。

現時点において概要を示すことのできる史跡指定地内とその周辺のサイン配置計画を図111に示す。ただし、今後の発掘調査の結果次第では見直しが必要な場合もある。

表12　サイン等配置計画

種類	内容	設置場所
総合案内サイン	・三重津海軍所跡全体の概要　等	最も来訪者の目に付きやすい場所
ゾーン案内サイン	・各ゾーンの概要　等	各ゾーン内やその周辺、公開・活用施設内　等
解説サイン	・地下遺構、地上遺造物、地形等の解説 ・歴史的背景、関連資産の解説 ・川岸、葦原などの河川に関連する要素の解説　等	解説する対象の周辺　等
誘導サイン	・名称、方向、順路　等	来訪者の動線の分岐点　等
その他	・史跡標識、説明板、標柱 ・世界遺産登録記念銘　等	指針、規則等に基づく場所

（2）サインのデザイン

サインのデザインを検討する際は、各種サインの形状や素材、色彩等について統一を図るとともに、景観との調和に配慮し、シンプルで薄型の形状を基本とする。

なお、サインの形状・規模の決定に際しては、関係機関と十分に協議する。

（3）サインの表示内容

表示内容については、各サインの基本的なレイアウトやフォント、ロゴ、文言などの使い方を統一したものとする。また、デジタル技術の活用を視野に入れ、字幕、音声による伝達、多言語表記などのユニバーサルデザインに基づく表示方法を考慮し、ガイドが説明しやすく、様々な人にスムーズに情報が伝わるようにする。

また、ガイド等による説明を受けない場合でも、三重津海軍所跡に関する基本的な情報については理解ができるよう、来訪者個人の携帯端末を利用した情報発信なども検討する。

図111　史跡指定地内とその周辺におけるサイン配置計画図

6.8　管理施設・便益施設

(1)駐車場

史跡指定地内に立地している現況駐車場は、適切な駐車台数を確保した上で、記念館の北側へ移転整備する。その際、少なくとも現況の駐車台数を確保することを前提に、駐車場の整備を計画する（表13)。

表13　現況駐車台数一覧表

種類	乗用車	身障者用	大型バス	合計
公園駐車台数（台）	55	2	2	59
記念館駐車台数（台）	26	2	—	28

(2)防護柵

川岸沿いには、転落防止のための防護柵を設置し、あわせて大潮の際に漂流物が進入しない措置を講じる。

(3)トイレ

現在設置されているトイレ２棟（表14）は、便益施設として当分の間はその機能を維持する。史跡指定地の整備の段階で、トイレの施設更新や再配置が必要となった場合は、関係者と十分に協議しながら、史跡指定地外への移転も含め、設置の検討を行うものとする。

表14　現況トイレ穴数一覧表

種類	男			女		多目的
	小	大（和式）	大（洋式）	大（和式）	大（洋式）	
トイレ１（修覆場地区）	−	−	1	−	1	1
トイレ２（稽古場地区）	−	−	1	−	1	−
計	−	−	2	−	2	1

(4)その他の便益施設

ベンチやあずまやなどの休養施設、照明灯、手洗い場、遊戯施設等は、原則として整備の段階で景観的な統一を図り、適切な場所を選定した上で更新するものとする。そのデザインは、史跡指定地全体の景観に調和し、遺構表示と誤認されないようなシンプルな形状・色彩とする。

6.9　公開・活用施設

（1）公開・活用施設の基本的な考え方

三重津海軍所跡の整備においては、史跡指定地における「屋外展示」と公開・活用施設における「屋内展示」を包括的に整備する「一体展示」を目指すこととしている。

そのために、公開・活用施設では、三重津海軍所跡の全体像や歴史的背景、関連資産との繋がりなどの基本情報の提供と解説について、従来の展示手法により行うことはもちろんのこと、ＶＲ・ＡＲ等のデジタル技術の導入や造船・修船システムなどを理解する体験学習の提供なども十分に実施していく。

また、「明治日本の産業革命遺産」の全体像及び23の構成資産内での位置づけ等についての理解を促すため、国が示した共通展示を設置する。そのほか、幕末佐賀藩の近代化事業の中での位置づけについての情報も提供する。

さらに、「明治日本の産業革命遺産」や三重津海軍所跡が有する価値の理解増進にあたっては、ガイド活動は不可欠の重要な機能であることに鑑み、公開・活用施設には、その拠点として必要な環境を整えることとする。

なお、整備完了までは時間を要するため、当面の間は現状のまま記念館３階のインフォメーションコーナーでの展示解説を継続することとし、今後の新たな整備については、有識者による意見も交えた詳細なガイダンス施設基本計画を策定した上で進めていく。

（2）公開・活用施設の位置・規模

施設の位置については、第６章第２節で示したガイダンス（駐車場含む）ゾーン内を対象とし、現状での問題や課題を詳細に検討した上で、現在三重津海軍所跡インフォメーションコーナーを設置している記念館の活用も含めて検討する。

施設の規模については、来訪者の動線が確保でき、三重津海軍所跡や「明治日本の産業革命遺産」等について説明できる十分なスペースの確保を検討する。

第７章　緩衝地帯の修景･保全

三重津海軍所跡の緩衝地帯を構成する地形やそこでの土地利用は、船屋期から三重津海軍所稼働期を通じて大部分が現在まで引き継がれており、来訪者に当時の風景を彷彿とさせる大きな助けとなる。そのため、この景観要素については適切なモニタリングを行うことで現状の維持を図り、これらが現在まで変わらず受け継がれていることを来訪者に伝えていく必要がある。

そこで、この章では、緩衝地帯を対象として、農地・河川・集落の三つのゾーン毎に修景・改善の手法を明示するとともに、それらが一望できる視点場の設定について述べる。

7.1　農地ゾーン

三重津海軍所跡の対岸（大川市）に広がる農地ゾーンでは、海軍所稼働期に葦原であった風景を想起させる田園風景が広がっている。この風景が海軍所稼働期から大きく変わらないことを来訪者に伝えるとともに、今後もこの景観を維持していく必要がある。これらの農地は、農振法に基づく農振農用地区域に指定されており、農地以外での土地利用が厳しく制限されている場所であるため、今後は福岡県や大川市と密に連携を行い、協力を得ながら、農地としての土地利用の継続を図ることで、当時の葦原であった風景を想起させる景観を維持していく。

7.2　河川ゾーン

河川ゾーンは、筑後川の派川である早津江川の土地利用や線形などが海軍所稼働期の姿から概ね受け継がれ、来訪者に両岸の堤防に挟まれた河川景観を想起させる機能を有する。そのため、川岸に続く河川敷、堤防について、現状の景観を損なうことのないようにすることが必要である。

早津江川は、河川管理者（国土交通省）による河川管理が行われており、治水・利水及び河川環境の整備と保全の観点から、河川法によって河川管理者以外が行う土地の占用や工作物の新築、土地の掘削等を行う場合は許可が必要となっている。このことは、ひいては三重津海軍所跡の河川景観の保全にも寄与することにつながっているため、今後も、河川管理者の協力を得ながら維持を図っていく。

また、河川管理者による堤防整備等に際しては、筑後川水系河川整備計画に沿って、葦原の景観等に配慮し実施していく。

7.3　集落ゾーン

集落ゾーンでは、絵図に残されている集落の地割り（道路と敷地）が概ね現在も受け継がれており、これを維持することが重要である。

三重津海軍所跡の周辺は、都市計画法で市街化調整区域に設定されているため、開発行為は原則禁止となっており、今後も地域住民の理解と協力を得ながら、できる限り現在の土地利用を維持していく（図112）。

図112　三重津海軍所跡の周辺景観（北から）

7.4　視点場

海軍所稼働期から概ね受け継がれてきた農地・河川・集落の周辺景観は、記念館の三階テラスの高い位置から一望することができ（図113）、さらに上流側では山地、下流側では海への繋がりを遠望できることから、記念館三階テラスを、遺跡の価値の伝達機能を持つ視点場として設定する。

来訪者がそこから景観を眺めることを促し、ガイドによる説明や解説サインなどにより、河川・河川敷・堤防・農地や、集落の地割り等、海軍所稼働期の姿が概ね受け継がれていることを伝えることで、来訪者に当時の風景を想起させる一助とする。

図113　記念館三階テラスからの眺め

第８章　文化的資源･情報発信の拠点としての活用

これまでの検討の過程で、三重津海軍所跡の保存・整備には、通常の遺跡整備よりも多くの制約や制限が伴うことが明らかになった。その壁を突破するための保存・整備に関する取組は可能な限り実施するが、それだけでは全体構想に掲げた「見えない三重津が見えてくる」状態に到達することは難しく、それらをいかに工夫し活用していくかによって、その目標の実現は大きく左右される。

そこでこの章では、三重津海軍所跡における活用の考え方を示した上で、取り組むべき手法などについて述べる。

8.1　活用の考え方

(1)人づくりにつながる活用を協働で

遺跡整備の最終的な目標は、多様な人々が遺跡の保存・活用の主体的な担い手として行動し始めることで、持続的な取組が展開していく状況を生み出していくことにある。

そのために、行政は､「見えない三重津が見えてくる」というヴィジョンの下に、効果的な発信手法の研究や新しい発信のための調査を行い、多彩な手法による正確で具体的な情報発信を行いながら、そのきっかけとなる三重津海軍所跡の価値の理解を促していく必要がある。

しかしながら、乗り越える課題が様々にあり、遺跡の価値を伝える対象が多様であることを考えると、活用の主体は多様性を持ち合わせていなければ、課題解決に至ることは難しい。

したがって、三重津海軍所跡における活用の基本は、行政を主体としつつも、市民、市民団体、関係機関などを始めとする多様な主体がともに連携を図りながら､「協働」による取組として進めていくこととする。もちろん、それぞれの主体が持つ人材、財源、情報などには自ずと限りがあるが、各主体の得意とする分野で資源を持ち寄りながら相互補完することで、相乗効果を生み出す取組を進めていくのであれば、人づくりにつながる持続的な活動を展開することは十分可能であり、試行錯誤の挑戦を行った三重津海軍所跡らしい活用のあり方といえる。

(2)三つのステップで活用

人づくりや協働の取組は即座に達成できるものではなく、着実に段階を経ながら、人々が「見えない三重津が見えてくる」状態となり、価値の理解が深まっていくことが必要である。

そこで、三重津海軍所跡における活用は以下に述べる三つのステップを通して実施していく（表15)。

①ステップ１:誘う⇒来る

活用の取組の端緒は「誘う」ことである。遺跡の存在を知らせ、現地を訪れる機会を徹底的に作ることで、価値の理解を始める状況を生み出さなければならない。

そのためには、人々の興味を惹くもの、あるいは人々が求めているものや時代の要請を探り､「面白そう」｢楽しそう」｢ためになりそう」という動機付けを行うことで、来訪のきっかけをつくるためのわかり易い情報発信が不可欠である。

また、発信の対象が幅広く多様であるため、利用する手法や媒体も対象に応じた使い分けが必要となる。ただし、対象が広範囲に及ぶあまり、面白く伝えることばかりに着目してしまうことも考えられるため、発信側は、伝えるべき遺跡の価値や重要性を予め明確にした上で、それを効果的で強力なメッセージとして発信できる手法の選択を行う。加えて、来訪者がスムーズに遺跡を訪れることができるような環境整備にも、必要に応じて取り組んでいく。

②ステップ２:伝える⇒理解する(伝わる)

このステップでは、遺跡を訪れた人々に、その価値や重要性について実感を持って理解してもらうことが鍵となる。「見えない三重津が見えてくる」ようになる段階である。

特に、本遺跡では、地下遺構を直接かつ継続的に来訪者に公開することが難しいため、現地（屋外展示）とガイダンス施設（屋内展示）を一体展示として展開することで、体感の充実度を高め、理解を深められるように計画しており、この展示をフル活用することで、遺跡の可視化を図る。

さらに、様々なレベルの来訪者に対応した解説ができ、多様なニーズに的確に応えられるようなガイド機能も充実させる。

③ステップ３:促す⇒動く

このステップは、遺跡の保存・整備・活用に関心を持ち始めた人々が、その取組を受益する立場から取組の主体者として提供する立場へと転換する段階である。そのため、スムーズに移行できるよう、活躍の場や機会、仕組みなどを設けて促し、後押しをする取組を行う。そして、それらの継続と活発化を図りつつ、現在活動を行っている「博愛の里中川副まちづくり協議会」の歴史・伝統部会を始めとする活動者や関係者との活発な情報交換に基づき、さらに必要な取組について検討していく。

なお、ここでの活動は、遺跡が立地する周辺住民組織だけに限定せず、遺跡の価値や重要性、面白さを理解した様々な属性の人や組織が、遺跡を取り巻く様々な活動に参画していく状況を生み出していくことを主眼に据えて行うこととする。

表15　活用の基本的な考え方

	ステップ①　誘う⇨来る	ステップ②　伝える⇨理解する	ステップ③　促す⇨動く
方針	○情報発信	○価値の伝達	○活躍の場・機会の提供、活動の後押し
対象	○多様な人々	○遺跡を訪れた人	○遺跡の価値や重要性を理解した人たち
手法	○アナログ（口コミ、紙） ○デジタル（HP、SNS） ○イベント ○講座・講演 ○観光プログラム など	○デジタルコンテンツ ○立体模型等の展示 ○案内ガイドの説明 ○発掘調査現地説明会 など	○ガイド、環境美化、おもてなしなどの来訪者サポートの継続と活発化 ○活動者、関係者との情報交換 など
留意点	○正確でわかりやすく、興味を惹く情報提供 ○アクセス環境の向上 ○安全性の確保	○「明治日本の産業革命遺産」や幕末佐賀藩関連遺跡の説明 ○遺構を見せられない理由や遺構保全のメカニズムの説明	○遺跡周辺住民だけでなく、様々な属性の人や組織が参画していく状況を生み出す

8.2　活用の取組

上述した活用の進め方に基づき、以下に述べる活用の取組を実施する。なお、この取組においては、ＰＤＣＡサイクル〔Ｐｌａｎ（計画）→Ｄｏ（実行）→Ｃｈｅｃｋ（評価）→Ａｃｔ（改善）〕による継続的な取組改善を、「協働」の関係者間で共有しながら実施するものとする。

（1）情報発信

多様な人々の興味を惹くための効果的な情報発信を行うため、時々の流行や来訪者の動態等の調査を行いながら、効果的な手法の研究を実施する。

発信の対象は、子どもから大人、近隣の住民から遠方に在住する人、個人から団体まで、国内にとどまらず海外までと幅広いため、利用する媒体も、口コミや紙をベースとしたアナログ的手法、メールやＳＮＳなどのデジタルツールなど、対象に応じて様々に使い分けながら実施する。また、歴史や遺跡に興味の薄い人への訴求力も考慮しながら、潜在的なニーズの掘り起こしにも取り組む。

まずは、人々に三重津海軍所跡へ行ってみたいと思うきっかけを作ることが必要であるため、楽しみながら学べる誘客イベント、デジタル技術等を使った展示コンテンツなど、魅力的なイベント・コンテンツを計画的に企画し提供していく。

来訪者に対しては、三重津海軍所跡を正確にわかりやすく可視化できるように整備した遺跡と公開・活用施設で提供する「一体展示」のコンテンツをフル活用しながら、遺構保存の重要性等を含めた価値の理解の促進を図る。さらに、三重津海軍所跡が幕末佐賀藩の近代化遺産であると同時に、世界遺産の構成資産でもあるという両面の価値が適切に伝わるよう、市内の佐賀藩関連遺跡との関連性を具体的に示した展示や「明治日本の産業革命遺産」の共通展示を整備する。

また、今後計画されている発掘調査においては、積極的に現地説明会を開催し、調査成果の速報発信や話題作りを行うとともに、地下遺構を直接見ることのできる貴重な機会を提供する。

なお、デジタル技術は絶え間なく進化していくため、その情報収集を継続的に行い、技術進化の状況に応じたコンテンツの定期的な更新を計画する。

（2）教育・啓発・観光プログラムの提供

情報提供は、史跡指定地や公開・活用施設だけでなく、学校教育や生涯学習の場においても積極的に行う。また、発掘調査や文献調査等の研究成果については、調査報告書の公表や講演会の実施等により継続的に公開し、教育への活用に努める。

学校教育に向けては、佐賀市内の学校を対象にした社会科見学の誘致や出前授業の実施等により、次世代を担っていく子どもたちへ、三重津海軍所跡や「明治日本の産業革命遺産」の内容を伝えていく。また、その取組を契機として、郷土愛を育む地域学習授業や子どもによるガイドの育成などについても模索していく。

同時に、一般向けの啓発プログラムとして、対象者のレベルに応じた教材の提供、出前講座や講演会、シンポジウムの実施、理解度に応じた現地での学習会の開催なども実施する。

なお、これらの実施にあたっては、三重津海軍所跡の理解には、幕末佐賀藩の近代化を支えた遺跡群や「明治日本の産業革命遺産」全体としての理解が欠かせないため、当時の日本や三重津海軍所跡を取り巻く歴史的背景などについては、常に関連性を意識して情報提供を行う。実際に現地へと赴くためのツールとしては、ルートマップの配布、ウォーキングやバスによる遺跡探訪会などの観光的要素も含めた事業も実施し、リピーターの確保にも努める。

（3）活用のための人材育成

活用を行っていく上では、関係者の人材育成は不可欠である。そのためにも、行政をはじめとする遺跡の保存・整備・活用に関わる全ての関係者を対象に、適切な機会を設けて、遺跡の価値を理解するための研修等を実施する。

特に、価値を伝えるためには、様々な属性を持つ来訪者とダイレクトに接するガイドや記念館スタッフの役割は大きい。そこで、正確でわかり易く価値を伝える知識や技術の質の向上のため、来訪者の理解度に合わせたきめの細かい対応やスタッフの接遇なども視野に入れた、ガイドやスタッフを対象とした育成研修プログラムを継続的に実施する。この研修に際しては、遺跡の解説に必要な統一的で正確な情報を提供するため、最新の調査成果により必要に応じてガイド・マニュアルを更新する。また、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会主催のガイド研修会への参加を促す。

さらに、ガイドの活動環境の改善やガイドの増員、体制の確保など、今後も継続してガイドを行っていくことができるよう体制の強化も図る。

第９章　事業の実施

9.1　事業の計画

三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する事業の実施にあたっては、今後も発掘調査等の実施とその成果の検証が必要であること、相当の事業費や期間を要すること、将来的には追加指定による史跡の範囲拡大も目指していることなどを考慮して、段階的に実施することとする。

（１）整備事業計画期間

平成29年度（2017）から平成33年度（2021）までを短期計画、平成34年度（2022）から平成38年度（2026）までを中期計画、それ以降を長期計画とし、事業実施の時期については、表16のとおりとする。

なお、実施事業のうち、史跡指定地及び公開・活用施設の整備については、価値の理解を効果的に深めるため、「一体展示」として包括的に整備を行うこととし、その第１期整備として屋内展示（公開・活用施設）の整備に着手する。そして、屋外展示（史跡指定地）の整備は発掘調査の終了後に、第２期整備として実施する。

①短期計画（平成29～33年度〔2017～2021〕、５年間）

短期計画においては、以下の事業を実施する。

【調査・研究】

・船屋・稽古場・修覆場地区の発掘調査及び文献調査の実施

・保存・整備・活用に関する調査・研究

【保存】

・構成要素の保存管理の実施

【整備】

・一体展示整備の基本設計

・屋内展示（公開・活用施設）整備の実施設計の実施

・屋内展示（公開・活用施設）整備の整備工事の実施

・調査成果の反映のための屋外展示の追加基本設計の実施

・史跡指定地内駐車場の移転整備の実施

【活用】

・情報発信、教育・啓発・観光プログラムの提供、人材育成の実施

【管理運営】

・事業の進捗管理、維持管理、人材育成の実施

②中期計画（平成34～38年度〔2022～2026〕、５年間）

中期計画においては、短期計画終了時点でそれまでの事業進捗を確認した上で、詳細な内容を検討したのち、以下の事業を推進する。

また、有明海沿岸道路（大川佐賀道路）開通後には、史跡の追加指定を目指すこととするが、追加指定にあたっては、三重津海軍所跡の立地条件に鑑み、所有者等と慎重に対応を検討していく。

なお、この中期計画が終了した段階のイメージについて、図114、図115に示す。

【調査・研究】

・保存・整備・活用に関する調査・研究

【保存】

・構成要素の保存管理の実施

・追加指定予定地の史跡指定への対応

【整備】

・屋外展示（史跡指定地）整備の実施設計の実施

・屋外展示（史跡指定地）整備工事の実施

【活用】

・情報発信、教育・啓発・観光プログラムの提供、人材育成の実施

【管理運営】

・事業の進捗管理、維持管理、人材育成の実施

③長期計画（平成39年度〔2027〕以降）

長期計画においては、あらかじめ短期及び中期計画の実施事業の総点検を行い、課題改善の措置を図る必要が生じた場合は、改めて計画を見直し、事業を実施する。

表16　三重津海軍所跡の整備計画期間

区分	内容		短期計画 H29	短期計画 H30	短期計画 H31	短期計画 H32	短期計画 H33	中期計画 H34～H38
調査・研究	発掘調査		→	→	→	→		
	文献調査		→	→	→	→		
	保存･整備･活用に関する調査･研究		→	→	→	→	→	→
保存	本質的価値を構成する要素		→	→	→	→	→	→
	本質的価値に準ずる要素		→	→	→	→	→	→
	価値を補完する要素		→	→	→	→	→	→
	史跡の追加指定							- - - - - - - - - -
整備	一体展示	屋外展示	基本設計 →	→	→	→	追加基本設計 →	実施設計 → 工事 →
		屋内展示	基本設計 →	実施設計 →	→	工事 →		
			第１期整備					第２期整備
	駐車場		設計 →					
				工事 →				
活用	情報発信		→	→	→	→	→	→
	教育･啓発･観光プログラムの提供		→	→	→	→	→	→
	活用のための人材育成		→	→	→	→	→	→
管理運営	事業の進捗管理		→	→	→	→	→	→
	維持管理		→	→	→	→	→	→
	管理運営のための人材育成		→	→	→	→	→	→

※赤字は文化庁補助事業

（2）事業費･財源等

史跡指定地及び公開・活用施設の整備については、文化庁の「埋蔵文化財調査事業」「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」による補助を想定し、文化庁、佐賀県、庁内関係課と連携しながら、発掘調査、設計検討・工事実施を推進する。そのほかにも活用できる補助事業等を模索していく。

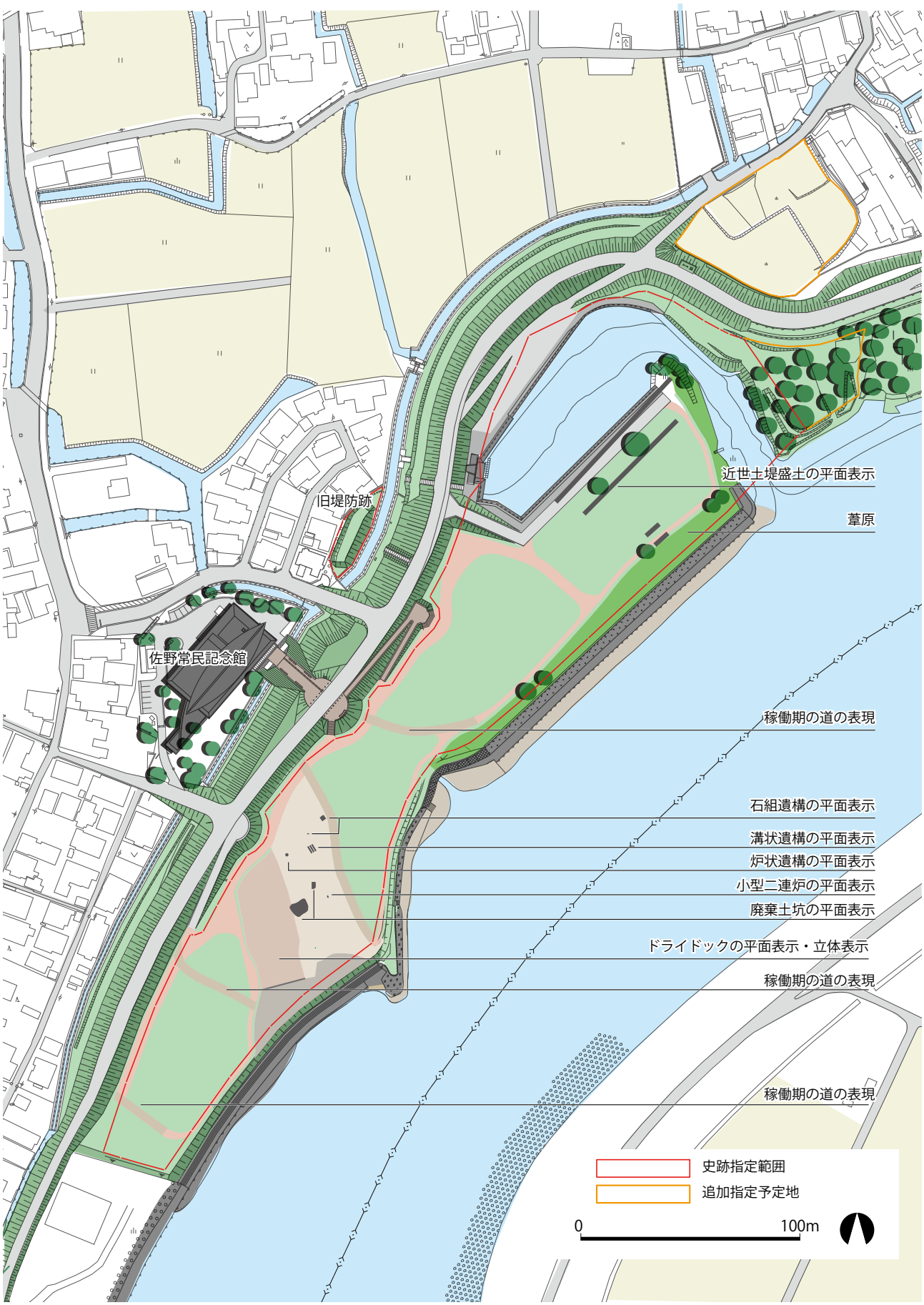

図114　中期整備イメージ図

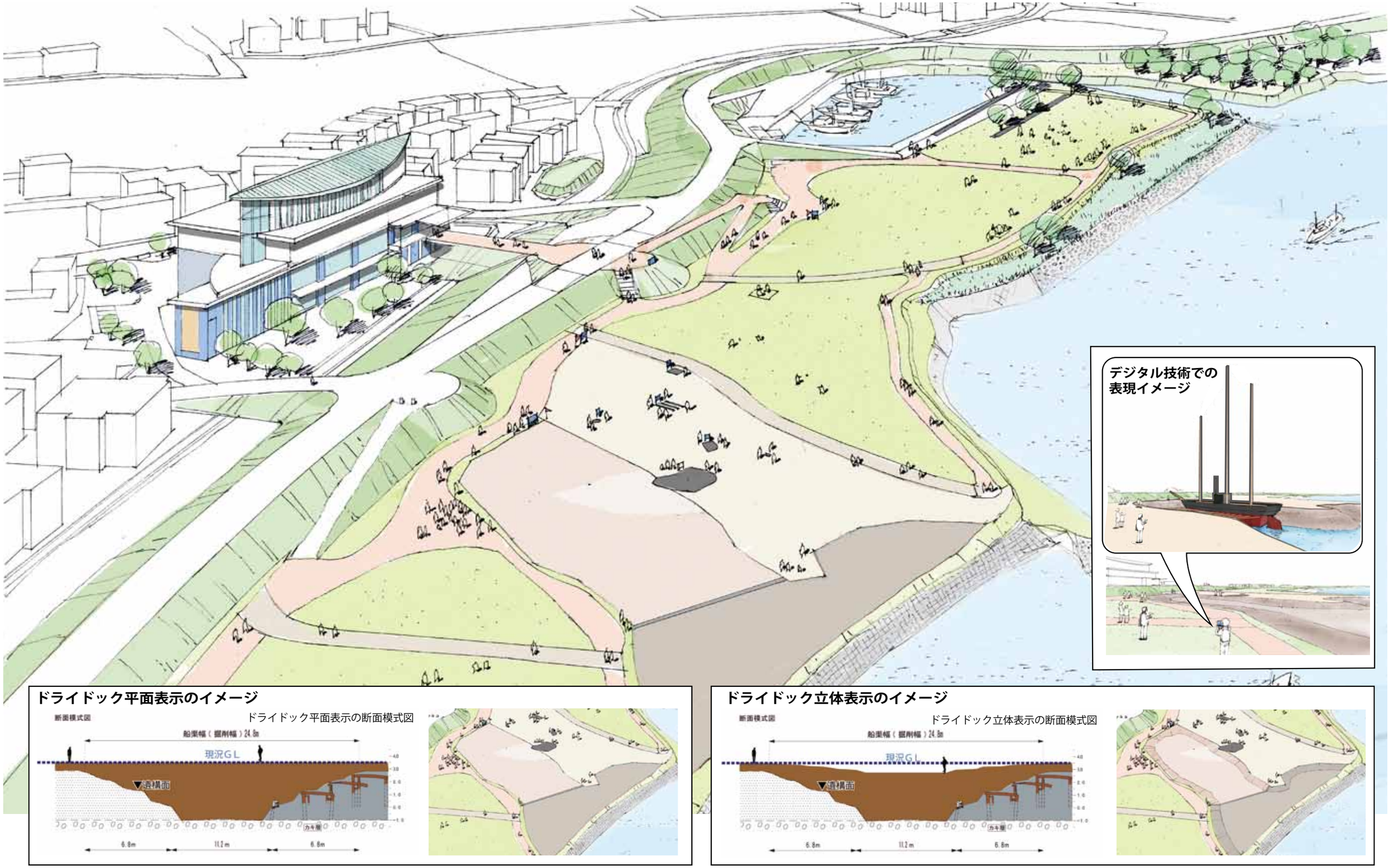

図115　中期整備イメージパース（ドライドックの遺構表現については、上記の2つの考え方を基本として今後詳細な検討を行う）

9.2　事業の推進体制

事業を滞りなく推進させるためには、各組織の役割を明確にするとともに、それぞれが連携し、事業と関係していくことが重要となる。

(1)佐賀市の推進体制

三重津海軍所跡に関する整備事業を推進する主体は、佐賀市である。現状の佐賀市の庁内体制では、世界遺産としての管理を担当する三重津世界遺産課が整備事業の全般を主管し、史跡管理と調査v・研究を担当する文化振興課とともに計画管理、事業推進を行っている（図116）。

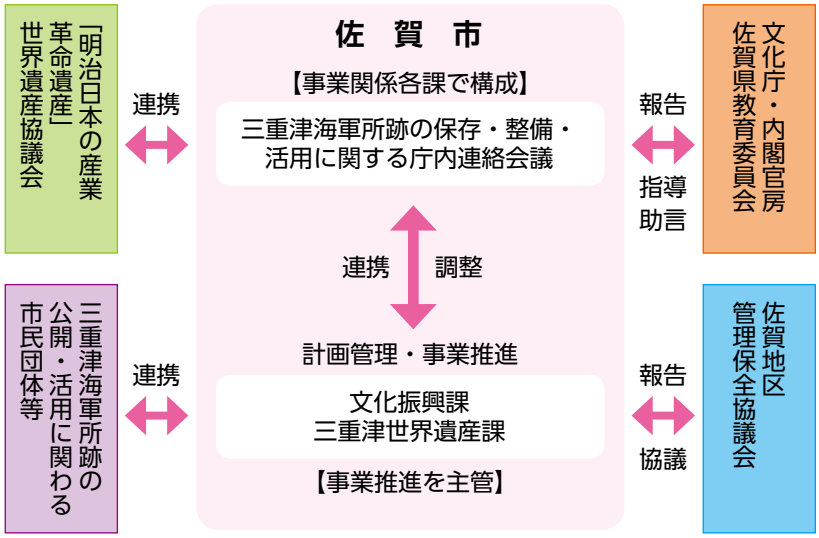

図116　事業推進体制の概念図

今後の事業実施にあたっては関係する庁内各課で構成する「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する庁内連絡会議」において、緊密に連携・調整を図りながら事業を推進し、推進体制の見直しと事業の進捗管理を行う。

(2)保存・整備・活用に関与する諸組織

図116に示すとおり、佐賀市の庁内体制以外で三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関与する組織には、史跡や世界遺産を所管する文化庁・内閣官房・佐賀県・佐賀県教育委員会、「佐賀地区管理保全協議会」、「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」、「博愛の里中川副まちづくり協議会」などの市民団体等がある。

文化庁・佐賀県教育委員会には、整備実施にあたって史跡の現状変更申請に指導・助言を仰ぎ、報告を行う。また、補助事業の実施についても、指導・助言を仰ぎ、進捗を報告する。

佐賀県と連携し、三重津海軍所跡の活用に取り組んでいく。

世界遺産としての三重津海軍所跡を管理保全する枠組みとしては、内閣官房を事務局とする「『明治日本の産業革命遺産』保全委員会」と佐賀市を事務局とする「佐賀地区管理保全協議会」の２つが存在する。「『明治日本の産業革命遺産』保全委員会」は、構成資産の管理保全に関する一般的な方針等についての情報・意見

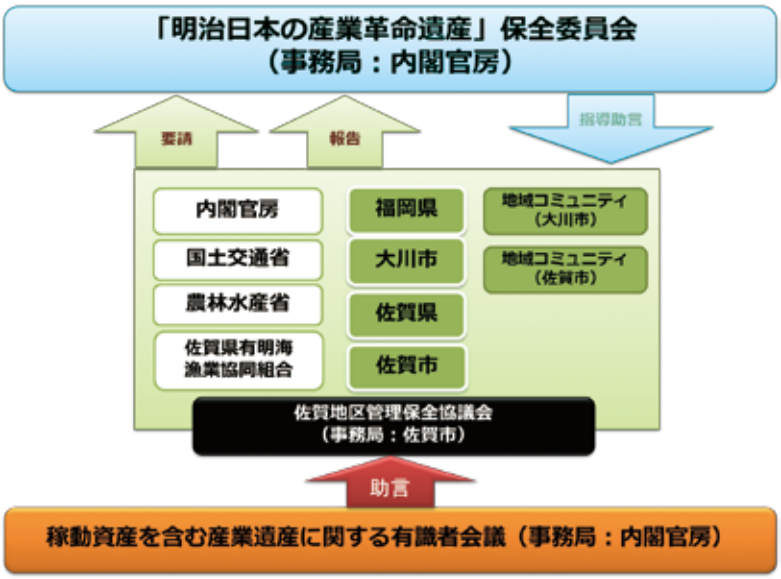

図117　三重津海軍所跡を管理保全する枠組み

の交換及び意思決定機関であり、「佐賀地区管理保全協議会」は、管理保全計画の実施・改善方策、資産状況等についての情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的に管理保全及び整備実施を促進、確認する機関である（図117）。

これらの組織とも連携を図りながら、史跡及び世界遺産の構成資産としての保存・整備・活用を推進していく。事業の進捗については、資産状況のモニタリング、インタープリテーション事業等とともに、「佐賀地区管理保全協議会」の年次総会で報告する。

また、「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」とは、遺産全体の管理保全、理解増進、人材育成等について協力を行っていく。また「博愛の里中川副まちづくり協議会」を始めとする市民団体等とも、情報交換・連携等を図りながら、事業を推進する。

※佐賀地区管理保全協議会規約及び年次報告書の様式については、本書の巻末に付属資料５，６として掲載している。

9.3　事業の管理運営

（1）進捗管理

佐賀市の関係各課と、それ以外の三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関与する諸組織は、緊密に連携・調整を図りながら事業を推進し、進捗状況の把握や、必要に応じて計画の見直しを行う。

（2）維持管理

三重津海軍所跡の保存・整備・活用を進めていくためには、日常的に適切な管理を行うことが不可欠である。定期的な清掃・芝の管理を行うことはもちろん、台風や大潮などの後に発生する大量の漂着ごみについては、関係者で協力して撤去作業を行っていく。

また、洪水や高潮などの災害時における来訪者の安全を守るとともに、河川敷に設置している仮設工作物を適切に管理することにより災害を未然に防止し、軽減させるため、平成17年（2005）３月に策定した佐野記念公園緊急管理体制計画書（平成26年（2014）改訂）に基づいて行動する。

駐車場から公開・活用施設や現地に至る動線は、安全確保に十分に配慮し、例えば混雑時における誘導員の配置等、不測の事故等の発生を未然に防ぐための取組を行う。

また、防犯カメラによる監視の強化に加え、定期的な施設の点検等により、夜間の車両進入や解説板の損壊など、悪戯・犯罪等が発生しない環境づくりに努める。

（3）管理運営のための人材育成

継続的に適切な管理運営を行うため、佐賀市職員や関係者に対する人材育成計画や、管理保全マニュアルの策定を行い、関係者間で共有し、活用する。また、日常的な管理を行う庁内の関係部署を対象とした研修等においてそれを活用することで、望ましい管理保全のあり方の理解を促すとともに、管理保全に必要な能力の向上に努める。さらに、「『明治日本の産業革命遺産』世界遺産協議会」による研修会が開催される際には、関係部署等へも参加を促すことで、「明治日本の産業革命遺産」に関する知識を深めると同時に、他の構成資産との連携・情報交換等を行う機会を提供する。

また、今後も継続して調査・研究を行うことができるよう、調査・研究業務に従事または関係する職員の体制や能力の向上を図る。

付属資料

１．　修復・公開活用計画の標準構成

修復・公開活用計画の策定にあたっては、別添資料１～３を踏まえ、以下の諸点に留意することが必要である。

- 各構成資産の所有者又は関係地方公共団体が定める「修復・公開活用計画」は、第39回世界遺産委員会が決議した８つの勧告（別添資料３／本資料の11ページ）のうち、勧告a)・b)に示された各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」(conservation work programme and implementation programme)の母体となるものであることに留意すること。
- 世界遺産委員会の８つの勧告（別添資料３）に係る各々の作業の内容・行程、及びそれらの相互の関係を十分に念頭に置くこと（別添資料１）。
  別添資料１では、性質が共通する勧告a)と勧告b)、関連性が強い勧告c)と勧告f)をそれぞれひとつにまとめ、各々の作業の内容・行程等を６つの帯に整理している。
- 別添資料１に示す６つの作業の内容・行程の中心は、中央に明示されている「修復・公開活用計画の策定」であることに十分留意すること。
- 勧告a)～h)に係る作業の内容・行程は、「全体構想（ヴィジョン）」をはじめ、ア．調査研究の推進、イ．構造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化、ウ．構成資産・エリアにおける産業システムの明示、エ．景観の観点からの修景、オ．文化的資源・情報発信の拠点としての活用、カ．事業の実施の計６つの基本方針に基づき、具体的な手法を示した修復・公開活用計画の各章節のうち該当箇所へと適切に反映させ、相互の調整を行うことが必要であること。
- 各々の修復・公開活用計画は、史跡等の整備基本計画と同等の性質を持つものであること。
- 近世の城下町など、産業の操業に直接関わる構成資産ではなく、近代における産業革命の背景を説明するうえで不可欠の構成資産については、本標準構成を参考としつつ、各章節の項目を当該構成資産の性質に即して適切に読み替えていくことが必要であること。

１．計画策定の経緯と目的

（１）　計画策定の経緯

- 計画策定の背景・経緯を記述する。
- 世界遺産委員会決議の勧告に基づくものであることを明記する。

（２）　計画の目的

- 計画の目的を記述する。
- 計画の対象範囲を明示する。対象範囲は、周辺環境の修景等の事業を考慮して世界遺産の緩衝地帯の全域を基本とし、場合によってはアクセスルート等の設置の観点から緩衝地帯の外側の区域について含めることを検討する。
- 管理保全計画（ＣＭＰ）の目的との区分について記述する。

（３）　委員会の設置

- 計画策定のために設置した専門委員会・委員名簿、審議経過等の概要を記述する。

（４）　計画の構成

- 本「修復・公開活用計画の標準構成」の７ページに掲載した「修復・公開活用計画の構成・展開」(標準図)を参考として、当該構成資産の計画の構成･展開を図示し、各章節の概要を各々３行程度にまとめて記述する。

2．構成資産又はエリアの概要及び現状･課題

以下の側面から、各構成資産・エリアの現状・課題を整理する。

（1） 顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素[1]及びそれ以外の史跡等の構成要素

- ➢ ①23の構成資産（８エリア）から成る資産全体の顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）、②その中での当該資産の位置付け、③顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素[1]の３点を整理する。①は世界遺産登録時に世界遺産委員会が採択した「顕著な普遍的価値の言明」を基本とする。
- ➢ 構成資産・エリアの全体及び顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素に係る現状・課題を整理する。
- ➢ ①史跡等としての価値、②史跡等の価値を構成する要素の２点を整理する。①は史跡等の指定及び追加指定時に文化審議会（平成12年以前においては文化財保護審議会）が答申した説明文を基本とする。
- ➢ 史跡等の構成要素の概要及び現状・課題を整理する。
- ➢ 世界遺産委員会決議 （39COM 8B.14） に付された勧告（別添資料）及びイコモス評価書（WHC-15/39.COM/INF.8B1）の「フル・ヒストリー」を視野に入れ、当該史跡等が辿った変遷・発展の経緯について、詳しい説明を行う。

（2） 構成資産・エリアの公開活用のための諸条件の把握

- ➢ 構成資産・エリアの公開活用等の現状、地域住民等の公開活用に対する要望のほか、文化・教育、都市計画、建設土木、公園、農林水産、観光等の行政に関連する諸条件を把握し、当該構成資産に関する課題を整理する。
- ➢ 当該構成資産の周辺地域も含めた来訪者の動態・数量等を把握し、現状・課題を整理する[2]。

（3） 広域関連事業と構成資産の修復・公開活用事業との関係

- ➢ 構成資産・エリアの修復・公開活用と関連性を持つ諸事業の内容について把握し、課題を整理する。

3．基本方針

基本方針は、以下のとおり、（１）実現すべき将来像を示した「全体構想（ヴィジョン）」、（２）それを具体的な方向性として示した複数の「方針」の２つの部分から成る。

（1） 全体構想（ヴィジョン）

当該構成資産・エリアのあるべき将来像、望ましい修復・公開活用の在り方とは何かについて、要点をＡ４用紙１～２ページ程度（1,600～3,200字）にまとめる。

全体構想（ヴィジョン）の実現に向けて、３ -（２）において基本方針を定め、４以下の各節において修復・公開活用の手法を具体化することとなる。

全体構想（ヴィジョン）において、一群の産業遺産のひとつである当該構成資産の将来像（目指すべき実現可能な目標）を如何に描き出し、課題解決のための手法を如何に実現性高く示すかは、今後、当該構成資産の修復・公開活用の事業を確実に進め、改善策を講じていくうえでの重要な出発点となることに十分留意されたい[3]。

（2） 方針

管理保全計画（ＣＭＰ）に示した保全管理の基本方針及び『産業遺産を継承する場所・構造物・地域及び景観の保全に関するイコモス - TICCIH共同原則』(2010年）に示された事項に基づき、次の方向性に沿って構成資産の修復・公開活用の方針を定める。

---

[1] 構成要素：2014年11月５日付けでイコモスに提出した「追加情報」(Additional Information）では、各構成資産に含まれる構成要素（Elements）は“属性”（Attributes）と同義であると整理されている。

[2] 来訪者数の把握調査が実施中である場合には、途中経過・成果を踏まえた内容とすることが適当である。

[3] 全体構想（ヴィジョン）には、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のひとつであることを念頭に置き、その全体の価値（顕著な普遍的価値（ＯＵＶ））に貢献するためには、当該構成資産に関してどのような将来像を目標とし、その実現のためにどのような修復・公開活用の手法を導き出すべきなのかについて、簡潔に記述する必要がある。

顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）の観点から、23の構成資産全体のストーリーにおける当該構成資産の位置付けを明確化しつつ、（１）調査研究（Survey）→（２）構造物（Structure）→（３）構成資産（Component Part）・エリア（Area）→（４）景観（Landscape）の４点にしたがって、構成資産に固有の修復・公開活用の方針を明示する。

ア．調査研究（Survey）の推進

- ➢ 信頼性の高い修復・公開活用を目指すために、精度の高い調査研究を計画的に実施するうえでの方向性を明示する。
- ➢ 構成資産がもつ世界遺産としての顕著な普遍的価値（及び史跡等としての歴史上の価値）を明確化するために、発掘調査・関連歴史資料調査の方向性を明示する。
- ➢ 構成資産が地域社会（コミュニティ）において物理的・精神的に果たしてきた役割を明確化するために、関連歴史資料及び聞き取り等の調査の方向性を明示する。
- ➢ その他、修復・公開活用に必要な調査（測量調査・地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査等）の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｃ）との調整を図り、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｅ）との調整を図り、モニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の作成とその運用の方向性を明示する。

イ．建造物（Buildings）・遺跡（Historical and Archaeological remains/objects）の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

- ➢ 操業中及び操業停止後に当該構造物・遺跡が地域社会（コミュニティ）において果たしてきた物理的・精神的な役割を十分踏まえつつ、以下の２点について方向性を示す。
  - ●劣化・崩壊した又はその可能性のある部材について、材料・材質の安定的な修復（保全・強化）の方向性を示す。
  - ●不安定化し又はその可能性のある構造について、修復（強化・安定化）の方向性を明示する。
- ➢ 構成資産内・エリア内に残された機械類・関連文書史料等については、土地に付着しているものも、そうでないものも含め、立地・性質に応じた適切な修復の方向性を明示する。

ウ．構成資産（Component Part）・エリア（Area）における固有の産業システムの明示・説明

- ➢ 各構成資産・エリアに固有の産業システムの観点から、構成要素の相互のつながりを十分考慮した修復・公開活用の方向性を明示する。
- ➢ 操業を停止している場合には、往時の産業活動の全体の流れと、その中における各構成要素の位置付け・役割に注目し、構成資産（Component Part/Site）・エリア（Area）における当該産業システムの全体像が来訪者にも理解できるような公開活用の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｇ）との調整を図り、構成資産のみならず、周辺地域に所在する関連資産との一体的な活用をも視野に入れたインタープリテーション（展示）の方向性を明示する。

エ．景観（Landscape）の観点からの修景

- ➢ 構成資産の顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に資する（化石化した／活動的な）景観[4]とは如何にあるべきなのかについて明示する。
- ➢ 構成資産内の顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め、（化石化した／活動的な）景観の改善の観点から修景等の方向性を明示する。
- ➢ 構成資産に直近の区域を対象とする環境の維持・向上・改善をはじめ、広く緩衝地帯を対象として景観の維持・向上・改善の観点から行う修景等の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｄ）、ｅ）との調整を図り、周辺地域から構成資産に対する展望及び構成資産から周辺地域に対する展望の観点から行うモニタリング・カルテの作成及びその運用の方向性、周辺地域に所在する関連資産との一体的な修景の方向性を明示する。

オ．文化的資源・情報発信の拠点としての活用

- ➢ 構成資産を地域における文化的資源の一部として位置付け、一連のネットワークの下に相互に結び付け、

[4] ここにいう「景観」とは、主として往時の産業景観及び現時点におけるその化石景観の双方を指す。

情報発信の拠点としての活用の方向性を明示する。

- ➢ 地域社会（コミュニティ）の参画の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｃ）との調整を図り、来訪者数の上限設定の可能性・必要性及び来訪者管理の方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｆ）との調整を図り、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の方向性を明示する。

カ．事業の推進

- ➢ 上記のア～オの基本方針の全体をどのように実施していくのかについて方向性を明示する。
- ➢ 勧告ｃ）、ｄ）、ｅ）、ｆ）、ｇ）との調整を図り、以下の観点について各々の方向性を明示する。
  - ●事業進捗の各段階において必要とされる管理・運営の方向性を明示する。
  - ●事業の推進体制、関係部局・関係者間の役割分担・連携の方向性を明示する。
  - ●事業の進捗状況のフォローアップの方向性を明示する。

4．調査研究(Survey)

修復・公開活用計画の策定及び事業の実施に必要な調査研究の内容・手法・手順を明示する。

- ➢ 発掘調査研究
  - ●特に発掘調査計画は、最小限の範囲で必要な情報を得ることができるよう配慮する。
  - ●遺跡に関する調査と並行して、関連文書史料等の動産に関する調査にも配慮する。
- ➢ 文献史料調査研究
- ➢ その他の調査研究(地域社会(コミュニティ)における構成資産の役割等に関する調査､測量調査･地盤調査、景観（土地利用形態の変遷）に関する調査、構成資産とその周辺の関連資産等を視野に入れた来訪者の数・動態に関する調査等)
- ➢ モニタリング
  - ●作成したモニタリング・カルテ（調査台帳・個票）及び年次報告書の構成とその運用の手法を明示する。
  - ●モニタリングにより把握した構成要素等の劣化・風化又は後代の改変の状況に基づき、下記５～８を適切に実行するための手法を明示する。

5．建造物(Buildings)･遺跡(Historical and Archaeological remains/objects)の修復

（1）構成資産内の顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素の修復

ア．建造物（Buildings）の修復

- ➢ 歴史的建造物（建築物その他の工作物)、石垣・庭園等の工作物の修復の手法を明示する。
  - ●清掃・浄化（クリーニング）
  - ●劣化した材料・材質の被覆（コーティング）
  - ●強化措置（保存科学的措置）
  - ●部分的な取り換え、移設・保管
  - ●解体修理（全解体修理・部分解体修理等）
  - ●不安定化した構造の強化（耐震・浮動沈下対策）
- ➢ 木造の歴史的建造物の防災の手法を明示する。

イ．遺跡（Historical and Archaeological remains/objects）の修復

- ➢ 地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものに区分し、それぞれ修復の手法を明示する。
- ➢ 遺跡が存在する地形の安定化・崩壊防止の手法を明示する。

（2）構成資産内のその他の史跡の構成要素の修復

- ➢ ア・イの区分は（１）と同様。

（3）機械類・関連文書史料等の修復

- ➢ 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の修復の手法を明示する。

6．当該産業システムを視野に入れた構成資産の公開活用

構成資産（Component　Part）・エリア（Area）における固有の産業システムの明示・説明を目的として、以下の諸点から公開活用の手法を明示する。

（1）地区区分（ゾーニング）

- ➢ 構成資産・エリアに固有の産業システムの全体と構成要素の公開活用の両側面を考慮して適切な地区区分（ゾーニング）を行い、各地区（ゾーン）の特性に応じた公開活用の手法を明示する。
  - ●各地区及び全体について、望ましい来訪者管理の手法を明示する。可能であるならば、望ましい来訪者数を設定する。
  - ●地区区分（ゾーニング）に基づく効果的なインタープリテーション（展示）の手法を明示する。この点は以下の（2）～（7）とも関連しており、適宜、各項目において言及してもよい。

（2）動線

- ➢ 構成資産･エリアに固有の産業システムの全体像を念頭に置き､見学者動線･管理用動線等の手法を明示する。
- ➢ 動線となる園路等の表面仕上げの材料・材質についても明示する。

（3） 地形・環境の造成

- ➢ 最小限必要とされる地形造成を基本としつつ、給排水の手法等を明示する。
- ➢ 以下の２点の下に、遺跡の規模･形態･性質、機能･空間構造･生産機構等が適切に伝わるよう遺構の明示・補強等に用いるべき材料・工法等を明示する。
  - ●構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような物理的な明示・補強の手法
  - ●構成資産・エリアに固有の産業システムにおける各構成要素のつながりが理解できるような説明（情報提供）の手法
- ➢ 構成資産の全体・地区（ゾーン）の地形・性質を考慮し、必要に応じて舗装の手法を明示する。

（4）修景・植栽

- ➢ 構成資産内の顕著な普遍的価値（ＯＵＶ）に貢献する構成要素のみならず、その他の構成要素をも含め､(化石化した／活動的な）景観の維持・向上・改善の手法を明示する。
- ➢ 植栽の機能に配慮しつつ、適切な樹種・数量・緑量による修景の手法を明示する。

（5）案内・解説施設

- ➢ 23の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に関する情報提供の手法を明示する。
- ➢ 提供すべき情報の質と量により、サインの位置・意匠・形態・内容等を明示する。

（6）管理施設・便益施設

- ➢ 来訪者が快適に見学できるよう必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置、施設の意匠・構造等を明示する。

（7）公開活用施設

- ➢ （必要に応じ）屋内展示・体験学習等を通じて、23の構成資産から成る資産の全体及び当該構成資産に対する理解を促す施設の規模・形態・外観・位置等を明示する。
- ➢ 構成要素である建築物内に設置されている機械類、構成資産内において収蔵保管されている関連文書史料等の適正な活用の手法を明示する。

7．緩衝地帯の景観の維持･向上･改善のための修景

- ➢ 構成資産の緩衝地帯を対象として、景観等の観点から維持・向上・改善のための修景の手法を明示する。
- ➢ 緩衝地帯の内外に存在し、構成資産と関連する文化財等を視野に入れ、構成資産を中核に据えた文化的資源の全体に係る総合的な公開活用の手法を明示する。

8．文化的資源･情報発信の拠点としての公開活用

- ➢ 構成資産とその周辺に設置するガイダンス施設（ヴィジターセンター）等の諸施設を地域における文化的資源の一部として位置付け、それらをネットワークの下に相互に結び付け、情報発信の拠点として公開活用するための方法を明示する。
- ➢ 来訪者のアクセス手法及び駐車場の確保など、アプローチの方法を明示する。
- ➢ 修復・公開活用の事業への地域社会（コミュニティ）の参画の方法を明示する。
- ➢ 可能であれば来訪者数の上限設定を行い、来訪者管理の方法を明示する[5]。
- ➢ 世界遺産と史跡の保存活用に関与する地域の人々、関係諸団体等の能力開発（キャパシティビルディング）の方法を明示する。

9．事業の実施

（1） 事業の実施スケジュール

- ➢ 事業項目の内容・実施期間・実施行程等を明示する。その場合、以下の３点に大別し、相互の関係が分かるようバーチャート等を用いて事業の実施スケジュールを明示する[6]。
  - ●直ちに着手できる事業項目
  - ●短期において計画的に実施すべき事業項目
  - ●中長期的に実現を目指すべき事業項目
- ➢ パース等により、完成予想図を明示する方法もわかりやすい。

（2） 事業の推進体制

- ➢ 事業の各段階に必要とされる構成資産・エリアの管理・運営の手法を明示する。
- ➢ 事業の推進体制の具体像、関係部局・関係者間の役割分担・連携の手法、関係者の能力開発（キャパシティビルディング）の手法を明示する。
- ➢ 事業の進捗状況のフォローアップの方法を明示する。フォローアップの対象となる事業の中には、モニタリングの年次報告書に含めた出版物、Webサイト、シンポジウム等の企画、能力向上のための企画等のインタープリテーションに関する項目を含む。

[5] 来訪者の上限設定に係る来訪者数調査は平成28～30年度の３ヶ年で実施する予定であることから、平成29年度に策定完了予定の修復・公開活用計画では具体的な来訪者の上限数及び来訪者管理の方法を明示することはできない。

[6]「９．事業の実施」の章において短期・中長期の実施事業項目を示し、その内容・実施期間・実施スケジュール等を示すことは、当該史跡等における修復･公開活用事業のうち、どの事業項目の優先度が高いのかを示すことに他ならない。それは、勧告ｂ）が求めた「優先順位」と同義である。

修復・公開活用計画の構成・展開（標準図）

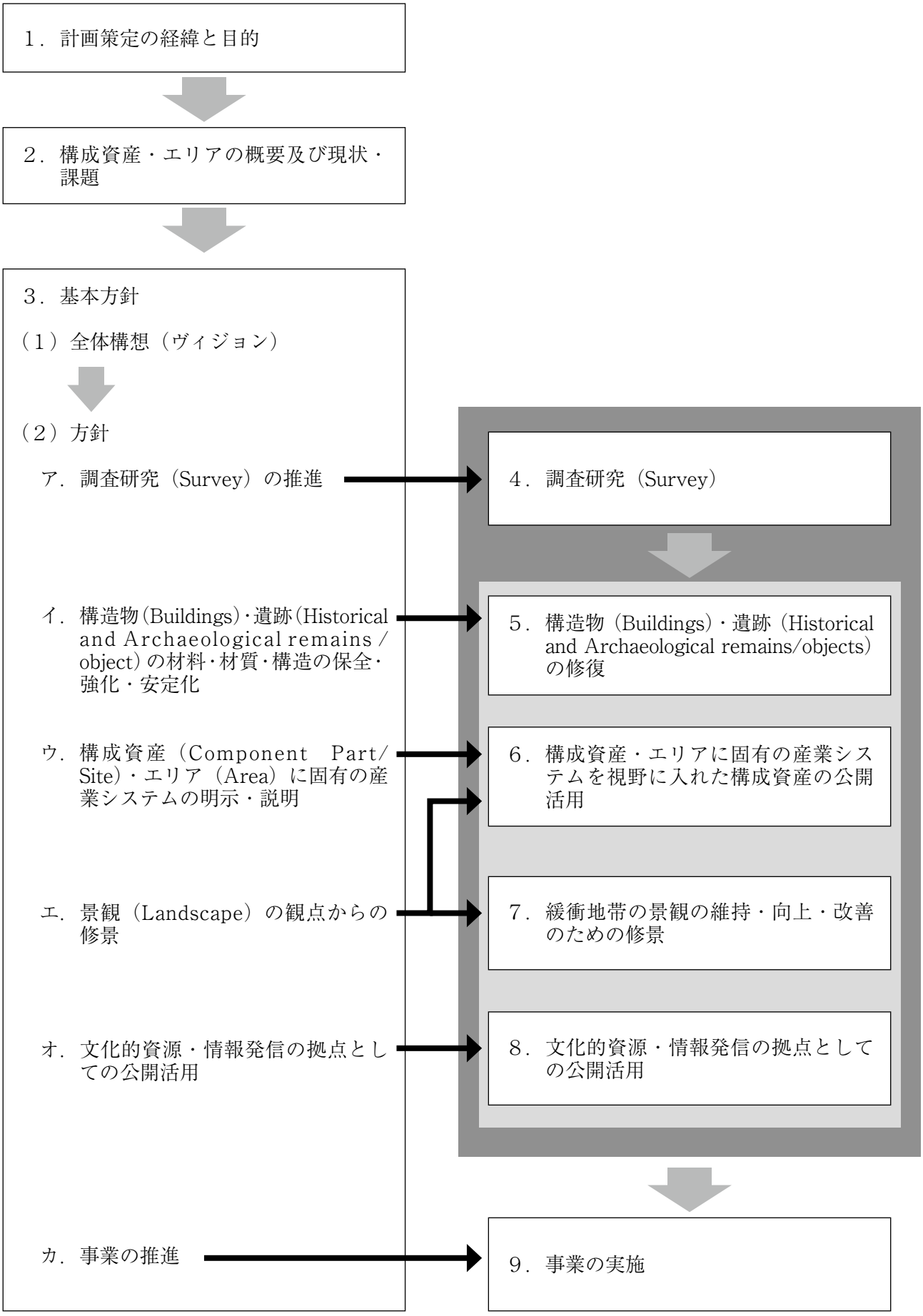

２．第39回世界遺産委員会決議（39ＣＯＭ　８Ｂ．14）＜仮訳＞

世界遺産委員会は、

１．文書WHC-15/39.COM/8B及びWHC-15/39.COM/INF.8B1を審査し、

２.「明治日本の産業革命遺産：製鉄・製鋼、造船、石炭産業」・日本を評価基準の（ⅱ）及び（ⅳ）に基づき世界遺産一覧表に記載し、

３．以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19世紀半ばから20世紀の初頭にかけ、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアルの構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の３つの段階を顕している。

第一段階は1850年代から1860年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一歩を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期（1890年～1910年）にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

23の構成資産は８県11市に立地している。８県の内６県は、日本の南西部に、１県は本州の中部、１県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的変化の道程を顕著に顕している。

1910年以降、多くの構成資産は、本格的な複合的産業施設に発展をした。現在も、一部、現役の産業設備として操業しているものもあり、また、現役の産業設備の一部を構成しているものもある。

評価基準（ⅱ）：

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において

嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

評価基準(iv):

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

完全性

本遺産群には、顕著な普遍的価値に貢献する必要不可欠な要素が適切に含まれている。各構成資産における完全性は、構成資産によりばらつきがあるが、何れにおいても顕著な普遍的価値を証明するのに必要不可欠な要素は遺されている。膨大な量の考古学的証拠が確認されており、詳細な記録調査及び保全の監督が求められている。これらは、本推薦資産の完全性に大いに貢献をしている。いくつかの要素は、保全状態の面で脆弱又は大変脆弱である。端島炭坑は劣化が進み、大きな保全の課題を明示している。三池炭鉱・三池港では、物的素材の保全状態が悪い。現在は一時的な対策が講じられてはいるが、官営八幡製鐵所の修繕工場の素材の保全状況は悪い。いくつかの構成資産においては、開発の影響を受けやすく、特に視覚の完全性を担保する上で、開発行為に脆弱であることが懸念されている。松下村塾においては、隣地における史跡の公開体験の場としての二次的開発により、セッティングのビジュアルの完全性が大いに損なわれている。しかしながら、この開発は資産全体の完全性を損なうほどの悪影響ではない。高島炭坑のビジュアルの完全性は、小規模な商業開発により弱められている。旧集成館においては、旧鹿児島紡績所技師館が二度の移設を経て、現在は元の位置近くに移設されている。技師館の周辺には小規模の都市開発が行われ、セッティングが損なわれている。セッティングは、周囲の建物が取り壊され、さらなる開発が、法的手続きと、管理保全計画（ＣＭＰ）の実施により、規制されることによって、改善することが可能である。

真実性

真実性において、個別の構成資産の中には断片的又は、考古学的遺構も含むが、何れにしてもそれらは、産業施設として真実性の高い証拠として認め得るものである。これらの構成資産については、一次情報としての真実性の高い史料であることが、詳細に記録され、文書化された考古学調査や報告書、さらには、公共機関並びに民間が保管する膨大な史料によって裏付けられている。全体としてみると、本遺産群は、19世紀の半ば、封建社会であった日本が、欧米からの技術移転を模索したこと、また、西洋技術を移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ねた歩みを証言している。

保全管理に関する要求

本遺産群は、資産範囲及びまたその緩衝地域において、国、県、市において、既存の多様な法的保護施策により、適切な保護対策が実施され、より高い水準で価値が守られている。各構成資産の管理保全計画（ＣＭＰ）のなかで、異なる法律の関係も示されている。これらの法律の中で最も重要な法律は、非稼働資産に適用される文化財保護法並びに、景観重要建造物として保護される民間企業所有の資産及び稼動資産の双方に適用される景観法である。これは長崎造船所において三菱重

工業が所有し管理する４つの構成資産に適用され、また官営八幡製鐵所において新日鐵住金が所有し管理する２つの構成資産に適用されている。文化財保護法は、文化財指定された場所の開発及び現状変更を制限するための第一義的な手法であり、この法律の下に所有者は日本国政府から許可を得なければならない。同様に、景観法の下に、景観重要建造物を変更する場合には許可が求められ、そのような構造物の所有者はそれらを適切に管理保全しなければならない。緩衝地域内での開発及び行為は、主として都市景観条例により制限されており、開発計画について高さ・密度を制限されている。各構成資産の管理保全計画（ＣＭＰ）の策定において、それぞれの構成資産が、資産全体の顕著な普遍的価値にどのように貢献しているのかを詳述するように草稿されてきた。ＣＭＰの基本方針では、包括的で一貫性のある保全のアプローチが示されているが、個々の構成資産における作業実施の詳細の水準は様々である。

日本政府は、稼働資産を含むシリアルの資産全体と個別の構成資産の保存管理のために、構成要素の管理を連携して行うパートナーシップを基本とした新たな枠組みを確立した。これは、「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」として知られている。日本政府においては、この枠組みは内閣官房の所管であり、官房は管理体制の実施に最終責任を担っている。日本は、国・地方公共団体、民間企業を含む幅広い利害関係者が、推薦資産の管理と保護に参加をするため、この戦略的枠組みの下に、密接なパートナーシップを確立した。これらの仕組みに加え、民間事業者である三菱重工業（株）、新日鐵住金（株）、三池港物流（株）は、当該構成資産の保護、管理保全において内閣官房と合意をした。関係者はこの新しいパートナーシップ型の枠組みが、管理体制として有効であるようにモニタリングすること、また管理者が価値保全にむけての能力を培うためのキャパシティビルディングに向け、継続的計画を準備することなど、特に留意すべきである。また、民間企業が所有する構成資産においては、ヘリテージに関する適切な助言が提供される必要がある。最優先で求められることは、各構成資産並びに構成要素が全体の遺産群にどのように関係しているのか、特に日本の産業化の道程において、１又は２以上の段階を反映しているか等を示すための適切なインタープリテーション戦略を準備することであり、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献しているのかを展示において明示することである。

４．締約国が、以下のことを検討するよう勧告する。

ａ）端島炭鉱の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。

ｂ）推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。

ｃ）資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。

ｄ）推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。

e）管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、１年ごとのモニタリングを行うこと。

f）各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。

g）推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の１または２以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること[7]。

h）集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

5．2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月１日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。

6．同時に、締約国がイコモスに対して、上記勧告の実施に係る助言を求めることを検討するよう勧告する。

（出典：内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室ホームページ）

[7] 世界遺産委員会は，委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり，パラ４．ｇで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション（展示）戦略に関し，日本が発したステートメントに留意する。

3．　史跡指定文全文

三重津海軍所跡　　佐賀県佐賀市

三重津海軍所跡は、幕末に佐賀藩が洋式船による海軍教育を行うとともに、藩の艦船の根拠地として、さらに修船・造船を行う場として機能した施設である。遺跡は、佐賀城跡から南東約五キロメートル、筑後川の支流の早津江川の西岸河川敷に立地する。

佐賀藩では、安政二年（一八五五）に幕府が長崎に海軍伝習所を開設したことを受け、伝習生を長崎に派遣する一方、藩内の船手に洋式船の運用技術を教育するため、同五年、従来より三重津に設置されていた藩の船屋を拡張し、御船手稽古所を設けた。翌年長崎海軍伝習所の閉鎖に伴い伝習生が帰郷すると、藩内での海軍養成および艦船運用を本格的に行うようになった。船屋の一角を海軍稽古場として整備し、稽古場や宿舎を設けた。また、早津江川河口が藩所有艦船の係留地となったことから、三重津を艦船運用の根拠地としても整備した。

こうした機能に加え、佐賀藩は三重津に洋式艦船の修理部品の製造等を行う「製作場」や、修船・造船の際に船を引き入れる「御修覆場」等の修船施設を整備していった。記録によれば、「製作場」は蒸気船ボイラーの組立作業を行うために建てたもので、鉄の鍛造、銅製品の補修や生産を行っていたものと考えられる。「修覆場」は、遅くとも文久元年（一八六一）秋には竣工していたことが確認でき、慶応元年（一八六五）、国内最初期の実用蒸気船である凌風丸が建造された。

海軍所の内部配置を記した「三重津海軍所図」(大正十年）によれば、北から順に、役所等がおかれた海軍寮地区、舟入場地区、調練場地区、修船・造船施設が集中していた製罐所・船渠地区からなっていたと考えられる。海軍所は明治時代初期に閉鎖されたと推測され、その後、明治三十五年（一九〇二）から昭和八年まで、商船学校として利用された。平成十三年度から堤防改修と公園整備が行われ、今日に至っている。

佐賀市（旧川副町・諸富町）教育委員会では、平成十三～二十四年度にかけて海軍所跡の発掘調査・文献調査等を実施した。海軍寮地区では、海軍所以前の船屋の遺構として一間×七間以上の規模の掘立柱建物、土坑、井戸、溝等を検出した。建物基礎は布掘り状で、基礎板材は船材を転用したものである。海軍所時代の遺構として、礎石建物、井戸等を検出した。井戸造成土からは海軍所時代を特徴づける「海」銘磁器碗が出土した。舟入場地区では、一九世紀代の遺物を伴う高さ一・五メートルほどの堤防盛土が見つかり、海軍所もしくはそれ以前の船屋時期のものと考えられる。調練場地区では、海軍所に伴う竹柵遺構、井戸を検出した。製罐所・船渠地区では、木炭・石炭、鞴羽口、坩堝とともに、加熱炉と考えられる金属加工遺構が見つかった。銅を主体とする加工滓も多数出土し、銅製品の加工を行っていたことも判明した。また、木杭と板を組み合わせた在来の土木工法による船渠側壁の護岸施設が確認された。護岸の一部は、法面の崩落を防ぐため「枠工法」を用いて丸太や板材が枠状に組まれ、階段状になっていた。

このように、三重津海軍所跡は、幕末に佐賀藩が洋式船による海軍教育を行うとともに、艦船の根拠地として、また修船・造船の機能を有した施設であり、船渠や製罐所をはじめとする遺構・遺物が良好に遺存していることが確認された。幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。（文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成25年２月号、第一法規株式会社）

4．　モニタリング・カルテ

モニタリング・カルテは、三重津海軍所跡の管理保全計画書に記載された構成要素の中の個別遺構を対象とし、構成要素、部位、現状、部材の関係を示す「樹形図」、構成要素ごとに個別遺構のモニタリング結果をチェックする「調査台帳」、個別遺構ごとに部材の現況やモニタリング暦を記載する「個票」で構成される。緩衝地帯のモニタリングについては、佐野常民記念館３階から、緩衝地帯の全周を対象とする視点場１～５を設定し、視点場ごとに景観個票を作成する。

モニタリング・カルテの様式を以下に示す。なお、個票については代表的なもののみを掲載する。

（1）樹形図

「構成資産」,「構成要素」,「部位」,「現状」,「部材」の関係（三重津海軍所跡）

構成資産	構成要素	部位	現状	部材
三重津海軍所跡	修覆場地区	石組遺構	地下遺構	遺構掘方
				粘土床
				角柱状石材
				遺構内堆積土
		炉状遺構１		遺構掘方
				粘土床
				遺構内堆積土
		炉状遺構２		遺構掘方
				遺構内堆積土
		溝状遺構		遺構掘方
				遺構内堆積土
		小型二連炉（坩堝炉）		遺構掘方
				粘土床・粘土壁
		廃棄土坑		遺構掘方
				遺構内堆積土
		護岸遺構〔本渠部〕		遺構掘方
				木組骨格
				木組骨格内充填土
				遺構内堆積土
		護岸遺構〔渠口部〕		遺構掘方
				土留護岸
				遺構内堆積土
		河川面護岸遺構		遺構掘方
				土留護岸
				遺構内堆積土
		造成土		造成土１
				造成土２
		コンクリート製船台遺構		遺構掘方
				スロープ
				枕木
				ボルト
		護岸遺構		遺構掘方
				石垣護岸
				はしご胴木
	稽古場地区	造成土		造成土３
		木杭群		木杭
		石碑「和船圍場跡」	地上構築物	石材
	船屋地区	土堤盛土	地下遺構	土堤盛土
		入江の地形	自然地形	入江

（2）調査台帳

①修復場地区

調査台帳

No.1

構成資産（構成要素）名称	三重津海軍所跡（修復場地区）		
調査日時		天候	
調査者			

番号	調査項目	調査結果			影響要因（番号で記入）	特記事項
		指摘なし	経過観察	要是正		
1	石組遺構					
（1）	遺構掘方					
（2）	粘土床					
（3）	石材					
（4）	遺構内堆積土					
2	炉状遺構１					
（1）	遺構掘方					
（2）	粘土床					
（3）	遺構内堆積土					
3	炉状遺構２					
（1）	遺構掘方					
（2）	遺構内堆積土					
4	溝状遺構					
（1）	遺構掘方					
（2）	遺構内堆積土					
5	小型二連炉（坩堝炉）					
（1）	遺構掘方					
（2）	粘土床・粘土壁					
6	廃棄土坑					
（1）	遺構掘方					
（2）	遺構内堆積土					
7	護岸遺構（本渠部）					
（1）	遺構掘方					
（2）	木組骨格					
（3）	木組骨格内充填土					
（4）	遺構内堆積土					
8	護岸遺構（渠口部）					
（1）	遺構掘方					
（2）	土留護岸					
（3）	遺構内堆積土					
9	河川面護岸遺構					
（1）	遺構掘方					
（2）	土留護岸					
（3）	遺構内堆積土					
10	造成土					
（1）	造成土１					
（2）	造成土２					
11	コンクリート製船台遺構					
（1）	スロープ					
（2）	枕木					
（3）	ボルト					
12	護岸遺構（渠口部）					
（1）	遺構掘方					
（2）	石垣護岸					
（3）	はしご胴木					

改善予定状況等

番号	改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善（予定）年月

影響要因

環境変化	1：樹木等、2：昆虫、3：菌類、4：経年劣化
自然災害	5：火災、6：落雷、7：風水害、8：土砂災害、9：地震、10：津波、11：火山災害
観光圧力	12：来訪者等による人為的行為
その他	13：その他

②稽古場地区

調査台帳

No.1

構成資産（構成要素）名称	三重津海軍所跡（稽古地区）		
調査日時		天候	
調査者			

番号	調査項目	調査結果			影響要因（番号で記入）	特記事項
		指摘なし	経過観察	要是正		
1	造成土					
（1）	造成土					
2	木杭群					
（1）	木杭					
3	石碑「和船圍場跡」					
（1）	石碑					

改善予定状況等

番号	改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善（予定）年月

影響要因

環境変化	1：樹木等、2：昆虫、3：菌類、4：経年劣化
自然災害	5：火災、6：落雷、7：風水害、8：土砂災害、9：地震、10：津波、11：火山災害
観光圧力	12：来訪者等による人為的行為
その他	13：その他

③船屋地区

調査台帳

No.1

構成資産（構成要素）名称	三重津海軍所跡（船屋地区）		
調査日時		天候	
調査者			

番号	調査項目	調査結果			影響要因（番号で記入）	特記事項
		指摘なし	経過観察	要是正		
1	土堤盛土					
（1）	盛土					
2	入江の地形					
（1）	地形					

改善予定状況等

番号	改善策の具体的内容又は改善できない理由	改善（予定）年月

影響要因

環境変化	1：樹木等、2：昆虫、3：菌類、4：経年劣化
自然災害	5：火災、6：落雷、7：風水害、8：土砂災害、9：地震、10：津波、11：火山災害
観光圧力	12：来訪者等による人為的行為
その他	13：その他

（3）個票

①石組遺構

個票　No.1

構成要素	修覆場地区	部位	石組遺構	現状	地下遺構

調査日時		天候		調査者	

部　　材	素　　材	観察手法	観察結果
1遺構掘方	造成土1	地表面形状	
2粘土床	粘土・焼土		
3角柱状石材	残存の石材7本（0.2～0.3m角、長さ0.9～1.5m）		
4遺構内堆積土	炭・焼土・砂・粘土等		

現状・提要	留意点等
○2001年10月調査、検出 ○2002年8月調査、確認 ○2009年7月調査、確認 ○2016年2月調査、確認	

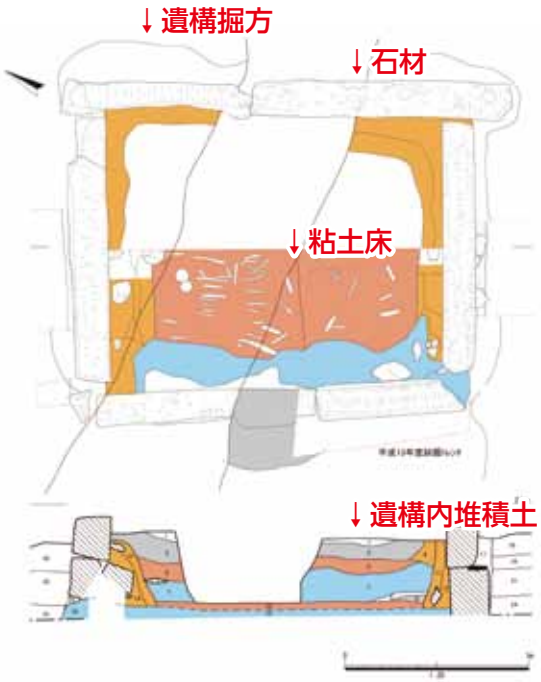

出典：佐賀市重要産業遺跡関係調査報告書第1集『幕末佐賀藩三重津海軍所跡』(2012年)

②護岸遺構(本渠部)

個票　No.7

構成要素	修覆場地区	部位	護岸遺構〔本渠部〕	現状	地下遺構

調査日時		天候		調査者	

部　　材	素　　材	観察手法	観察結果
1 遺構掘方	造成土 1	地表面形状 早津江川の水位観測	
2 木組骨格	杭・横木・堰板		
3 木組骨格内充填土	砂・粘土		
4 遺構内堆積土	炭・焼土・砂・粘土等		

現状・提要	留意点等
○2009年10月調査、検出 ○2010年６月調査、確認 ○2011年３月調査、確認 ○2012年２月調査、確認 ○2013年２月調査、確認	

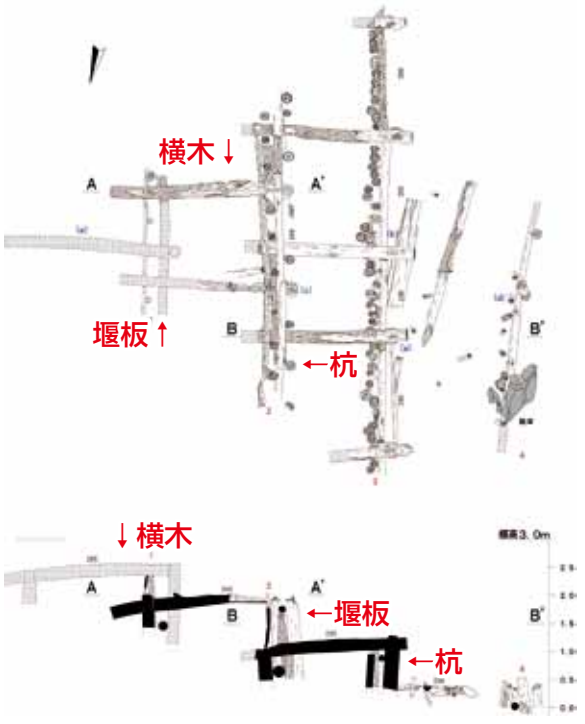

出典：佐賀市重要産業遺跡関係調査報告書第１集『幕末佐賀藩三重津海軍所跡』(2012年)

③石碑「和船圍場跡」

個票　No.3

構成要素	稽古場地区	部位	石碑「和船圍場跡」	現状	地上構築物

調査日時		天候		調査者	

部　　材	素　　材	観察手法	観察結果
1 石碑	角柱状石材	直接目視	
2			
3			
4			

現状・提要	留意点等

出典：『史跡三重津海軍所跡保存管理計画書』(2013年)

④景観個票（視点場２）

個　票　（構成資産名：三重津海軍所跡）

No.2

視点場	視点場２	記録年月日
方　向	佐野常民記念館（南）→河川、田園	
保全すべき価値	河川、河川敷、田園空間	

視点場の位置及び観測方向
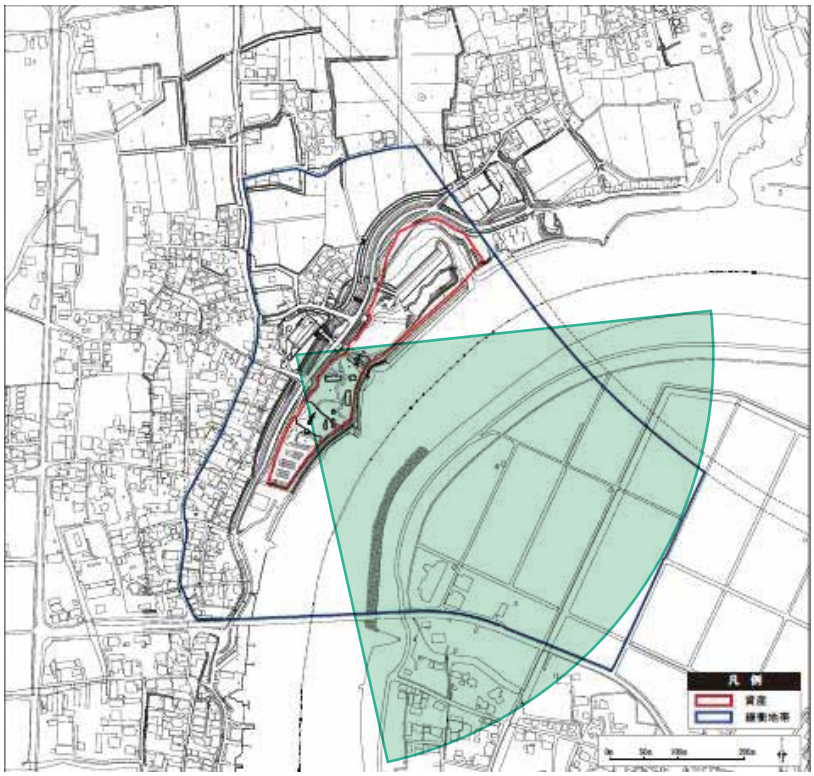
現　　況
展望景観の変化
誘導・修景等の対応

５．佐賀地区管理保全協議会規約

（設置）

第１条　「明治日本の産業革命遺産における管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」(以下「枠組み」という。）に基づき、明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業（以下「遺産群」という。）の構成資産のうち、佐賀地区に所在する構成資産（以下「三重津海軍所跡」という。）が関係者の連携の下で、文化財保護法等の関係法令及び三重津海軍所跡管理保全計画（以下「管理保全計画」という。）に則って的確に管理保全されることを目的として、佐賀地区管理保全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（役割）

第２条　協議会は、枠組みの定めるところにより、次に掲げる役割を担う。

（１）三重津海軍所跡について、当該構成資産の関係者の間で、管理保全計画及びその実施方法、並びにこれらの改善方策並びに状況のモニタリング等、三重津海軍所跡に関する事項について、情報及び意見の交換並びに協議会としての意思決定を行う。

（２）枠組みに定めるフィードバックの仕組みにおいて、次に掲げる役割を担う。

ア　モニタリング責任者（別表の左欄に掲げる佐賀市をいう。以下同じ。）から、少なくとも１年に１回は把握した内容の報告を受ける。また、この定期的な報告以外にも、管理保全が十分に行われておらず遺産価値がリスクにさらされている状況にあることが発見された場合には、モニタリング責任者から速やかに報告を受ける。

イ　アの報告内容について議論を行い、必要に応じて管理保全の方法の充実について検討を行う。

ウ　三重津海軍所跡のモニタリングの状況について、少なくとも１年に１回は「明治日本の産業革命遺産」保全委員会（以下「保全委員会」という。）に報告する。この場合において、的確な保全のために遺産群全体での対応が必要と認められるときは、新たな対応の検討を保全委員会に要請する。

エ　必要に応じ、稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）及び文化審議会やその委員に対し、リスク回避に関する方法及び管理保全方法に関する改善策その他の事項について、専門的なアドバイスを求める。

オ　保全委員会が三重津海軍所跡の管理保全について必要な対応を要請した場合には、協議会は、その対応について、情報及び意見の交換並びに意思決定を行う。

（３）有識者会議及び文化審議会のサポートの下で、６年おきに保全計画に基づく管理保全の取組状況を分析し、問題があると認めた場合は、必要に応じて問題の原因を明確化し、その対応策について議論した上で修正を行う。

（４）世界遺産条約履行のための作業指針の規定に基づいて日本国政府が行う定期報告のプロセスの一環として、必要に応じ有識者会議及び文化審議会のサポートの下に、三重津海軍所跡の価値の保全状況を評価し、その結果並びに周辺状況及び保全状況等の変化について、保全委員会へ報告する。

（組織）

第３条　協議会は、世界遺産の管理保全におけるパートナーシップの確立の理念の下に、管理保全についての意見交換及び意思決定に参画する必要のある関係省庁、地方公共団体及び三重津海軍所跡

の所有者等の関係者に広く開かれた組織とする。
2　協議会は、別表第１の左欄に掲げる機関等により組織する。
3　協議会の委員は、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
4　協議会に会長を置き、佐賀市長にある者をもって充てる。
5　会長は、協議会を総括する。ただし、会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、佐賀市副市長がその職務を代理する。

（会議）
第４条　協議会の会議は、会長が招集し、１年に１回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
2　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
3　協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）
第５条　協議会の事務を補助させるため、協議会に幹事会を置く。
2　協議会の幹事は、別表第２の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
3　幹事会に幹事長を置き、佐賀市企画調整部長の職にある者をもって充てる。
4　幹事会は、幹事長が必要と認めたときに召集する。
5　幹事長は、幹事会の会議の議長となり、議事を整理する。

（事務局）
第６条　協議会の事務を処理するため、佐賀市企画調整部三重津世界遺産課に事務局を置く。

（その他）
第７条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、平成25年３月19日から施行する。
附　則
この規約は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成27年１月20日から施行する。
附　則
この規約は、平成27年７月29日から施行する。
附　則
この規約は、平成27年10月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成27年11月16日から施行する。
附　則
この規約は、平成28年５月18日から施行する。
附　則
この規約は、平成28年11月16日から施行する。

附　則

この規約は、平成29年５月18日から施行する。

別表第１

内閣官房	産業遺産の世界遺産登録推進室内閣参事官
国土交通省　九州地方整備局　筑後川河川事務所	所長
国土交通省　九州地方整備局　福岡国道事務所	所長
国土交通省　九州地方整備局　佐賀国道事務所	所長
農林水産省　九州農政局	農村計画課長
佐賀県有明海漁業協同組合　早津江支所	運営委員長
佐賀市中川副校区自治会長会	会長
佐賀市西寺井自治会	会長
佐賀市上下自治会	会長
大川市大野島地区区長会	地区会長
福岡県　人づくり県民生活部　文化振興課	世界遺産登録推進室長
大川市	企画課長
佐賀県　肥前さが幕末維新博事務局	推進監
佐賀県教育庁	文化財課長
佐賀市	市長
佐賀市教育委員会	教育長

別表第２

内閣官房	産業遺産の世界遺産登録推進室企画官
国土交通省　九州地方整備局　筑後川河川事務所	管理課長
国土交通省　九州地方整備局　福岡国道事務所	計画課長
国土交通省　九州地方整備局　佐賀国道事務所	計画課長
農林水産省　九州農政局	農村計画課課長補佐
佐賀県有明海漁業協同組合　早津江支所	早津江支所長
佐賀市中川副校区自治会長会	会長
佐賀市西寺井自治会	会長
佐賀市上下自治会	会長
大川市大野島地区区長会	地区会長
福岡県　人づくり県民生活部　文化振興課	世界遺産登録推進室係長
大川市	企画課係長
佐賀県　肥前さが幕末維新博事務局	マネージャー
佐賀県教育庁	文化財課参事
佐賀市	企画調整部長
佐賀市教育委員会	社会教育部長

6．年次報告書

平成 28 年度
年次報告書

平成 29 年 10 月
佐賀地区管理保全協議会

（モニタリング実施者：佐賀市
モニタリング責任者：佐賀市）

5-1　三重津海軍所跡

目　次

1　基本情報 …… 1
2　保護状況（指定等） …… 2
3　構成資産に与える影響等に関する観察 …… 3
4　構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察 …… 5
5　構成資産の修復・整備活用事業等の実施に関する観察 …… 6
6　インタープリテーション …… 9
7　保護に関する団体等 …… 16
8　管理保全に関する関係者間の協力体制 …… 17
9　総括（評価） …… 18

1　基本情報

	構成資産	緩衝地帯
範囲	（図面） 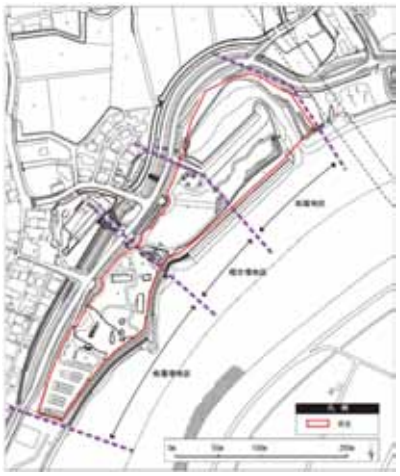	（図面） 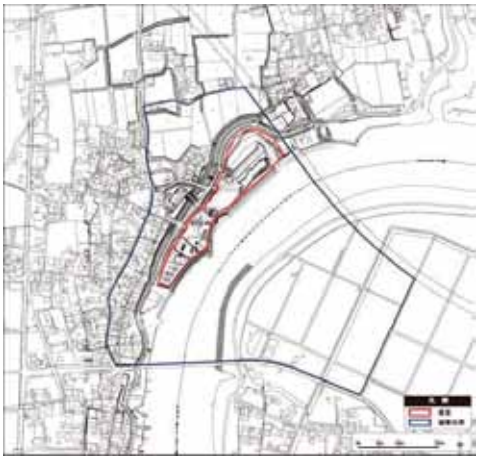
面積	3.14　ha	33.43　ha
用途	史跡、都市公園、漁港、河川・河川施設	河川・河川施設、佐野常民記念館、農地、宅地

2　保護状況（指定等）

	構成資産	緩衝地帯
範囲	（図面）	（図面） 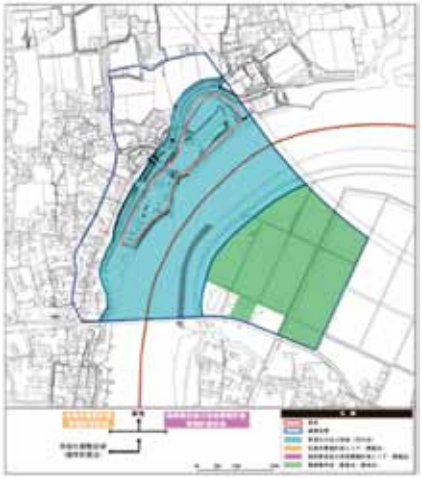
指定状況	史跡（文化財保護法）2014.10.06 追	〔佐賀県側〕佐賀市景観計画指定区域（景観法）、 市街化調整区域（都市計画法） 〔福岡県側〕福岡県筑後川流域景観計画区域（景観法） 農振農用地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律） 〔共通〕　河川・河川施設（河川法）

3　構成資産に与える影響等に関する観察

（1）資産

負の影響	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	28年度の結果	27年度の結果	コメント
環境変化	早津江川の水位	水位変動の把握	毎年	佐賀市	特記事項なし	特記事項なし	年間の水位は、最低0.73mから最高6.42mの間で推移。 【参考】H27：0.76～6.37m 資産に対する負の影響は認められない。
自然災害 〔風水害〕	崩落地の調査	目視及び必要に応じて測量により、崩落地の調査を実施	随時	佐賀市 佐賀市教育委員会	特記事項なし	特記事項なし	熊本地震直後にも確認したが、資産に対する負の影響は認められない。
観光圧力 〔観光客の増加による景観への影響〕	来訪者数	来訪者数を測定	毎年	佐賀市	佐野常民記念館 124,730人	佐野常民記念館 181,280人	世界遺産登録直後に比べると、来訪者数は減少傾向にあるが、それでも登録前と比べると増えている。特に資産に対する負の影響は認められない。【注】

【注：佐野常民記念館来訪者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月あたり平均
平成26年度	2,179	5,811	2,313	2,729	4,065	3,200	4,084	3,783	2,656	2,053	2,336	2,829	38,038	3,169
平成27年度	3,738	19,086	10,027	20,149	19,708	21,384	23,005	20,218	9,184	9,481	11,218	14,082	181,280	15,106
平成28年度	8,522	12,755	7,409	12,385	10,686	8,864	11,014	13,374	9,639	9,520	10,328	10,234	124,730	10,394

（2）緩衝地帯

負の影響	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	28年度の結果	27年度の結果	コメント
開発圧力 〔開発行為〕	開発行為の件数	件数の把握	毎年	佐賀市	0件	0件	各開発行為等については、法令等に基づき適正に実施されており、資産に対する負の影響は認められない。
〔河川の改修〕	工事の発注件数	件数の把握			0件	1件 〔河川護岸の一部補強〕	

4　構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察

構成要素	観察指標	指標の測定内容及び手法	周期	観察記録主体	28 年度の結果	27 年度の結果	コメント
修覆場地区	地表面の形状変更数	地表面の形状変更数による埋蔵文化財への被害を把握する。	毎年	佐賀市	0 件	3 件 〔園路修復、地表面表示、発掘調査〕	地下遺構への悪影響は認められない。
稽古場地区	地表面の形状変更数	地表面の形状変更数による埋蔵文化財への被害を把握する。	毎年	佐賀市	0 件	0 件	地下遺構への悪影響は認められない。
船屋地区	地表面の形状変更数	地表面の形状変更数による埋蔵文化財への被害を把握する。	毎年	佐賀市	1 件 〔発掘調査〕	1 件 〔漁港工作物（防舷材）〕	文化財保護法による許可に基づいた現状変更を実施した。その結果、地下遺構への影響は認められない。
	入江の地形の形状変化	入江の地形の形状変化の度合を把握する。	毎年	佐賀市	特記事項なし	特記事項なし	入江の形状に変化は無く、健全性は保たれている。

5　構成資産の修復・整備活用事業等の実施に関する観察

（主に修復に関するもの）

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H28 事業費	H29 事業費	補助金等
なし						

（主に整備活用に関するもの）

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H28 事業費	H29 事業費	補助金等
整備基本計画策定事業	ユネスコ勧告に対応するため、三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画を策定。 整備基本計画策定にかかるワークショップ開催	佐賀市	平成 27 年度	8,380,800 円	1,144,000 円	国補助 1/2 県補助約 6%
ガイダンス施設整備事業	「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や三重津海軍所跡の概要・価値等を伝える展示施設の充実のための計画を策定。	佐賀市	平成 28 年度	3,402,000 円	3,000,000 円	－
地表面表示整備事業	三重津海軍所跡の史跡地内に整備。 修覆場地区の主要遺構の位置をコンクリートで表示し、ドライドックの木組遺構については原寸大平面パネルを設置して、説明版によりわかりやすく解説。	佐賀市	平成 27 年度	－	－	－
道路誘導標識整備事業	佐賀市内 25 箇所に標識を設置。	国土交通省 佐賀県 佐賀市	平成 26 年度	－	－	－

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H28 事業費	H29 事業費	補助金等
情報発信・誘客対策事業	三重津海軍所跡への来訪者数年間 10 万人を目標に、県外に向けた情報発信と、来訪を促すための誘客対策を実施し、三重津海軍所跡の魅力や価値を伝える。 ■H28 実施事業（リアル宝探し） 三重津海軍所跡を舞台としたリアル宝探しゲームの開催。親子で謎解きをしながら、三重津海軍所跡や佐野常民記念館内及び周辺のまちなかを周遊してもらう参加型イベント。三重津海軍所跡への興味・関心を高め、その価値等を理解してもらう。	佐賀県	平成 28 年度	10,800,000 円	29,761,000 円	－
インフォメーションコーナー整備事業	様々な情報をわかりやすく伝えるため、佐野常民記念館 3 階にグラフィックパネルや映像、またドライドック復元模型、タッチパネルを使った情報検索システムなどのインフォメーションコーナーを設置。	佐賀市	平成 26 年度	－	－	－
	○機器メンテナンス		平成 27 年度	237,240 円	286,000 円	－
	○展示更新		平成 28 年度	－	286,000 円	－
	(1)グラフィックパネル追加 (2)解説映像シナリオ及びナレーション一部修正 (3)解説映像字幕追加			1,188,000 円	－	－
世界遺産登録記念銘設置事業	世界遺産登録を記念し、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産共通デザインの記念銘を設置。	佐賀市	平成 28 年度	1,819,800 円	－	－

事業名	事業概要	事業主体	開始年度	H28 事業費	H29 事業費	補助金等
現地魅力づくり対策事業	三重津海軍所跡へ来訪される方への理解促進と満足度向上を図るため、現地の魅力アップに向けた効果的な仕掛けづくりを実施。 ■映像コンテンツ「三重津タイムクルーズ」制作 160 年前の三重津海軍所をイメージした CG 映像や VR 機器を活用した映像コンテンツを制作。 ・イメージ映像（CG）制作 ・ラウンドビジョン（1 基） ・オキュラスリフト（5 基） ・車椅子用オキュラスリフト（1 基） ・みえつ SCOPE（110 台）　等	佐賀県 佐賀市	平成 26 年度	－	－	－
	□映像コンテンツ「三重津タイムクルーズ」改訂 (1)みえつドームシアター新設（1 基） (2)みえつ SCOPE ポイント追加（5 か所→7 か所） (3)みえつ SCOPE の内容改変（視聴順路変更） (4)ラウンドビジョン機能追加（DVD 再生機能） (5)オキュラスリフトの運用規模縮小(6 基→4 基)		平成 27 年度	県 25,719,120 円 市 247,320 円	県 5,349,000 円	－
	○機器メンテナンス			県 1,231,200 円	県 1,700,000 円	
	○機器更新･修理					
	(1)みえつ SCOPE 等の更新・修理			県 268,056 円 市 362,664 円	県 500,000 円 市 1,000,000 円	－

6　インタープリテーション

（出版物）

名称	作成（改訂）主体	規格・頁数	発行部数	言語	概要	補助金等
統合版 ガイダンスパンフレット	佐賀市	100×210mm	120,000 部	日本語	県市パンフレットを統合	県補助 1/2
			2,000 部	英語	〃	県補助 1/2
			2,000 部	中国語(簡体)	〃	県補助 1/2
			2,000 部	中国語(繁体)	〃	県補助 1/2
			2,000 部	韓国語	〃	県補助 1/2
ガイダンスパンフレット		100×210mm	2,000 部	韓国語	既存パンフレットの韓国語版	－
パンフレット（8 頁）		A4×8 頁	30,000 部	日本語		－
チラシ		A4 サイズ	2,000 部	韓国語	既存チラシの韓国語版	－
			2,000 部	英語	既存のチラシを増刷	－
			2,000 部	中国語(簡体)	〃	－
			2,000 部	中国語(繁体)	〃	－
			2,000 部	韓国語	〃	－
ポケットティッシュ		－	10,000 個	日本語		－
うちわ		－	2,000 本	日本語		－
名刺台紙		裏面フルカラー	20,000 枚	日本語		－
クリアファイル		A4 サイズ	4,000 枚	日本語		－
ぬりえ		A4 サイズ	5,000 部	日本語		－
特製シール		A6 サイズ	5,000 枚	日本語		－
ラッピングバス（車体公告）		－	3 台	日本語		－

名称	作成（改訂）主体	規格・頁数	発行部数	言語	概要	補助金等
「世界遺産三重津海軍所跡」普及啓発パンフレット	佐賀県	A5 カラー16 頁	10,000 部	日本語	明治日本の産業革命遺産の中での三重津海軍所跡の位置づけや役割を紹介	－
名刺台紙		両面フルカラー	30,000 枚	日本語	三重津海軍所のイメージと世界文化遺産登録、構成資産の位置等を表示。三重津海軍所跡 facebook への誘導（QR コード）。	－
「明治日本の産業革命遺産」普及啓発用 DVD	「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（以下、「世界遺産協議会」とする）	8エリアごとに作成 10 分程度	56 枚	日本語	明治日本の産業革命遺産情報発信アプリを活用した DVD（スマートフォンを所有していない児童や高齢者が対象）	有
普及啓発用パンフレット		A4，カラー24 頁	200,000 部	日本語	世界遺産価値等の理解増進を図るため、一般を対象に作成、各自治体等へ配布	有
スマートフォン・アプリ		AndroidOS，iOS	1 式	日本語，英語，中国語（繁体・簡体），韓国語	世界遺産価値等の理解増進、エリア間の周遊促進による交流人口の拡大を図る	有
「明治日本の産業革命遺産」普及啓発用 DVD（英語版）コンテンツ		約 20 分	1 コンテンツ	英語	外国人向けに遺産の価値やストーリー等を紹介する DVD コンテンツ	無
コメント	既存パンフレット等を更新し、様々なイベント等を通じて広く PR を実施することで、「三重津海軍所跡」「明治日本の産業革命遺産」の認知度を向上させ、周知に寄与した。					

（Web サイト）

名称	概要	アドレス	更新回数	アクセス数
佐賀市公式ホームページ内「世界遺産」	世界遺産に関するお知らせ、三重津海軍所跡の概要、佐賀市の取り組み等について紹介。	https://www.city.saga.lg.jp/main/199.html	随時	19,930 件 (H28.4-H29.3)
佐賀市公式ホームページ内特設サイト「見えない世界遺産、みえつ。」	三重津海軍所ＰＲ動画等を公開。	http://www.saga-city.jp/mietsu/	―	6,095 件 (H28.4-H29.3)
Facebook「国史跡　三重津海軍所跡」	三重津海軍所跡に関する情報を発信。	https://www.facebook.com/101953566804802/	随時	「いいね」220 人
特設サイト「みえつに来れば、みんな幕末！三重津海軍所跡」（佐賀県）	情報発信力のある若者層（世界遺産や歴史への関心が低い層）を意識した情報発信。 話題の技術（VR 等）を通したタイムトラベルを切り口に、三重津海軍所跡の概要やプロモーション映像、周辺の観光情報等を紹介。 ※H28 年度において多言語化（日英韓繁簡の 5 言語対応）	http://mietsu-sekaiisan.jp/	随時	110,672PV (H28.4-H29.3)
Web 動画「世界遺産 三重津海軍所跡プロモーションムービー」（佐賀県）	情報発信力のある若者層（世界遺産や歴史への関心が低い層）を意識した情報発信。 話題の技術（VR 等）を通したタイムトラベルをユニークな動画仕立てで表現し、Web 動画サイト等で公開。	http://www.mietsu-sekaiisan.jp/	―	88,390 回再生 (H28.4-H29.3)
Facebook「三重津海軍所跡」（佐賀県）	三重津海軍所跡に関するイベント等、タイムリーな話題を発信。	https://www.facebook.com/saga.pref.mietsu/	随時	「いいね」183 人
Twitter「三重津海軍所跡」（佐賀県）	三重津海軍所跡に関するイベント等、タイムリーな話題を発信。	三重津海軍所跡@mietsusekaiisan	随時	フォロワー82 人

名称	概要	アドレス	更新回数	アクセス数
「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」ホームページ（世界遺産協議会等ホームページ）	世界文化遺産登録に契機に、世界遺産協議会、（一財）産業遺産国民会議及び内閣官房と連携して、「明治日本の産業革命遺産」ホームページを新たに開設し、世界遺産としての価値やインタープリテーション活動、世界遺産協議会等の取組等を紹介（H27.7.2 開設）	http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/	随時	79,017 件 (H28.4.1～ H29.3.31)
コメント	今後も、きめ細やかな内容の提供と、迅速な情報発信を心がけたい。			

（シンポジウム・講座等）

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
講演会	通年	佐賀市 佐賀市教育委員会	約 411 名 (8 回)	研修会、企業のイベント等で、三重津海軍所跡についての講演を行った。
出前講座	通年	佐賀県	969 名 (11 回)	「世界遺産について」「明治日本の産業革命遺産について」「三重津海軍所跡について」「世界遺産登録への登録」「世界遺産の効用」の 5 部構成で、県世界遺産担当職員が県内全域を対象に出前形式で講座を実施した。
		佐賀市 佐賀市教育委員会	約 85 名 (2 回)	「明治日本の産業革命遺産」「三重津海軍所跡」「世界遺産登録を目指した取り組み」の３部構成で、市三重津世界遺産課、市教育委員会文化振興課職員が各地区や団体を対象に出前形式で講座を実施。
パネル展	通年	佐賀市	約 13,000 名（5 回）	東よか干潟ラムサール条約湿地登録 1 周年記念イベントや、佐賀インターナショナルバルーンフェスタなど、佐賀市内のイベント等でパネル展を開催した。
世界遺産登録 1 周年記念イベント	①7 月 16 日 ②9 月 17～19 日 ③11 月 3 日	佐賀県 佐賀市	①500 名 ②750 名 ③250 名 計 1,500 名	世界遺産に登録されたことを改めて知ってもらい、三重津海軍所跡への関心を高めることを目的に、3 回に分けて記念イベントを開催した。 第①回（7 月）：地元小学生等による灯明アート展示、地元大学生のパフォーマンス、地元出身アーティストによる篠笛ミニライブ等 第②回（9 月）：歴史探訪ウォーキング、子ども向け科学技術体験、ミニ講座等 第③回（11 月）：クイズラリー等

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
郷土の誇りを未来へコンクール	作品展示 10 月 24 日～ 11 月 3 日	佐賀県	作品展示数 30 点	三重津海軍所跡世界遺産登録と明治維新 150 年を記念し、県内小中学生を対象とした夏休み課題展を行い、優秀作品の表彰及び展示を行った。
発掘体験	2 月 4 日	佐賀市教育委員会	16 名	九州国立博物館の依頼で、同博物館女子考古部を対象に、三重津海軍所跡で体験発掘を実施した。
発掘調査現地説明会	3 月 5 日	佐賀市教育委員会	約 160 名	三重津海軍所跡で今年度実施している発掘調査の成果について、現地説明会を実施。
コメント	三重津海軍所跡の概要や価値、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の全体像や各構成資産についての理解を深めるため、様々なイベント等での周知を図った。			

（教育活動）

名称	開催日	事業主体	参加者数	概要
－	－	－	－	－
コメント	今年度は該当事業がなかったので、今後は、出前授業などの機会を増やしていきたい。			

（教育活動用素材）

名称	作成（改訂）主体	規格・頁数	発行部数	概要	補助金等
子ども向けパンフレット	佐賀市	A4　8 頁	10,000 部	小学校高学年を想定した子ども向け見学用教材	—
子ども向け学習用 DVD		15 分／8 分	一般配布無し	小学校高学年を想定した現地学習用映像教材	県補助 1/2
コメント	学校現場等との連携を図り、内容の充実に努めたい。				

（キャパシティビルディング）

名称	開催日	事業主体	参加者数	対象者	概要
管理保全に係る研修会	5 月 17 日、 2 月 10 日	世界遺産協議会	延べ約 80 人 （佐賀市 5 人参加）	「明治日本の産業革命遺産」関係自治体職員	管理保全の知識や技術の向上を図るため、初任者を対象とした講習や、外部講師を招いた講話による研修を開催した。
「明治日本の産業革命遺産」ガイド研修	11 月 15 日～ 16 日		90 人	各エリアのガイド等、関係自治体職員	世界遺産価値等の理解増進を図るとともに、ガイド活動における関係地域間の連携・交流を深めた。
佐野常民記念館ボランティアスタッフ研修会	8 月 25 日、 10 月 7 日、 10 月 26 日	佐賀市 佐賀市教育委員会	延べ 76 人	佐野常民記念館ボランティアガイド（既存）	三重津海軍所跡や明治日本の産業革命遺産、佐野常民、接遇ルールについての研修
ガイド養成講座（新規）	2 月 18 日、 25 日、3 月 11 日、18 日		延べ 56 人	佐野常民記念館ボランティアガイド（新規）	同上
コメント	平成 27 年度に作成したガイドテキストを用いて既存のボランティアガイド向けに研修を行うとともに、新規ボランティアガイドの募集を行い、養成講座を実施した。				

（調査・研究活動）

調査・研究名称	事業主体	期間	概要	補助金等
発掘調査 調査報告書作成	佐賀市教育委員会	〔発掘調査〕 平成 29 年 1 月～ 平成 29 年 3 月 〔報告書〕通年	将来的な史跡整備のために、三重津海軍所跡の発掘調査を継続。平成 28 年度は、船屋地区の発掘調査を実施。平成 26 年度以降の調査報告書を作成中。	事業費　17,116,000 円 国庫補助　50% 県補助　18%
文献調査	佐賀市教育委員会	通年	三重津海軍所跡を含む佐賀の近代化事業の文献調査を実施。	事業費　2,746,000 円

（地域社会が関与する活動）

活動名称	開催日	事業主体	参加者数	参加者・団体・活動概要
ボランティア活動	通年	佐賀市教育委員会 （佐野常民記念館）	72 名	大人ガイド 60 名（うち歴史ガイド 24 名）、 子どもガイド 12 名
中川副まちづくり協議会歴史伝統部会美化活動	毎月第 1 土曜日	中川副まちづくり協議会歴史伝統部会	各回 10～20 名程度	中川副まちづくり協議会歴史伝統部会会員等により、資産内の清掃活動を実施。
三重津海軍所跡世界遺産登録記念綱引き大会	5 月 5 日	世界遺産「三重津海軍所跡」保全会	360 名	三重津海軍所跡を構成資産とする「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が昨年世界遺産に登録されたことを記念して開催された。4 歳から 70 代までの幅広い世代が参加。
世界遺産「三重津海軍所跡」保全会美化活動	9 月 24 日、 3 月 18 日	世界遺産「三重津海軍所跡」保全会	80 名 100 名	世界遺産「三重津海軍所跡」保全会会員等により、資産内の清掃活動を実施。
三重津海軍所跡クリーン活動	7 月 9 日	異業種交流会我楽多会	約 50 名	我楽多会会員等により、資産内の清掃活動を実施。
コメント	地元住民が組織する団体による清掃活動など、資産の保全活動への自発的な関わりが活発に行われている。			

7　保護に関する団体等

（管理団体等の概要）

名称	所有者/管理者	従事者，従業員数	団体の概要
佐賀市	管理団体	〔資産の管理保全に係る従事者数 （所属長含む、嘱託・日々雇用職員は除く。）〕 三重津世界遺産課　6 名 文化振興課（文化財一係）　8 名 水産振興課（基盤整備係）　4 名 南部建設事務所（維持係）　8 名	地方公共団体。職員数 1,781 名。(2016.4.1 現在) 資産の管理保全を所管しているのは、三重津世界遺産課（世界遺産）、文化振興課（調査・史跡）、水産振興課（漁港）、南部建設事務所（公園）の 4 課。

（NPO，ボランティア等，資産に関わる団体の概要）

名称	団体の種別	従事者，従業員数	団体の概要
世界遺産「三重津海軍所跡」保全会	任意団体	84 名	三重津海軍所跡が所在する佐賀市南部の諸富町、川副町の両町の各種団体の長により構成。平成 25 年 5 月に発足。
中川副まちづくり協議会歴史・伝統部会	任意団体	16 名	三重津海軍所跡が所在する佐賀市南部の川副町に平成 26 年 3 月にコミュニティ組織である「中川副まちづくり協議会」が発足。この協議会は 5 つの部会で構成され、「歴史・伝統部会」はその一つである。

8　管理保全に関する関係者間の協力体制

（地区別協議会の開催状況）

（第１回）平成 28 年 5 月 18 日

区分	議事・報告事項	備考
①「戦略的枠組み」に定めるフィードバックの仕組み	平成 28 年度年次報告書（案）について	
④その他	有明海沿岸道路の現況と平成 28 年度事業計画について	
④その他	整備基本計画策定の進捗状況について	
④その他	世界遺産登録記念銘設置計画について	
④その他	佐賀地区管理保全協議会規約の改正について	

※表中の「戦略的枠組み」とは、「「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域　管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」を指す。

9　評価

(1)「1　基本情報」について

・世界文化遺産としての顕著で普遍的な価値に貢献する三重津海軍所跡の各構成要素と周辺景観は、登録時の状態が維持されつつ、価値を伝えるための施設の設置を進めている。

(2)「2　保護状況（指定等）」について

・登録時の法規制等により、適切に資産の保全が図られている。

(3)「3　構成資産に与える影響等に関する観察」について

・自然環境、環境変化による被害等は発生していない。今後も観察を継続的に実施する。
・世界遺産登録直後に比べると、来訪者数は減少傾向にある。今後の来訪者数の計測方法については、より適正な手法を検討していく。
・緩衝地帯と隣接している有明海沿岸道路の橋梁工事については、平成 27 年 11 月に遺産影響評価報告書を提出した後、工事に着手している。資産価値に影響を及ぼさないよう、今後も継続して事業主体者と資産管理者との間での保全に関する情報共有を密に図っていく。

(4)「4　構成資産内の構成要素ごとの物理的改変に関する観察」について

・資産内の物理的な改変については、文化財保護法、河川法に基づき、適切な措置が講じられている。

(5)「5　構成資産の修復・整備活用事業等の実施に関する観察」について

・来訪者に向けた映像等による遺跡の解説は、効果的に実施され、新しいコンテンツの充実も十分に図られている。

(6)「6　インタープリテーション」について

・パンフレット等の更新や多様なイベント、ガイド研修など、様々な取り組みを行っている。今後は、子ども向けの教育素材の活用が求められる。

(7)「7　保護に関する団体等」について

・資産の管理者である佐賀市において、関係者間の連携を引き続き密に図る必要がある。また、NPO 等とも十分な協働による組織連携の継続が求められる。

⑻「８　管理保全に関する関係者間の協力体制」について

・「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域　管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」のとおり、管理保全に関する関係者間の協力体制は有効に働いている。

三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画

・史跡三重津海軍所跡整備基本計画
・「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
　三重津海軍所跡修復・公開活用計画

発行・監修　佐賀市企画調整部三重津世界遺産課
〒840-8501　佐賀市栄町1-1
TEL　0952（40）7109
編集　株式会社エスティ環境設計研究所
〒812-0028　福岡市博多区須崎町12-8
TEL　092（271）3606
印刷　日之出印刷㈱
〒849-0921　佐賀県佐賀市高木瀬西６丁目11－５
TEL　0952（31）7177